

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年12月2日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集 内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)
【届出の対象とした募集 内国投資信託受益証券の 金額】	継続募集額(平成23年12月3日から平成24年12月7日まで) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス) 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス) 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス) 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス) 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス) 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス) 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス) 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス) 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド) 2兆円を上限とします。 * なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に 有価証券届出書を提出することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

（「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）」を「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）」を「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）」を「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）」を「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）」を「ノムラ・豪州・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）」を「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）」を「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）」を「ノムラ・フィリピン・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）」を「マネープール・ファンド」または「ノムラアジアシリーズ マネー」という場合があります。これらを総称して「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

なお、全てのファンドを総称して「ノムラ・アジア・シリーズ」という場合があります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、  
「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」  
2兆円を上限とします。

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・  
フォーカス」

2,000億円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続  
が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドに  
おいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (5)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗  
じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とし  
ます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

#### (6)【申込単位】

一般コース (分配金を受け取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位  
とします。

#### (7)【申込期間】

平成23年12月3日から平成24年12月7日まで

\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先まで問い合わ  
せ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。）

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングのお申込みを含みま

す)の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付を取り消す場合があります。

#### スイッチング

各ファンド間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、各ファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までいずれか他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、全額をご換金した場合の手取金の全額をもっていずれか他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。(詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。)

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

#### 申込不可日

各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

- |                  |  |
|------------------|--|
| ノムラ・印度・フォーカス     | : 申込日当日が、インドのナショナル証券取引所の休場日と同日付の場合。  |
| ノムラ・韓国・フォーカス     | : 申込日当日が、韓国証券取引所の休場日と同日付の場合。   |
| ノムラ・台湾・フォーカス     | : 申込日当日が、台湾証券取引所の休場日と同日付の場合。   |
| ノムラ・アセアン・フォーカス   | : 申込日当日が、シンガポール証券取引所またはマレーシア証券取引所の休場日と同日付の場合。                                      |
| ノムラ・豪州・フォーカス     | : 申込日当日が、オーストラリア証券取引所の休場日(半休日を含みます。)と同日付の場合。                                       |
| ノムラ・インドネシア・フォーカス | : ・申込日当日がインドネシア証券取引所の休場日と同日付の場合<br>・インドネシアの連休等で、取得、換金の申込みの受け付けを行なわないものとして委託者が指定する日 |
| ノムラ・タイ・フォーカス     | : 申込日当日がタイ証券取引所の休場日と同日付の場合   |
| ノムラ・フィリピン・フォーカス  | : 申込日当日がフィリピン証券取引所の休場日と同日付の場合  |

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載

載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、  
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。  
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・アジア・シリーズは、アジアの投資対象先にフォーカスするファンドとマネープール・ファンドで構成されています。

ノムラ・インド・フォーカス	インドの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・韓国・フォーカス	韓国の企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・台湾・フォーカス	台湾の企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・アセアン・フォーカス	アセアン加盟国（東南アジア諸国連合）の企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

「ノムラ・インド・フォーカス」は「野村インド株マザーファンド」、「ノムラ・韓国・フォーカス」は「野村韓国株マザーファンド」、「ノムラ・台湾・フォーカス」は「野村台湾株マザーファンド」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」は「野村アセアン株マザーファンド」、「ノムラ・豪州・フォーカス」は「野村豪州株マザーファンド」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」は「野村インドネシア株マザーファンド」、「ノムラ・タイ・フォーカス」は「野村タイ株マザーファンド」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は「野村フィリピン株マザーファンド」、「マネープール・ファンド」は「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

受益権の信託金限度額は、「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」については6,000億円、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については500億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。



## &lt; 商品分類 &gt;

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

- (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス))
- (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス))
- (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス))
- (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス))
- (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス))

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ( )
	内外	資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ( )		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ( )
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ( )	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 ( )		アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス))

(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス))

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル ( )		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ( )
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債	年12回 (毎月)			
その他債券		オセアニア		
クレジット属性 ( )	日々			
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

## （ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス））

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型  追加型	国内  海外  内外	株式  債券  不動産投信  その他資産 （ ）  資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル （ ）  日本	ファミリーファンド	あり （ ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）  年12回 （毎月）  日々	北米  欧州  アジア  オセアニア		
不動産投信	その他 （ ）	中南米  アフリカ  中近東 （中東）  エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券 （株式一般））				
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

## （ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド））

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 （投資信託証券 （債券一般））	その他 （ ）	アフリカ 中近東 （中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[ 投資対象地域による区分 ]

- (1) 国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1) 株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 独立した区分 ]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[ 補足分類 ]

- (1) インデックス型... 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[ 投資対象資産による属性区分 ]

株式

- (1) 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債... 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債... 目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券... 目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

## 〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2)【ファンドの沿革】

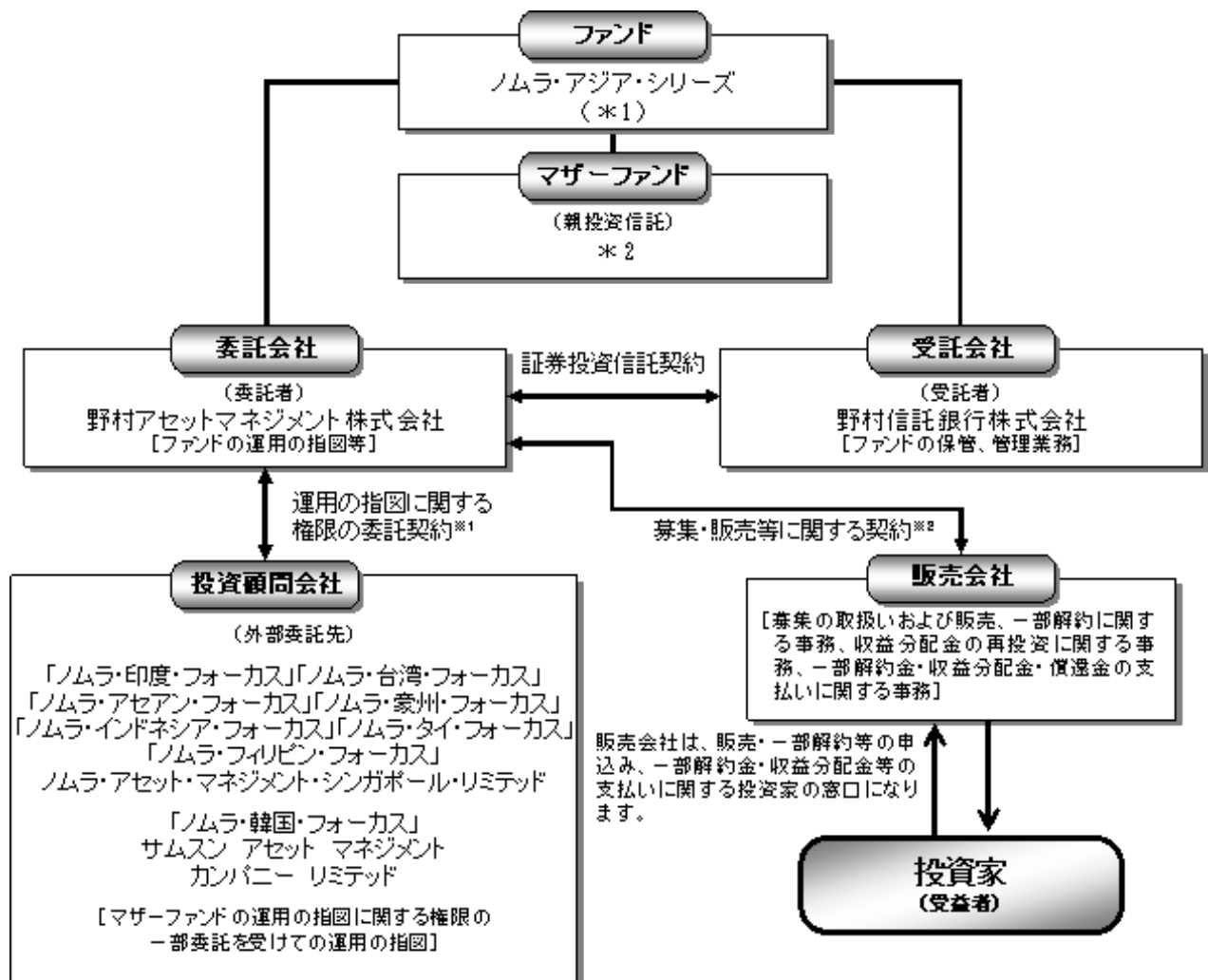
- |            |   |
|------------|---|
| 平成21年9月16日 | 「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「マネープール・ファンド」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |
| 平成21年12月7日 | 「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始                            |
| 平成22年12月6日 | 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始        |

## (3)【ファンドの仕組み】

&lt;各ファンド（マネープール・ファンドを除く）&gt;

注）以下の図表中\*1、\*2、\*3については下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

*1	*2	*3
ノムラ・インド・フォーカス	野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式
ノムラ・韓国・フォーカス	野村韓国株マザーファンド	韓国の企業の株式
ノムラ・台湾・フォーカス	野村台湾株マザーファンド	台湾の企業の株式
ノムラ・アセアン・フォーカス	野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式
ノムラ・豪州・フォーカス	野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式
ノムラ・インドネシア・フォーカス	野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式
ノムラ・タイ・フォーカス	野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式
ノムラ・フィリピン・フォーカス	野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式



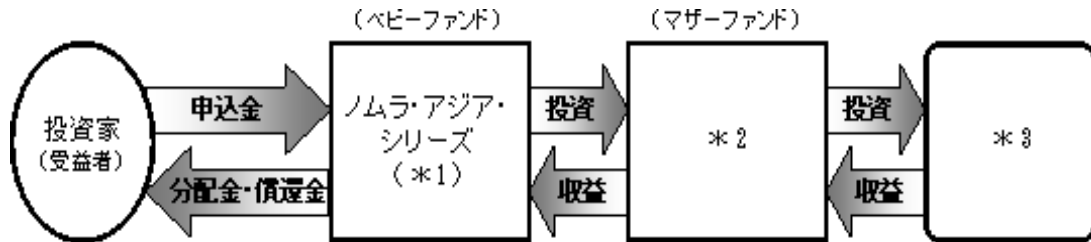
※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。



## 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは\*2を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。

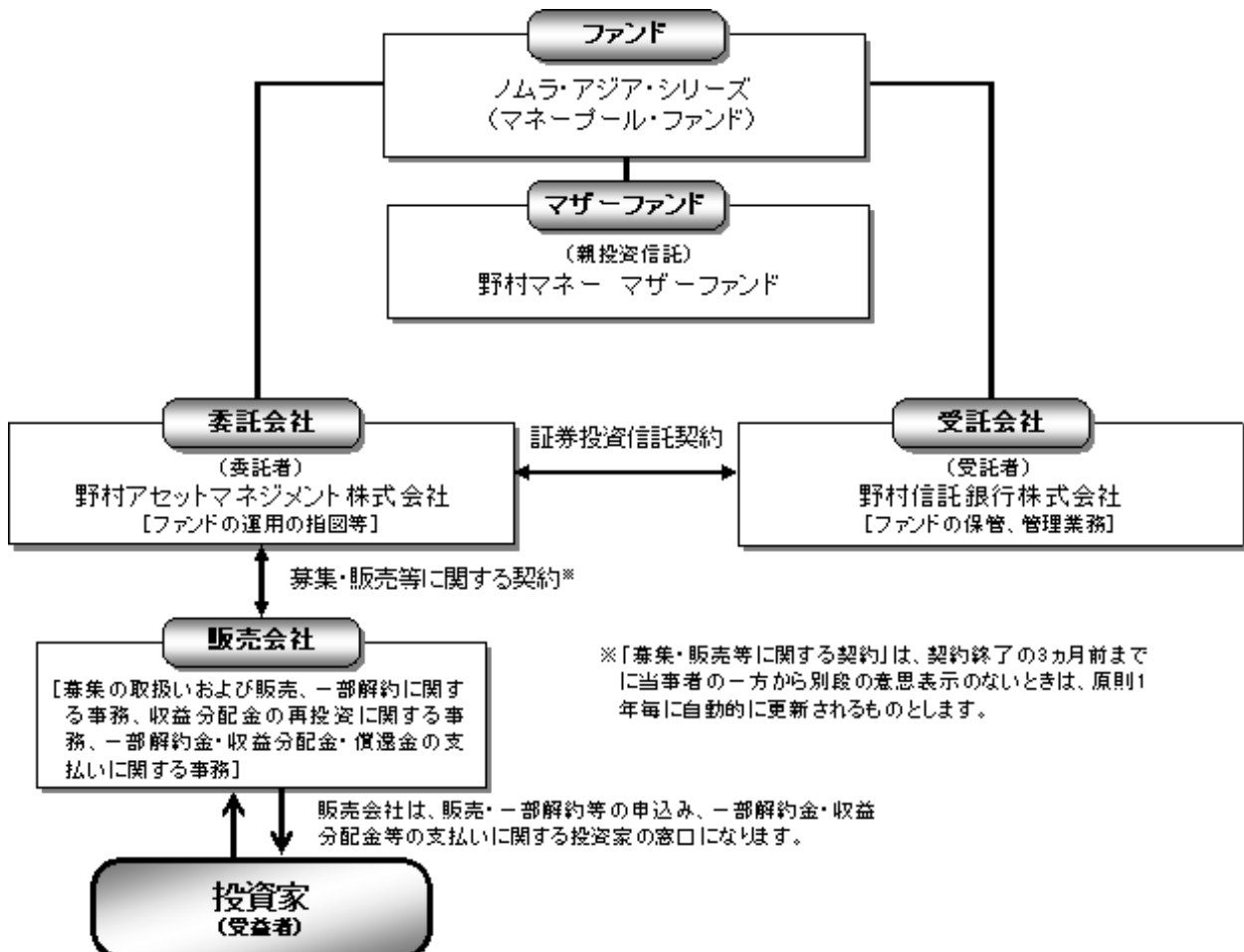


\* マザーファンドの運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。

\* 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

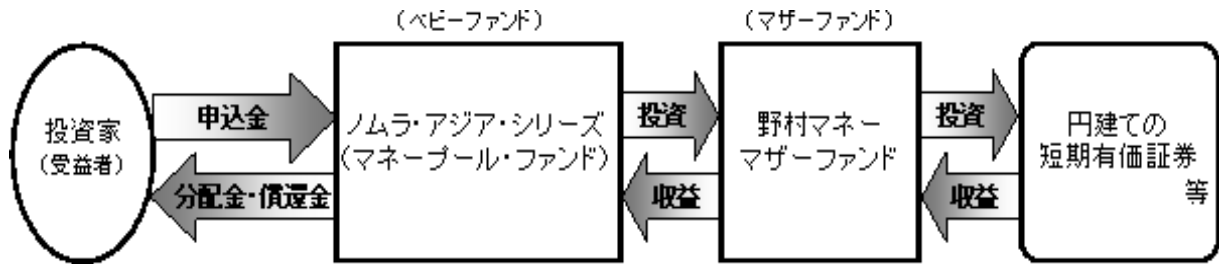
\* ファンドは、マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

## &lt;マネープール・ファンド&gt;



## 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてペビーフンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



\* マザーファンドの運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。

\* 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

\* ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

## 委託会社の概況

## 委託会社

## ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

## ・資本金の額

平成23年10月末現在、17,180百万円

## ・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

## ・大株主の状況(平成23年10月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <ノムラ・印度・フォーカス>

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

- ・インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

ファンドは、BSE200指数(ムンバイ200種指数)(円換算ベース)をベンチマークとします。

「BSE200指数(ムンバイ200種指数)(円換算ベース)」は、BSE200指数(インドルピーベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、インド株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・株式、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融商品取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの実質組入比率を引き下げることがあります。

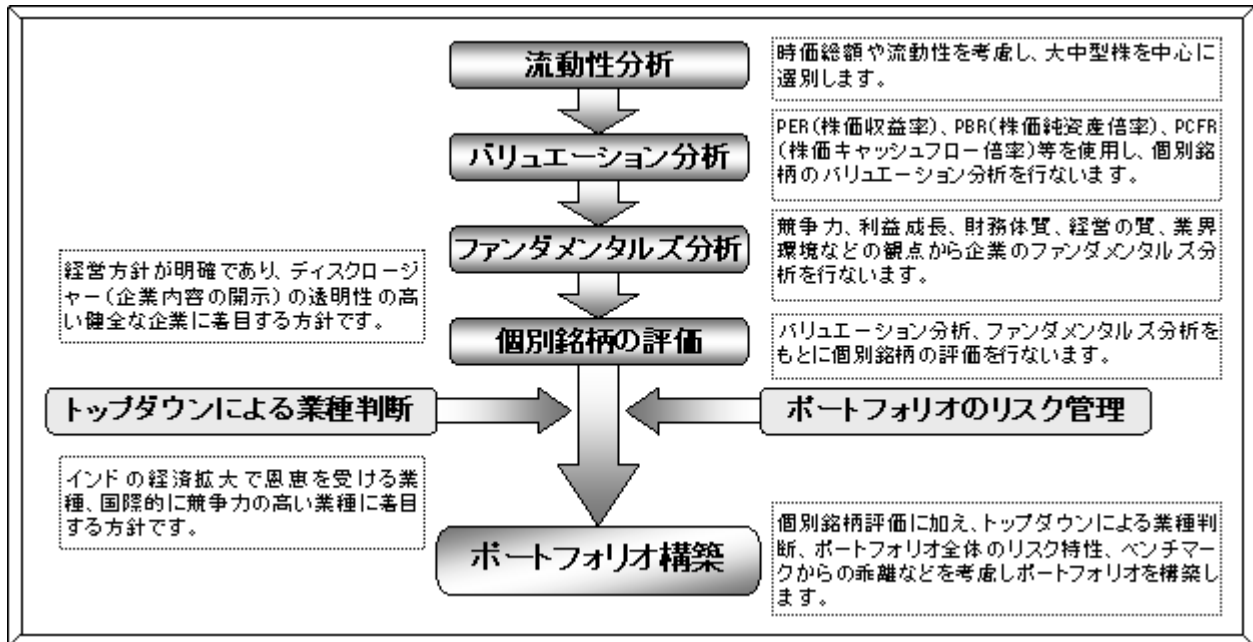
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: 「野村インド株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.38%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

## ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

#### < ノムラ・韓国・フォーカス >

株式への投資にあたっては、企業訪問や独自のバリュエーションモデルを活用したファンダメンタルズ分析により、成長性や持続可能性のある投資銘柄を選別します。

\* Samsung Asset Management Co., Ltd. の関係会社が発行する普通株式の、マザーファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率は、ベンチマークであるKOSPI（韓国総合株価指数）における当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行うことを基本とします。

ファンドは、KOSPI（韓国総合株価指数）(円換算ベース)をベンチマーク とします。

「KOSPI（韓国総合株価指数）(円換算ベース)」は、KOSPI（韓国ウォンベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、韓国株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、Samsung Asset Management Co., Ltd.（サムスン アセット マネジメント カンパニー リミテッド）に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

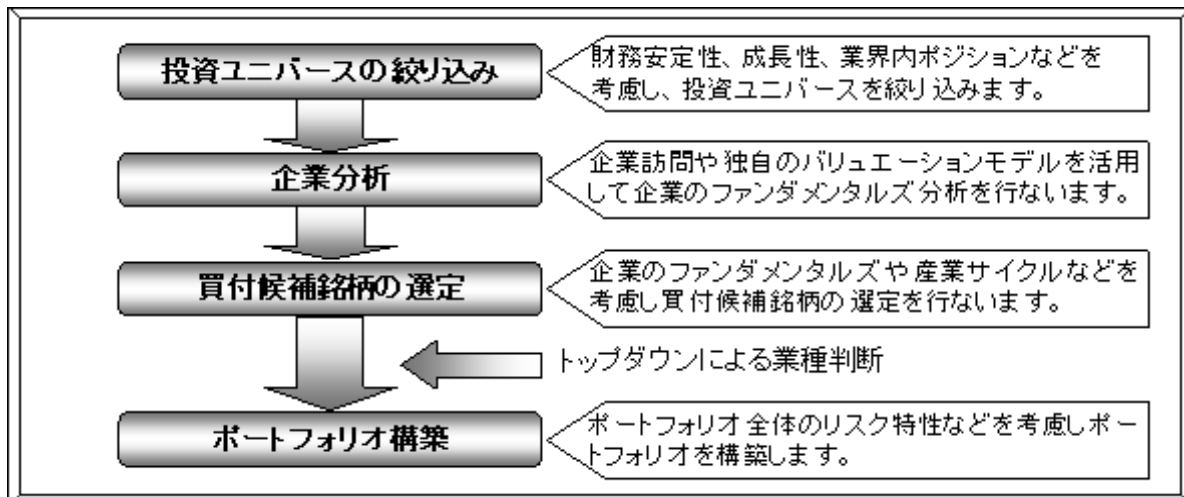
委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: Samsung Asset Management Co., Ltd. (サムスン アセット マネジメント カンパニー リミテッド)
委託先所在地	: 大韓民国 ソウル市

委託に係る費用：「野村韓国株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
100億円以下の部分	年0.45%
100億円超300億円以下の部分	年0.40%
300億円超500億円以下の部分	年0.37%
500億円超の部分	年0.35%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

### ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

### Samsung Asset Management Co.,Ltd.について

「Samsung Asset Management Co.,Ltd.」は、韓国のビジネスグループであるサムスングループのアセットマネジメント部門であり、投資信託業務および投資顧問業務を行なう韓国国内最大級の運用資産を有する資産運用会社です。

韓国国内において業界に先駆けてチーム運用を開始し、インハウスのアナリストによる産業・銘柄分析やファンダメンタルズ分析による企業価値評価に基づいた投資を特徴としています。

### <ノムラ・台湾・フォーカス>

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、加権指数(円換算ベース)をベンチマークとします。

「加権指数(円換算ベース)」は、加権指数(台湾ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、台湾株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

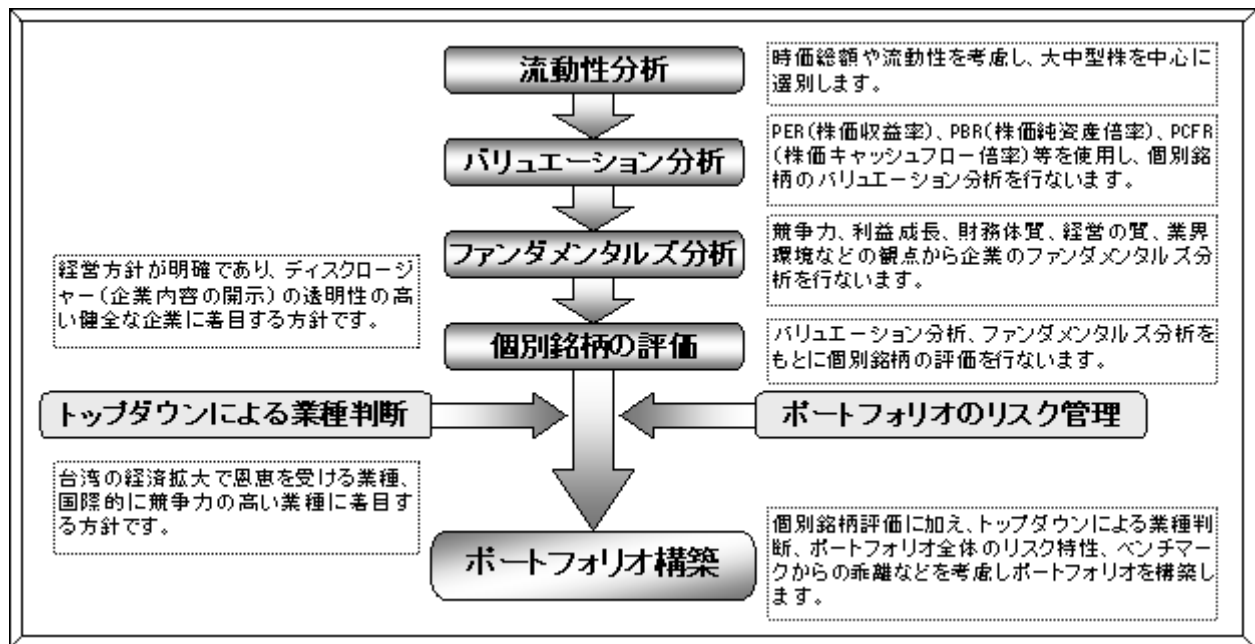
マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・ア

セット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: 「野村台湾株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.34%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

### ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

### <ノムラ・アセアン・フォーカス>

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、MSCI All Country South East Asia Index(税引後配当込み・円換算ベース)をベンチマークとします。

「MSCI All Country South East Asia Index(税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCI All Country South East Asia Index(税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

#### 指数の著作権等について

・MSCI All Country South East Asia Index  
MSCI All Country South East Asia Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

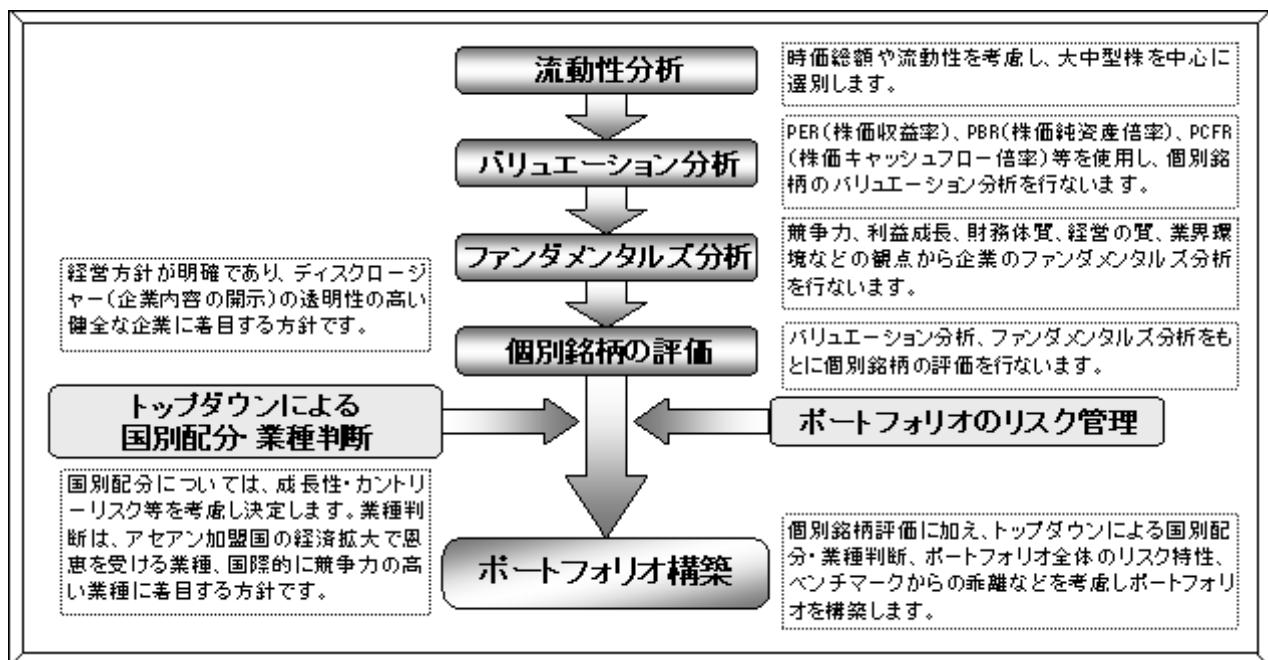
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: 「野村アセアン株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.34%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

### ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

### < ノムラ・豪州・フォーカス >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、S&P/ASX200指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

「S&P/ASX200指数（円換算ベース）」は、S&P/ASX200指数（豪ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、オーストラリア株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

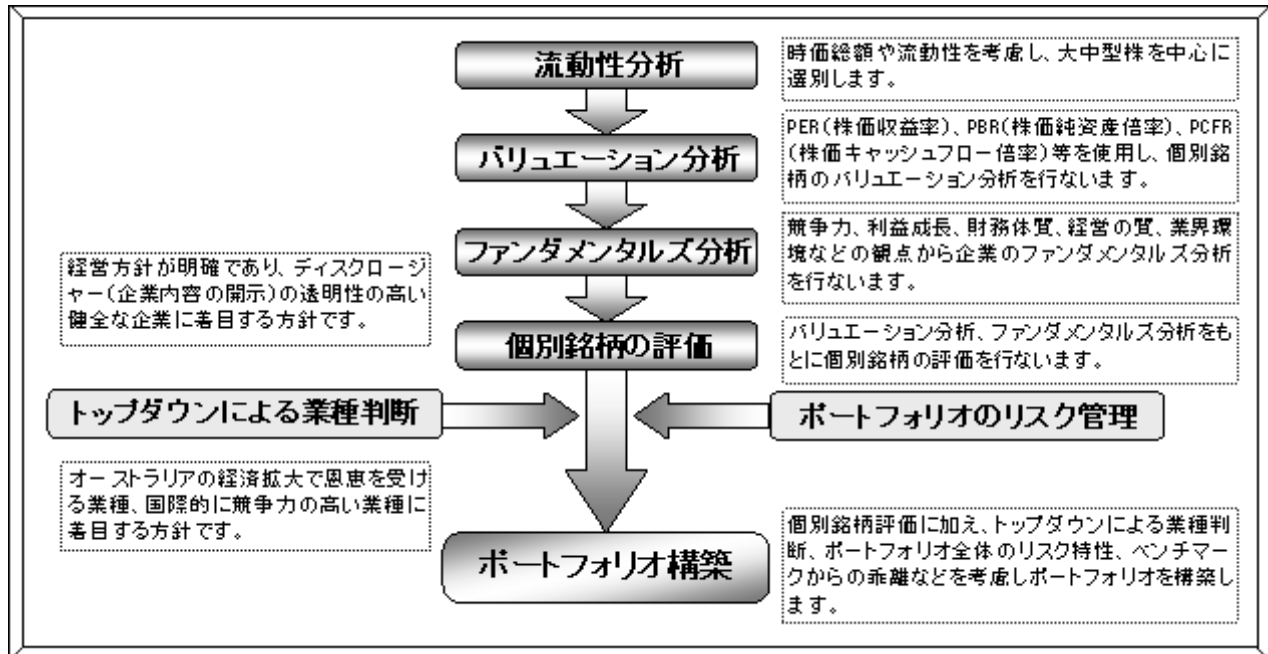
マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に海外の株式等の運用の指図に関する権限

を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: 「野村豪州株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.32%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

### ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

< 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」 >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、以下をベンチマークとします。

ノムラ・インドネシア・フォーカス	ジャカルタ総合指数（円換算ベース） ジャカルタ総合指数（円換算ベース）は、ジャカルタ総合指数（インドネシアルピアベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・タイ・フォーカス	MSCI Thailand Index（税引後配当込み・円換算ベース） MSCI Thailand Index（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI Thailand Index（税引後配当込み・タイバーツベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	MSCI Philippines Index（税引後配当込み・円換算ベース） MSCI Philippines Index（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI Philippines Index（税引後配当込み・フィリピンペソベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。



### 指数の著作権等について

- ・ジャカルタ総合指数  
ジャカルタ総合指数（JCI）は、インドネシア証券取引所が所有しています。インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によって提供される、いかなる商品に関しても責任を負いません。また、インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によってなされる、いかなる投資判断に関しても責任を負いません。これらの利用者は、JCIの利用に関して、第三者に対して責任を負います。
- ・MSCI Thailand Index, MSCI Philippines Index  
MSCI Thailand Index, MSCI Philippines Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI に帰属します。またMSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

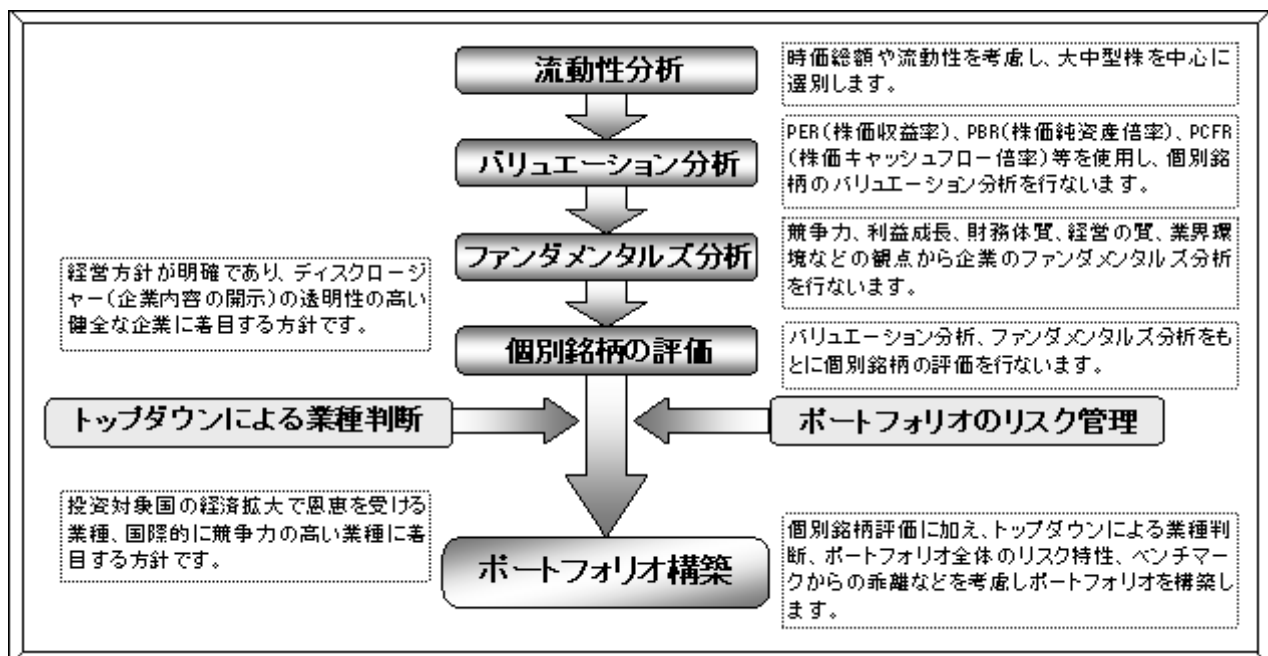
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: マザーファンドの外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.34%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

### ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

### <マネープール・ファンド>

「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペー

パー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

ノムラ・インド・フォーカス	<p>インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</li> </ul>
ノムラ・韓国・フォーカス	<p>韓国の企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村韓国株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に韓国の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</li> </ul>
ノムラ・台湾・フォーカス	<p>台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村台湾株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に台湾の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</li> </ul>
ノムラ・アセアン・フォーカス	<p>アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</li> </ul> <p>当面は、アセアン加盟国のうち、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム等を実質的な投資対象国とする予定です。また、上記以外のアセアン加盟国については、今後の証券市場の発展等を考慮し、実質的な投資対象国とする場合があります。</p>
ノムラ・豪州・フォーカス	<p>オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</li> </ul> <p>オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。</p>
ノムラ・インドネシア・フォーカス	<p>インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</li> </ul>
ノムラ・タイ・フォーカス	<p>タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</li> </ul>
ノムラ・フィリピン・フォーカス	<p>フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</li> </ul>
マネープール・ファンド	<p>円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行いません。なお、公社債等に直接投資する場合があります。</li> </ul>

Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

## &lt; ノムラ・印度・フォーカス &gt;

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

< ノムラ・韓国・フォーカス > < ノムラ・台湾・フォーカス > < ノムラ・アセアン・フォーカス >  
< ノムラ・豪州・フォーカス > < ノムラ・インドネシア・フォーカス > < ノムラ・タイ・フォーカ  
ス > < ノムラ・フィリピン・フォーカス > < マネープール・ファンド >

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

## 各マザーファンドの主要投資対象

野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村韓国株マザーファンド	韓国の企業の株式を主要投資対象とします。
野村台湾株マザーファンド	台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。
野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式を主要投資対象とします。
野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

## &lt; 野村インド株マザーファンド &gt;

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

< 野村韓国株マザーファンド > < 野村台湾株マザーファンド > < 野村アセアン株マザーファンド >  
< 野村豪州株マザーファンド > < 野村インドネシア株マザーファンド > < 野村タイ株マザーファン  
ド > < 野村フィリピン株マザーファンド > < 野村マネー マザーファンド >

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

## &lt; ノムラ・印度・フォーカス &gt;

## 投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限り、）に係る権利
  - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 二．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形
  - ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

## 有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有

するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記

## 各号以外のもの

### その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

### < ノムラ・韓国・フォーカス >

#### 投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限りません。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村韓国株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・台湾・フォーカス >



## 投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

## 有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村台湾株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

#### <ノムラ・アセアン・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限り、)に係る権利
  - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたく資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

す。)

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・リアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・豪州・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の

「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。)に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

す。)

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・リアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・インドネシア・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形
  - ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

#### 有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引



「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### <ノムラ・タイ・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの、及び」に限り、)に係る権利
  - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・リアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似

するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記  
各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

#### < ノムラ・フィリピン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限り、）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
    - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引

法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

#### <マネープール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。）

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

## (参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（以下「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き上げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。

（野村韓国株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

韓国の企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、企業訪問や独自のバリュエーションモデルを活用したファンダメンタルズ分析により、成長性や持続可能性のある投資銘柄を選別します。

上記に関わらず、Samsung Asset Management Co.,Ltd.の関係会社が発行する普通株式の、当ファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率は、ベンチマークであるKOSPI（韓国総合株価指数）における当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

Samsung Asset Management Co.,Ltd.（サムスン アセット マネジメント カンパニー リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式（Samsung Asset Management Co.,Ltd.の関係会社の株式を除きます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。



（野村台湾株マザーファンド）  
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（野村アセアン株マザーファンド）  
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（野村豪州株マザーファンド）

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（野村インドネシア株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（野村タイ株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行いません。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## （野村フィリピン株マザーファンド）

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## （野村マネー マザーファンド）

### 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

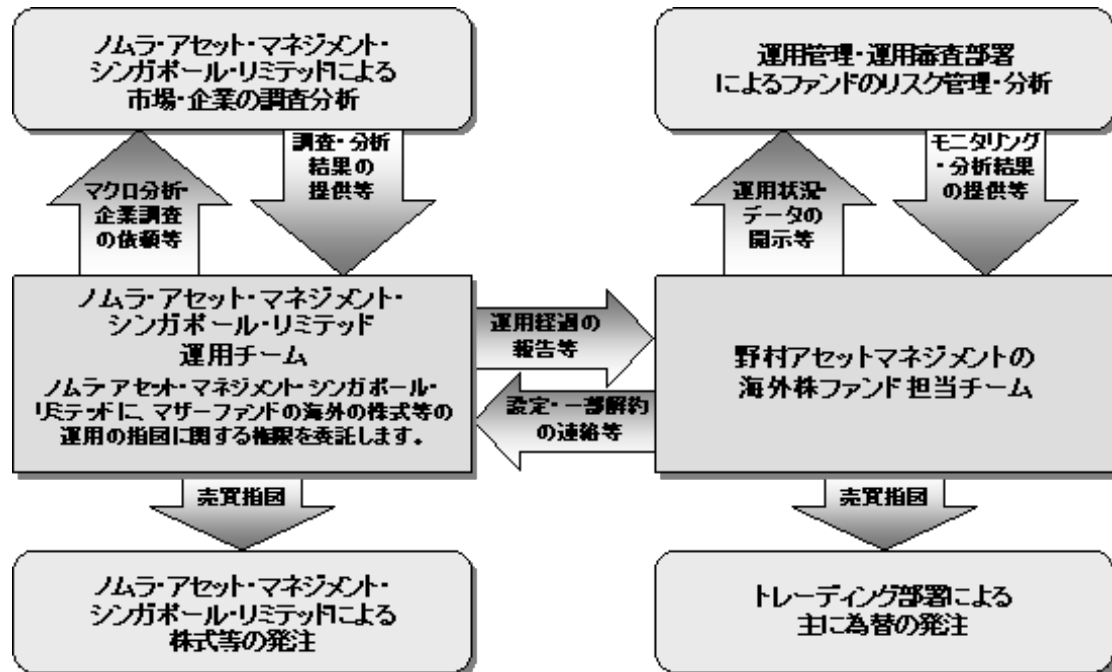
有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

## (3)【運用体制】

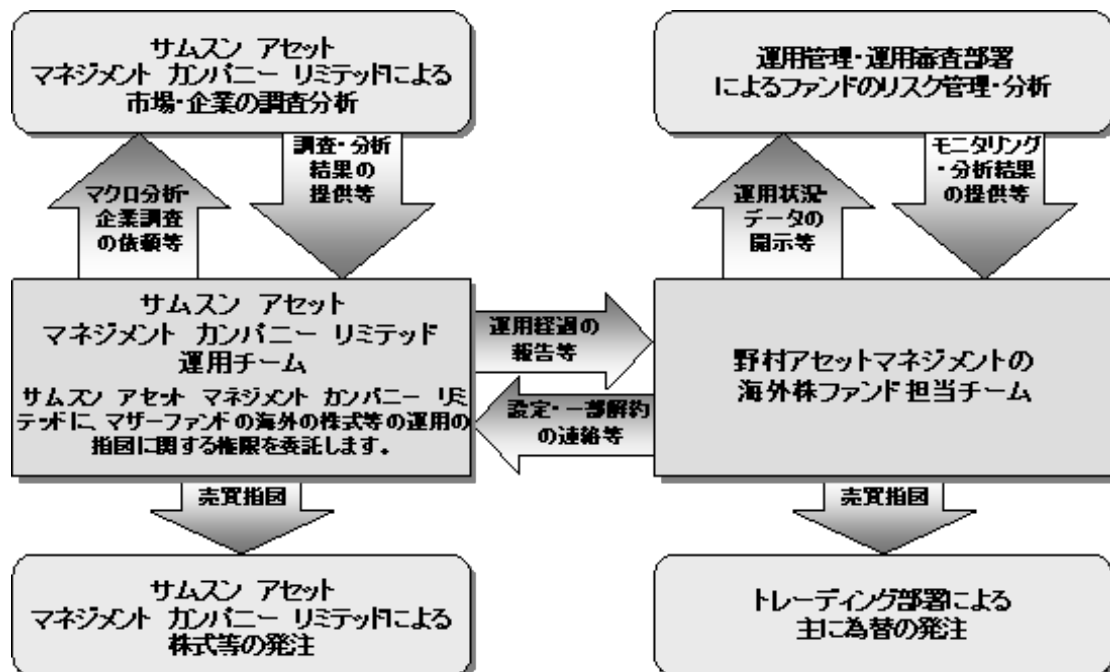
ファンドの運用体制は以下の通りです。

「ノムラ・インド・フォーカス」「ノムラ・台湾・フォーカス」「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

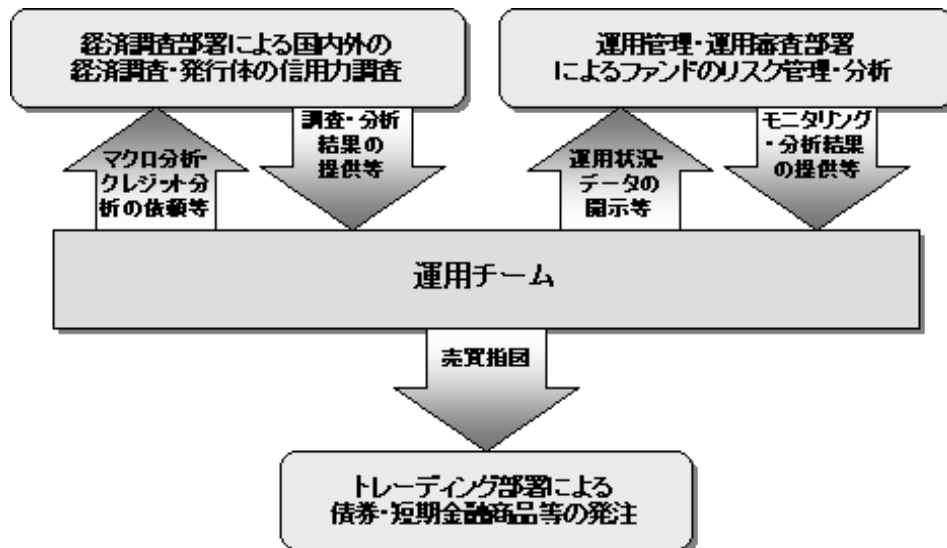
「ノムラ・韓国・フォーカス」



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。



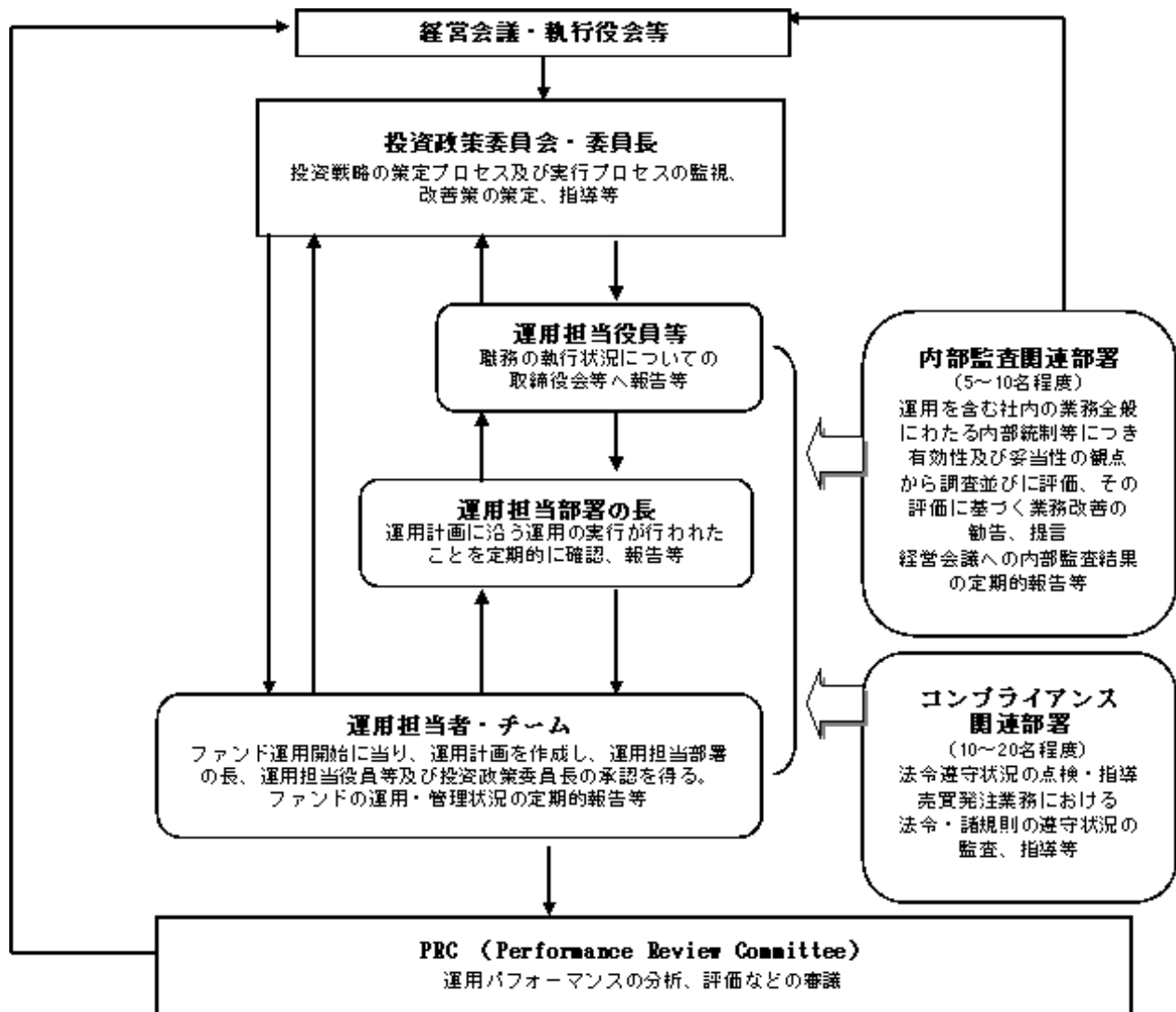
## 「マネープール・ファンド」



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成23年12月2日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

<マネープール・ファンド>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益（「マネープール・ファンド」の場合は「利子・配当等収益」）とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

## &lt;ノムラ・印度・フォーカス&gt;

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

先物取引等の運用指図(約款第22条)

- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図(約款第29条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。

いものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ( ) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- ( ) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託の投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託の投資信託証券(ETF)への実質投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、
- ( ) 上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(約款第27条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ( )上記( )の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ( )上記( )の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、

借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( ) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( ) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### <ノムラ・韓国・フォーカス> <ノムラ・台湾・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ( ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。 )ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。 )。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。 )の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。 )ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オ

プション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)



- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

< ノムラ・韓国・フォーカスの場合 >

同一銘柄の株式(当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドにおける海外の株式等の運用の指図に関する権限の委託先の関係会社の株式を除きます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

< ノムラ・台湾・フォーカスの場合 >

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

( )委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

( )上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 資金の借入れ(約款第35条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### <ノムラ・アセアン・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総

額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

#### 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の

10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

( )委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

( )上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 資金の借入れ(約款第35条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### <ノムラ・豪州・フォーカス>

##### 株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

##### 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

##### 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)



新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点

の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマ

ザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第30条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## 投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

## 信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ( )上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

## 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## 外国為替予約の指図(約款第28条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファン

ドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 資金の借入れ(約款第36条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### <ノムラ・インドネシア・フォーカス>

##### 株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

##### 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

##### 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

##### 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えな

いものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ( ) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとし、
- ( ) 上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( ) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- ( ) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

#### 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

#### 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

#### 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### 投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

#### 信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買



い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

( )上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ(約款第35条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ

の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

( ) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

( ) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### < ノムラ・タイ・フォーカス >

株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

( ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商

品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( ) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内と

し、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属

するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ( ) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( ) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ( ) 上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ(約款第35条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### < ノムラ・フィリピン・フォーカス >

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総

額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。



- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

#### 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の

10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ( )上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額

に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### 資金の借入れ(約款第35条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### <マネープール・ファンド>

##### 株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

##### 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する

取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第19条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第31条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### <各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

##### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

##### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### <マネープール・ファンド>

##### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド（マネープール・ファンドを除く）においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

#### 各ファンドに関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。（「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く）

#### 新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

- ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

#### 「ノムラ・印度・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます。）が、保有期間1年以内の株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付加されます。したがって、ファンドにおいて、換金などにより大量の資金流出が生じた場合など、税負担による悪影響を被る場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人機関投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

これらの記載は、平成23年10月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

#### 「ノムラ・韓国・フォーカス」に関する留意点

韓国の株式には、外国人投資家に対して、取得の制限や規制のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

これらの記載は、平成23年10月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。



## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

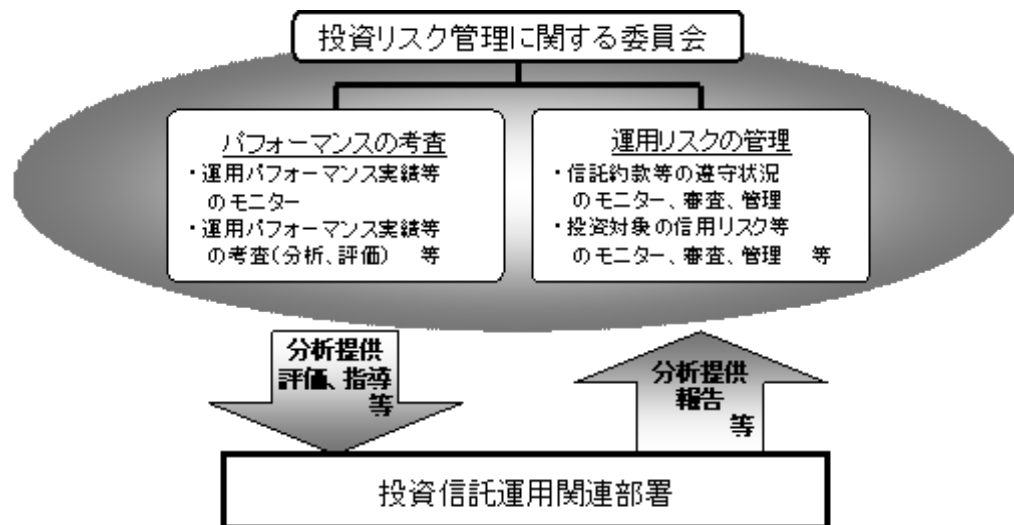
リスク管理関連の委員会

## パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

## 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図

投資リスクに関する管理体制等は平成23年12月2日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

## (3)【信託報酬等】

## &lt; ノムラ・印度・フォーカス &gt;

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の183.75(税抜年10,000分の175)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の90	年10,000分の80	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の38の率を乗じて得た額とします。

< ノムラ・韓国・フォーカス > < ノムラ・台湾・フォーカス > < ノムラ・アセアン・フォーカス >  
< ノムラ・インドネシア・フォーカス > < ノムラ・タイ・フォーカス > < ノムラ・フィリピン・フォーカス >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の173.25(税抜年10,000分の165)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の80	年10,000分の80	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村韓国株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村韓国株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
100億円以下の部分	年10,000分の45
100億円超300億円以下の部分	年10,000分の40
300億円超500億円以下の部分	年10,000分の37
500億円超の部分	年10,000分の35

「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の34の率を乗じて得た額とします。

#### < ノムラ・豪州・フォーカス >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の162.75(税抜年10,000分の155)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の75	年10,000分の75	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の32の率を乗じて得た額とします。

#### < マネープール・ファンド >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

< コールレート >	信託報酬率	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
0.4%未満	年10,000分の15.75 (税抜年10,000分の15)以内	年10,000分の 6.5以内	年10,000分の 7.0以内	年10,000分の 1.5以内
0.4%以上 0.65%未満	年10,000分の31.5 (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.65%以上	年10,000分の57.75 (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物

レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記（税抜）の通りとします。

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

平成23年12月2日現在の信託報酬率は年10,000分の2.1(税抜年10,000分の2)となっております。

#### (4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、「ノムラ・印度・フォーカス」に係る現地の税務顧問に支払う費用はファンドから支払われます。（マネープール・ファンドを除く）

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。（マネープール・ファンド）

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

## 法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 換金（解約）時および償還時の課税について

### [ 個人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

### [ 法人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

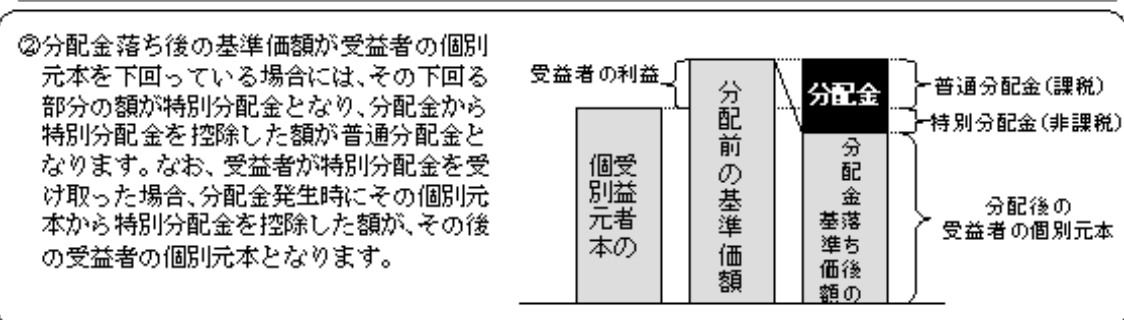
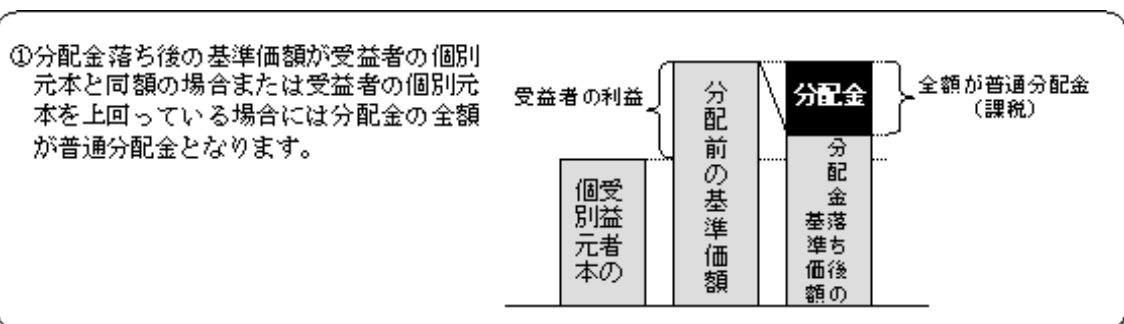
## 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15% (税抜3.0%) 以内 <sup>1</sup>	消費税等相当額
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・韓国・フォーカス」「ノムラ・台湾・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」につき0.5% <sup>2</sup> 「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」につき0.3% <sup>2</sup>	

1 基準価額に、3.15% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、マネープール・ファンドへのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 基準価額に上記の率を乗じて得た額とします。なお、マネープール・ファンドには信託財産留保額はありませぬ。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10% <sup>1</sup>
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益(譲渡益) <sup>2</sup> に対して10% <sup>1</sup>
償還時	所得税および地方税		償還時の差益(譲渡益) <sup>2</sup> に対して10% <sup>1</sup>

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成23年10月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

## 「ノムラ・印度・フォーカス」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	6,419,552,751	99.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,167,214	0.18
合計(純資産総額)		6,431,719,965	100.00

## 「ノムラ・韓国・フォーカス」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,209,419,565	99.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,212,809	0.51
合計(純資産総額)		1,215,632,374	100.00

## 「ノムラ・台湾・フォーカス」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	274,948,047	99.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		546,445	0.19
合計(純資産総額)		275,494,492	100.00

## 「ノムラ・アセアン・フォーカス」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,337,471,945	99.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,203,792	0.16
合計(純資産総額)		1,339,675,737	100.00

## 「ノムラ・豪州・フォーカス」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	744,209,335	99.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		895,765	0.12
合計(純資産総額)		745,105,100	100.00

## 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,232,513,169	99.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,098,010	0.12
合計(純資産総額)		3,236,611,179	100.00

## 「ノムラ・タイ・フォーカス」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	279,190,724	99.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		530,974	0.18
合計(純資産総額)		279,721,698	100.00

## 「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	340,147,115	99.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		672,127	0.19
合計(純資産総額)		340,819,242	100.00

## 「マネーパール・ファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	46,335,695	99.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		97,237	0.20
合計(純資産総額)		46,432,932	100.00

&lt;ご参考&gt;

## 「野村インド株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	インド	5,973,751,460	93.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		445,634,725	6.94
合計(純資産総額)		6,419,386,185	100.00

## 「野村韓国株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	1,135,442,911	93.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		73,947,131	6.11
合計(純資産総額)		1,209,390,042	100.00

## 「野村台湾株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	台湾	258,219,443	93.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		16,715,905	6.07
合計(純資産総額)		274,935,348	100.00

## 「野村アセアン株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	シンガポール	343,624,858	25.69
	マレーシア	261,177,795	19.52
	タイ	204,648,269	15.30
	フィリピン	95,932,349	7.17
	インドネシア	342,509,825	25.60
	小計	1,247,893,096	93.30
投資証券	シンガポール	54,864,657	4.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		34,700,031	2.59
合計(純資産総額)		1,337,457,784	100.00

## 「野村豪州株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	オーストラリア	711,160,522	95.55
	ニュージーランド	7,116,293	0.95
	小計	718,276,815	96.51
投資証券	オーストラリア	8,305,911	1.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17,621,774	2.36
合計(純資産総額)		744,204,500	100.00

## 「野村インドネシア株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	インドネシア	3,039,793,471	94.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		192,816,883	5.96
合計(純資産総額)		3,232,610,354	100.00

## 「野村タイ株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	タイ	264,462,309	94.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14,721,582	5.27
合計(純資産総額)		279,183,891	100.00

## 「野村フィリピン株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	フィリピン	334,284,648	98.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,863,919	1.72
合計(純資産総額)		340,148,567	100.00



## 「野村マネーマザーファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	3,650,868,372	63.93
特殊債券	日本	301,507,706	5.28
社債券	日本	301,014,739	5.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,456,637,575	25.51
合計(純資産総額)		5,710,028,392	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 「ノムラ・印度・フォーカス」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村インド株マザーファンド	5,904,665,886	1.0656	6,292,016,840	1.0872	6,419,552,751	99.81

## 「ノムラ・韓国・フォーカス」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村韓国株マザーファンド	1,011,474,087	1.1356	1,148,629,974	1.1957	1,209,419,565	99.48

## 「ノムラ・台湾・フォーカス」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村台湾株マザーファンド	276,246,406	1.0284	284,118,646	0.9953	274,948,047	99.80

## 「ノムラ・アセアン・フォーカス」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村アセアン株マザーファンド	1,143,529,365	1.2082	1,381,612,179	1.1696	1,337,471,945	99.83

## 「ノムラ・豪州・フォーカス」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村豪州株マザーファンド	736,767,979	0.9479	698,382,368	1.0101	744,209,335	99.87

## 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村インドネシア株マザーファンド	3,157,984,730	1.0561	3,335,176,836	1.0236	3,232,513,169	99.87

## 「ノムラ・タイ・フォーカス」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村タイ株マザーファンド	316,758,253	0.9250	293,001,385	0.8814	279,190,724	99.81

## 「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	366,419,385	0.9470	347,035,702	0.9283	340,147,115	99.80

## 「マネーパール・ファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	45,552,198	1.0170	46,326,586	1.0172	46,335,695	99.79

&lt;ご参考&gt;

## 「野村インド株マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	商業銀行	1,000,000	766.66	766,665,000	781.89	781,893,000	12.18
2	インド	株式	ITC LTD	タバコ	2,055,000	320.19	657,996,615	349.11	717,421,050	11.17
3	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	145,000	3,684.36	534,233,070	4,631.01	671,496,885	10.46
4	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・ 消耗燃料	375,000	1,337.71	501,643,125	1,458.00	546,750,000	8.51
5	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	240,500	1,646.00	395,863,240	1,816.83	436,947,615	6.80
6	インド	株式	ICICI BANK LTD	商業銀行	250,000	1,452.81	363,204,000	1,512.02	378,006,750	5.88
7	インド	株式	SADHAV ENGINEERING LTD	建設・土木	1,277,320	218.86	279,556,809	215.45	275,211,367	4.28
8	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・ 不動産金融	230,000	1,071.71	246,493,530	1,115.69	256,609,620	3.99
9	インド	株式	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	100,000	2,600.27	260,027,013	2,295.54	229,554,000	3.57
10	インド	株式	DR.REDDYS LABORATORIES	医薬品	80,000	2,377.83	190,226,880	2,707.34	216,587,520	3.37
11	インド	株式	TATA STEEL LIMITED	金属・鉱業	275,000	772.57	212,458,950	783.59	215,488,350	3.35
12	インド	株式	BAJAJ AUTO LIMITED	自動車	72,000	2,633.22	189,592,488	2,845.85	204,901,488	3.19
13	インド	株式	STERLITE INDUSTRIES INDIA LTD	金属・鉱業	916,298	211.65	193,937,220	215.13	197,128,686	3.07
14	インド	株式	TATA MOTORS LTD	自動車	500,000	247.82	123,913,800	335.01	167,508,000	2.60
15	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	260,000	648.24	168,543,180	634.95	165,089,340	2.57
16	インド	株式	MCLEOD RUSSEL INDIA LIMITED	食品	375,000	415.12	155,671,875	421.44	158,041,125	2.46
17	インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	各種金融サービス	190,000	744.06	141,372,250	826.84	157,101,120	2.44
18	インド	株式	COAL INDIA LTD	石油・ガス・ 消耗燃料	182,257	607.71	110,760,682	547.88	99,855,694	1.55
19	インド	株式	TECPRO SYSTEMS LTD	建設・土木	145,000	404.67	58,678,020	354.78	51,443,100	0.80
20	インド	株式	SINTEX INDUSTRIES LIMITED	建設関連製品	250,000	251.91	62,977,500	186.86	46,716,750	0.72

## 「野村韓国株マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	半導体・ 半導体製造装置	2,275	55,174.81	125,522,709	66,811.49	151,996,162	12.56
2	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	3,765	22,906.80	86,244,102	24,320.80	91,567,812	7.57
3	韓国	株式	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	家庭用品	2,452	33,193.64	81,390,829	35,915.59	88,065,051	7.28
4	韓国	株式	ORION CORP	食品	1,326	38,248.69	50,717,776	43,692.59	57,936,387	4.79
5	韓国	株式	AMOREPACIFIC CORP	パーソナル用品	630	78,830.50	49,663,215	88,657.80	55,854,414	4.61
6	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車	3,316	13,963.25	46,302,137	15,907.50	52,749,270	4.36
7	韓国	株式	DONGBU INSURANCE CO LTD	保険	15,279	3,605.69	55,091,490	3,308.75	50,554,544	4.18
8	韓国	株式	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	機械	2,251	21,528.14	48,459,865	21,775.59	49,016,875	4.05
9	韓国	株式	KOREA KUMHO PETROCHEMICAL CO	化学	3,363	12,372.49	41,608,717	13,326.94	44,818,532	3.70
10	韓国	株式	LG CHEMICALS LTD	化学	1,257	24,462.19	30,748,985	26,866.00	33,770,562	2.79
11	韓国	株式	LS INDUSTRIAL SYSTEMS	電気設備	8,300	4,107.67	34,093,661	4,015.76	33,330,808	2.75
12	韓国	株式	DAUM COMMUNICATIONS CORP	インターネット ソフトウェア	3,497	9,527.49	33,317,659	9,487.93	33,179,326	2.74
13	韓国	株式	KIA MOTORS CORP	自動車	6,368	4,842.94	30,839,905	5,132.81	32,685,797	2.70
14	韓国	株式	HONAM PETROCHEMICAL CORP	化学	1,382	26,724.59	36,933,397	22,836.09	31,559,490	2.60
15	韓国	株式	HYUNDAI WIA CORP	自動車部品	2,777	10,817.09	30,039,086	10,498.94	29,155,584	2.41
16	韓国	株式	ASIANA AIRLINES	旅客航空輸送業	48,370	562.76	27,221,111	579.73	28,042,023	2.31
17	韓国	株式	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	建設・土木	3,175	6,716.49	21,324,887	7,070.00	22,447,250	1.85
18	韓国	株式	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	保険	3,082	6,263.34	19,303,633	6,143.82	18,935,284	1.56
19	韓国	株式	HANKOOK TIRE CO LTD	自動車部品	4,889	2,693.66	13,169,352	3,170.89	15,502,505	1.28
20	韓国	株式	SAMSUNG C&T CORP	商社・流通業	2,421	4,875.19	11,802,837	5,026.76	12,169,810	1.00
21	韓国	株式	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	保険	734	15,997.50	11,742,167	16,543.79	12,143,149	1.00
22	韓国	株式	BINGGRAE CO LTD	食品	2,740	3,570.35	9,782,759	4,022.82	11,022,554	0.91
23	韓国	株式	HANA FINANCIAL HOLDINGS	商業銀行	3,542	2,445.83	8,663,152	2,958.79	10,480,051	0.86
24	韓国	株式	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	建設・土木	617	15,832.91	9,768,910	16,720.54	10,316,579	0.85
25	韓国	株式	CAPRO CORPORATION	化学	4,884	2,297.75	11,222,211	1,930.10	9,426,657	0.77
26	韓国	株式	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	機械	3,544	2,168.64	7,685,678	2,417.93	8,569,179	0.70
27	韓国	株式	LG ELECTRONICS INC	家庭用耐久財	1,554	4,383.39	6,811,803	5,443.89	8,459,820	0.69
28	韓国	株式	KP CHEMICAL CORP	化学	6,969	1,311.48	9,139,738	1,180.68	8,228,228	0.68
29	韓国	株式	SK INNOVATION CO LTD	石油・ガス・ 消耗燃料	624	11,453.39	7,146,921	12,549.25	7,830,732	0.64
30	韓国	株式	KOREA ZINC CO LTD	金属・鉱業	315	29,340.49	9,242,257	24,745.00	7,794,675	0.64

## 「野村台湾株マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	FORMOSA PLASTIC	化学	86,000	214.71	18,465,650	225.92	19,429,894	7.06
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・ 半導体製造装置	75,000	176.01	13,201,481	184.94	13,870,725	5.04
3	台湾	株式	HTC CORPORATION	通信機器	7,667	2,003.98	15,364,558	1,750.75	13,423,076	4.88
4	台湾	株式	RADIANT OPTO-ELECTRONICS COR	半導体・ 半導体製造装置	55,812	263.40	14,700,947	234.02	13,061,403	4.75
5	台湾	株式	GIANT MANUFACTURING	レジャー用品	40,646	287.60	11,689,791	294.74	11,980,205	4.35
6	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・ 部品	54,928	186.11	10,222,899	206.70	11,353,672	4.12
7	台湾	株式	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	石油・ガス・ 消耗燃料	44,000	215.04	9,461,982	244.65	10,764,644	3.91
8	台湾	株式	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	化学	53,000	215.39	11,415,805	202.40	10,727,200	3.90
9	台湾	株式	FORMOSA INTERNATIONAL HOTELS	ホテル・レストラン・レ ジャー	8,920	1,084.48	9,673,581	1,148.61	10,245,690	3.72
10	台湾	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	116,278	81.21	9,443,833	86.01	10,002,233	3.63
11	台湾	株式	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	食品・ 生活必需品小売り	20,000	454.32	9,086,401	436.42	8,728,500	3.17
12	台湾	株式	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	資本市場	187,777	43.36	8,142,893	43.00	8,076,288	2.93
13	台湾	株式	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	電子装置・機器・ 部品	42,121	174.70	7,358,654	188.23	7,928,520	2.88
14	台湾	株式	KINSUS INTERCONNECT TECH	半導体・ 半導体製造装置	30,000	252.29	7,568,866	258.06	7,741,800	2.81
15	台湾	株式	LUNG YEN LIFE SERVICE CORP	建設・土木	28,000	249.82	6,995,184	244.39	6,843,144	2.48
16	台湾	株式	QUANTA COMPUTER INC	コンピュータ・ 周辺機器	45,000	148.58	6,686,294	150.78	6,785,460	2.46
17	台湾	株式	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	各種電気 通信サービス	26,600	253.00	6,729,800	251.98	6,702,880	2.43
18	台湾	株式	CTCI CORP	建設・土木	70,000	91.56	6,409,701	95.63	6,694,380	2.43
19	台湾	株式	NAN YA PLASTICS CORP	化学	36,000	170.01	6,120,576	172.04	6,193,440	2.25
20	台湾	株式	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	電子装置・機器・ 部品	27,750	229.47	6,367,820	199.86	5,546,392	2.01
21	台湾	株式	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	コングロマリット	54,631	91.18	4,981,489	90.70	4,955,059	1.80
22	台湾	株式	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	保険	50,643	93.60	4,740,691	91.07	4,612,564	1.67
23	台湾	株式	CHROMA ATE INC	電子装置・機器・ 部品	29,849	177.60	5,301,361	150.28	4,485,767	1.63
24	台湾	株式	FIRST HOTEL	ホテル・レストラン・レ ジャー	79,066	57.27	4,528,660	56.67	4,480,828	1.62
25	台湾	株式	ADVANTECH CO.,LTD.	コンピュータ・ 周辺機器	20,900	208.47	4,357,064	206.95	4,325,338	1.57
26	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	電子装置・機器・ 部品	23,000	199.87	4,597,010	187.47	4,311,879	1.56
27	台湾	株式	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	各種金融サービス	45,817	100.37	4,599,075	89.94	4,120,849	1.49
28	台湾	株式	WPG HOLDINGS CO LTD	電子装置・機器・ 部品	40,279	106.89	4,305,523	98.29	3,959,043	1.43
29	台湾	株式	TAIWAN CEMENT	建設資材	41,095	94.87	3,898,888	95.76	3,935,277	1.43
30	台湾	株式	CHENG LOONG CORP	容器・包装	117,520	30.73	3,612,506	30.10	3,538,174	1.28

## 「野村アセアン株マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガポール	株式	OCBC-ORD	商業銀行	181,401	528.82	95,929,023	537.41	97,487,437	7.28
2	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	130,500	625.67	81,649,935	622.11	81,185,355	6.07
3	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	商業銀行	1,233,000	64.08	79,010,640	64.08	79,010,640	5.90
4	シンガポール	株式	SIA ENGINEERING CO LTD	運送インフラ	286,000	244.96	70,058,788	232.46	66,484,360	4.97
5	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	商業銀行	200,000	315.10	63,021,433	317.51	63,503,000	4.74
6	マレーシア	株式	BOUSTEAD HOLDINGS BHD	コングロマリット	446,000	134.69	60,073,273	133.75	59,656,068	4.46
7	シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK	商業銀行	54,000	1,106.69	59,761,686	1,092.95	59,019,305	4.41
8	マレーシア	株式	AXIATA GROUP BERHAD	無線通信サービス	418,500	118.71	49,683,073	120.87	50,587,275	3.78
9	インドネシア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	93,000	532.22	49,496,460	534.00	49,662,000	3.71
10	シンガポール	株式	GENTING SINGAPORE PLC	ホテル・レストラン・ レジャー	435,000	102.46	44,570,252	111.54	48,521,922	3.62
11	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・ 消耗燃料	60,000	812.13	48,727,800	789.36	47,361,600	3.54
12	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	322,000	137.50	44,276,610	145.51	46,855,830	3.50
13	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	261,376	168.65	44,082,720	168.24	43,975,205	3.28
14	マレーシア	株式	AMMB HOLDING	各種金融サービス	299,300	157.04	47,002,610	146.88	43,963,009	3.28
15	シンガポール	株式	KEPPEL CORP.	コングロマリット	69,800	547.41	38,209,385	608.02	42,440,333	3.17
16	マレーシア	株式	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	商業銀行	226,000	177.35	40,081,823	184.78	41,761,229	3.12
17	マレーシア	株式	IJM CORP	建設・土木	235,000	144.40	33,936,138	144.40	33,936,138	2.53
18	インドネシア	株式	ADARO ENERGY PT	石油・ガス・ 消耗燃料	1,740,000	18.02	31,359,150	18.91	32,907,750	2.46
19	マレーシア	株式	DIALOG GROUP BHD	建設・土木	523,000	56.40	29,500,140	58.95	30,832,209	2.30
20	シンガポール	投資証券	CDL HOSPITALITY TRUST		301,000	109.04	32,822,560	102.17	30,753,516	2.29
21	インドネシア	株式	SUMMARECON AGUNG TBK PT	不動産管理・開発	2,900,000	11.57	33,553,000	10.23	29,681,500	2.21
22	フィリピン	株式	DMCI HOLDINGS INC	コングロマリット	356,000	71.55	25,473,936	69.42	24,713,520	1.84
23	シンガポール	投資証券	PARKWAY LIFE REAL ESTATE		212,000	119.24	25,279,448	113.73	24,111,141	1.80
24	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	商業銀行	183,944	126.64	23,295,955	127.18	23,394,181	1.74
25	インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI	各種電気通信 サービス	350,000	67.62	23,670,326	66.30	23,206,750	1.73
26	タイ	株式	AMATA CORP PUBLIC CO LTD(F)	不動産管理・開発	800,000	35.92	28,740,800	27.57	22,061,600	1.64
27	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	21,700	984.34	21,360,178	991.46	21,514,682	1.60
28	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・ 生活必需品小売り	170,000	129.66	22,042,625	117.01	19,892,125	1.48
29	フィリピン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	648,000	28.62	18,547,315	28.76	18,639,590	1.39
30	シンガポール	株式	STARHUB LTD	無線通信サービス	87,000	177.38	15,432,244	178.72	15,548,761	1.16

## 「野村豪州株マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	30,535	3,140.08	95,882,504	3,204.69	97,855,291	13.14
2	オーストラリア	株式	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	商業銀行	34,426	1,651.63	56,859,021	1,828.88	62,961,243	8.46
3	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	商業銀行	31,110	1,667.36	51,871,815	1,878.58	58,442,760	7.85
4	オーストラリア	株式	NEWCREST MINING	金属・鉱業	15,319	3,170.35	48,566,602	2,834.44	43,420,826	5.83
5	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	商業銀行	10,068	3,926.97	39,536,736	4,138.18	41,663,264	5.59
6	オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	5,771	5,902.33	34,062,356	5,816.32	33,565,997	4.51
7	オーストラリア	株式	ORIGIN ENERGY LTD	石油・ガス・ 消耗燃料	26,545	1,092.65	29,004,643	1,201.03	31,881,474	4.28
8	オーストラリア	株式	WESFARMERS LIMITED	食品・ 生活必需品小売り	10,736	2,555.30	27,433,759	2,707.71	29,070,003	3.90
9	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	商業銀行	12,975	1,931.59	25,062,452	2,152.75	27,931,953	3.75
10	オーストラリア	株式	AMCOR	容器・包装	46,323	552.47	25,592,350	583.95	27,050,385	3.63
11	オーストラリア	株式	AMP LIMITED	保険	72,936	343.01	25,018,022	362.79	26,460,845	3.55
12	オーストラリア	株式	ASCIANO LTD	陸運・鉄道	202,173	128.80	26,040,013	130.45	26,374,933	3.54
13	オーストラリア	株式	UGL LTD	建設・土木	19,573	1,001.41	19,600,689	1,128.97	22,097,386	2.96
14	オーストラリア	株式	DAVID JONES LTD	複合小売り	70,328	243.52	17,126,288	291.56	20,504,944	2.75
15	オーストラリア	株式	OIL SEARCH LTD	石油・ガス・ 消耗燃料	34,115	504.31	17,204,611	535.91	18,282,573	2.45
16	オーストラリア	株式	TRANSURBAN GROUP	運送インフラ	39,130	451.28	17,658,644	439.82	17,210,442	2.31
17	オーストラリア	株式	QANTAS AIRWAYS LIMITED	旅客航空輸送業	132,987	130.87	17,404,194	127.97	17,018,658	2.28
18	オーストラリア	株式	SUNCORP GROUP LTD	保険	22,431	689.14	15,458,224	722.27	16,201,408	2.17
19	オーストラリア	株式	INCITEC PIVOT LTD	化学	45,861	314.75	14,434,933	298.18	13,675,199	1.83
20	オーストラリア	株式	ATLAS IRON LTD	金属・鉱業	43,015	305.64	13,147,220	261.74	11,258,866	1.51
21	オーストラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	4,495	2,278.65	10,242,546	2,408.69	10,827,090	1.45
22	オーストラリア	株式	MONADELPHOUS GROUP LIMITED	建設・土木	6,517	1,581.22	10,304,841	1,540.63	10,040,337	1.34
23	オーストラリア	株式	SAI GLOBAL LTD	専門サービス	21,936	387.64	8,503,367	396.75	8,703,233	1.16
24	オーストラリア	株式	SUPER RETAIL GROUP LTD	専門小売り	18,726	442.31	8,282,738	458.04	8,577,442	1.15
25	オーストラリア	株式	COCA-COLA AMATIL LTD	飲料	8,322	979.05	8,147,659	1,022.95	8,512,994	1.14
26	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP		31,633	241.03	7,624,669	262.57	8,305,911	1.11
27	ニュージーランド	株式	RYMAN HEALTHCARE LTD	ヘルスケアプロバイダ・ サービス	41,279	158.98	6,562,803	172.39	7,116,293	0.95
28	オーストラリア	株式	MCMILLAN SHAKESPEARE LTD	専門サービス	9,028	741.32	6,692,713	778.60	7,029,218	0.94
29	オーストラリア	株式	NRW HOLDINGS LTD	建設・土木	27,039	226.12	6,114,218	208.73	5,643,893	0.75
30	オーストラリア	株式	COMPUTERSHARE LTD	情報技術サービス	8,220	625.36	5,140,512	626.19	5,147,321	0.69

## 「野村インドネシア株マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	521,500	625.28	326,083,961	622.11	324,430,365	10.03
2	インドネシア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	429,000	532.22	228,322,380	534.00	229,086,000	7.08
3	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	商業銀行	3,124,223	63.90	199,639,868	64.07	200,200,209	6.19
4	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	商業銀行	3,295,000	60.82	200,433,091	60.52	199,413,400	6.16
5	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	商業銀行	2,587,500	74.10	191,742,579	71.20	184,230,000	5.69
6	インドネシア	株式	UNITED TRACTORS TBK PT	機械	541,742	223.75	121,218,603	224.27	121,501,895	3.75
7	インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI	各種電気通信サービス	1,803,000	67.47	121,654,268	66.30	119,547,915	3.69
8	インドネシア	株式	ADARO ENERGY PT	石油・ガス・消耗燃料	6,248,000	18.02	112,604,580	18.91	118,165,300	3.65
9	インドネシア	株式	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	818,500	155.41	127,203,088	139.73	114,369,005	3.53
10	インドネシア	株式	SEMEN GRESIK (PERSERO)	建設資材	1,365,000	81.43	111,158,775	83.66	114,195,900	3.53
11	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	740,000	137.50	101,753,700	145.51	107,681,100	3.33
12	インドネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PT	商業銀行	2,418,000	36.64	88,598,403	36.04	87,156,810	2.69
13	インドネシア	株式	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	石油・ガス・消耗燃料	207,000	406.60	84,167,871	397.83	82,350,810	2.54
14	インドネシア	株式	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	ガス	2,984,500	25.81	77,029,945	27.14	81,014,252	2.50
15	インドネシア	株式	KALBE FARMA PT	医薬品	2,575,000	32.04	82,503,000	31.37	80,784,187	2.49
16	インドネシア	株式	BW PLANTATION TBK PT	食品	5,700,000	10.74	61,235,854	10.68	60,876,000	1.88
17	インドネシア	株式	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	石油・ガス・消耗燃料	329,500	175.33	57,771,235	167.32	55,131,940	1.70
18	インドネシア	株式	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	食品	2,183,000	24.92	54,400,360	24.69	53,914,642	1.66
19	インドネシア	株式	SUMMARECON AGUNG TBK PT	不動産管理・開発	5,114,500	11.57	59,174,765	10.23	52,346,907	1.61
20	インドネシア	株式	XL AXIATA TBK PT	各種電気通信サービス	1,038,000	47.61	49,424,370	45.39	47,114,820	1.45
21	インドネシア	株式	BANK DANAMON PT	商業銀行	1,016,000	46.98	47,738,581	44.50	45,212,000	1.39
22	インドネシア	株式	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	食品	929,500	52.51	48,808,045	48.06	44,671,770	1.38
23	インドネシア	株式	AKR CORPORINDO TBK PT	商社・流通業	1,534,500	24.29	37,286,013	27.14	41,654,002	1.28
24	インドネシア	株式	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	食品	182,000	197.61	35,966,516	186.90	34,015,800	1.05
25	インドネシア	株式	HARUM ENERGY TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	456,500	76.25	34,812,000	71.64	32,705,942	1.01
26	インドネシア	株式	BUMI RESOURCES TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	1,427,500	24.92	35,573,300	21.80	31,126,637	0.96
27	インドネシア	株式	ALAM SUTERA REALTY TBK PT	不動産管理・開発	8,102,500	3.91	31,729,390	3.82	31,008,267	0.95
28	インドネシア	株式	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	860,000	37.02	31,842,068	34.48	29,659,250	0.91
29	インドネシア	株式	INDIKA ENERGY TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	1,070,500	29.81	31,916,957	26.25	28,105,977	0.86
30	インドネシア	株式	BORNEO LUMBUNG ENERGI&META	金属・鉱業	2,839,500	10.16	28,868,169	9.25	26,282,412	0.81

## 「野村タイ株マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	タイ	株式	KASIKORN BANK PCL(F)	商業銀行	102,300	316.25	32,352,375	317.51	32,481,784	11.63
2	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	39,400	810.03	31,915,185	789.36	31,100,784	11.13
3	タイ	株式	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	商業銀行	88,600	301.07	26,674,802	298.54	26,450,644	9.47
4	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	商業銀行	67,400	404.80	27,283,520	389.62	26,260,388	9.40
5	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	54,800	412.39	22,598,972	412.39	22,598,972	8.09
6	タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	17,400	938.63	16,332,162	936.10	16,288,140	5.83
7	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	51,000	305.16	15,563,598	316.25	16,128,750	5.77
8	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	126,300	129.66	16,376,373	117.01	14,778,678	5.29
9	タイ	株式	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	184,400	76.53	14,112,593	75.90	13,995,960	5.01
10	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	81,581	168.65	13,759,152	168.24	13,725,595	4.91
11	タイ	株式	BANPU PUBLIC COMPANY LTD. (F)	石油・ガス・消耗燃料	7,000	1,604.02	11,228,140	1,614.14	11,298,980	4.04
12	タイ	株式	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	化学	78,377	96.13	7,535,164	91.71	7,188,150	2.57
13	タイ	株式	KRUNG THAI BANK PUB CO-FOREI	商業銀行	127,600	47.81	6,101,449	39.46	5,036,116	1.80
14	タイ	株式	THAI OIL PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	25,800	170.77	4,405,995	148.00	3,818,529	1.36
15	タイ	株式	BEC WORLD PUBLIC(F)	メディア	38,000	108.81	4,134,981	94.87	3,605,250	1.29
16	タイ	株式	ROBINSON DEPARTMENT STORE (F)	複合小売り	36,000	97.40	3,506,580	84.75	3,051,180	1.09
17	タイ	株式	SIAM GLOBAL HOUSE PCL-FOREIG	専門小売り	134,200	23.52	3,157,591	22.26	2,987,828	1.07
18	タイ	株式	GLOW ENERGY PCL-FOREIGN	独立系発電事業・エネルギー販売	19,600	140.41	2,752,134	132.19	2,590,973	0.92
19	タイ	株式	TOTAL ACCESS COMMUNICA-NVDR	無線通信サービス	14,000	184.69	2,585,660	184.69	2,585,660	0.92
20	タイ	株式	AMATA CORP PUBLIC CO LTD(F)	不動産管理・開発	77,000	35.92	2,766,302	27.57	2,123,429	0.76
21	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	化学	11,881	168.65	2,003,760	168.24	1,998,918	0.71
22	タイ	株式	DYNASTY CERAMIC PCL(F)	建設関連製品	14,000	136.62	1,912,680	139.15	1,948,100	0.69
23	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア ロバイダ・サービス	7,400	156.94	1,161,420	168.87	1,249,693	0.44
24	タイ	株式	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	商業銀行	13,500	101.27	1,367,224	86.65	1,169,808	0.41

## 「野村フィリピン株マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	41,680	984.33	41,027,291	991.45	41,324,052	12.14
2	フィリピン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	1,143,200	28.62	32,721,127	28.76	32,883,919	9.66
3	フィリピン	株式	BANK OF PHILIPPINE ISLAND	商業銀行	300,040	103.23	30,976,129	104.12	31,243,165	9.18
4	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	商業銀行	220,317	126.64	27,902,487	127.18	28,020,136	8.23
5	フィリピン	株式	PHILIPPINE LONG DISTANCE TELEPHONE CO.	無線通信サービス	6,400	4,243.52	27,158,528	4,272.00	27,340,800	8.03
6	フィリピン	株式	ENERGY DEVELOPMENT CORPORATION	独立系発電事業・エネルギー販売	2,359,000	10.94	25,810,356	10.85	25,614,022	7.53
7	フィリピン	株式	BANCO DE ORO UNIBANK INC	商業銀行	218,910	101.81	22,288,540	100.21	21,937,846	6.44
8	フィリピン	株式	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	コングロマリット	1,043,000	18.93	19,753,585	18.86	19,679,324	5.78
9	フィリピン	株式	ABOITIZ POWER CORP	独立系発電事業・エネルギー販売	365,000	53.57	19,555,970	52.77	19,263,605	5.66
10	フィリピン	株式	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	722,900	22.74	16,444,818	23.14	16,727,906	4.91
11	フィリピン	株式	DMCI HOLDINGS INC	コングロマリット	208,000	71.55	14,883,648	69.42	14,439,360	4.24
12	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	各種金融サービス	17,968	542.89	9,754,827	545.39	9,799,603	2.88
13	フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	55,000	163.76	9,006,800	161.26	8,869,740	2.60
14	フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	78,810	92.64	7,301,667	98.87	7,792,653	2.29
15	フィリピン	株式	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	コングロマリット	75,000	71.20	5,340,000	72.89	5,466,825	1.60
16	フィリピン	株式	ROBINSONS LAND CO	不動産管理・開発	220,000	22.42	4,934,160	22.17	4,879,336	1.43
17	フィリピン	株式	SHANG PROPERTIES INC	不動産管理・開発	877,000	3.47	3,044,067	3.38	2,966,014	0.87
18	フィリピン	株式	VISTA LAND & LIFESCAPES INC	不動産管理・開発	551,000	5.64	3,109,072	5.34	2,942,340	0.86
19	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	27,500	74.76	2,055,900	83.66	2,300,650	0.67
20	フィリピン	株式	SEMIRARA MINING CORP	石油・ガス・消耗燃料	5,650	390.88	2,208,517	382.34	2,160,243	0.63
21	フィリピン	株式	ATLAS CONS MINING & DEV	金属・鉱業	60,000	36.49	2,189,400	34.88	2,093,280	0.61
22	フィリピン	株式	CEBU AIR INC	旅客航空輸送業	15,170	144.17	2,187,210	136.97	2,077,850	0.61
23	フィリピン	株式	PHILEX MINING CORP	金属・鉱業	40,000	39.02	1,561,127	43.61	1,744,400	0.51
24	フィリピン	株式	HOLCIM PHILIPPINES INC	建設資材	94,100	17.08	1,607,980	16.02	1,507,482	0.44
25	フィリピン	株式	REPUBLIC CEMENT CORP	建設資材	129,000	10.05	1,297,353	9.38	1,210,097	0.35



## 「野村マネーマザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 1 2 回	250,000,000	99.99	249,995,110	99.99	249,995,110		2011/11/7	4.37
2	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 1 4 回	250,000,000	99.99	249,990,340	99.99	249,990,340		2011/11/14	4.37
3	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 1 7 回	250,000,000	99.99	249,985,650	99.99	249,985,650		2011/11/21	4.37
4	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 1 8 回	250,000,000	99.99	249,981,450	99.99	249,981,450		2011/11/28	4.37
5	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 1 9 回	250,000,000	99.99	249,977,590	99.99	249,977,590		2011/12/5	4.37
6	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 2 1 回	250,000,000	99.98	249,972,095	99.98	249,972,095		2011/12/12	4.37
7	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 2 3 回	250,000,000	99.98	249,968,785	99.98	249,968,785		2011/12/19	4.37
8	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 2 5 回	250,000,000	99.98	249,963,825	99.98	249,963,825		2011/12/26	4.37
9	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 2 6 回	250,000,000	99.97	249,949,930	99.97	249,949,930		2012/1/12	4.37
10	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 2 8 回	250,000,000	99.97	249,949,100	99.97	249,949,100		2012/1/16	4.37
11	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 3 0 回	250,000,000	99.97	249,942,340	99.97	249,942,340		2012/1/23	4.37
12	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 3 2 回	250,000,000	99.97	249,936,365	99.97	249,936,365		2012/1/30	4.37
13	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 3 3 回	250,000,000	99.97	249,931,500	99.97	249,931,500		2012/2/6	4.37
14	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年) 第6 3 回	200,000,000	100.41	200,826,744	100.41	200,826,744	1.2	2012/3/20	3.51
15	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第2 1 5 回	100,000,000	101.23	101,230,070	101.23	101,230,070	1.5	2012/10/26	1.77
16	日本	社債券	みずほコーポレート銀行 第5 回 特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.56	100,566,968	100.56	100,566,968	1.36	2012/4/27	1.76
17	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年) 第2 3 8 回	100,000,000	100.49	100,491,148	100.49	100,491,148	1.4	2012/3/20	1.75
18	日本	社債券	三井住友銀行 第3 8 回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.26	100,266,505	100.26	100,266,505	1.4	2012/1/20	1.75
19	日本	特殊債券	都市再生債券 政府保証 第1 8 回	100,000,000	100.18	100,187,504	100.18	100,187,504	0.4	2012/8/10	1.75
20	日本	社債券	日本電信電話 第4 4 回	100,000,000	100.18	100,181,266	100.18	100,181,266	1.51	2011/12/20	1.75
21	日本	特殊債券	商工債券 利付第6 7 8 回1号	100,000,000	100.09	100,090,132	100.09	100,090,132	1.45	2011/11/25	1.75
22	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年) 第2 8 6 回	100,000,000	100.00	100,006,400	100.00	100,006,400	0.3	2011/11/15	1.75

## 種類別及び業種別投資比率

## 「ノムラ・印度・フォーカス」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.81
合計		99.81

## 「ノムラ・韓国・フォーカス」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.48
合計		99.48

## 「ノムラ・台湾・フォーカス」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.80
合計		99.80

## 「ノムラ・アセアン・フォーカス」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.83
合計		99.83

## 「ノムラ・豪州・フォーカス」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.87
合計		99.87

## 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.87
合計		99.87

## 「ノムラ・タイ・フォーカス」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.81
合計		99.81

## 「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.80
合計		99.80

## 「マネーブル・ファンド」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.79
合計		99.79

## &lt;ご参考&gt;

## 「野村インド株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	10.07
	金属・鉱業	6.42
	建設関連製品	0.72
	建設・土木	8.66
	自動車	5.80
	食品	2.46
	タバコ	11.17
	医薬品	3.37
	商業銀行	18.06
	各種金融サービス	2.44
	情報技術サービス	17.26
	無線通信サービス	2.57
	貯蓄・抵当・不動産金融	3.99
		小計
合計		93.05

## 「野村韓国株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)	
株式	石油・ガス・消耗燃料	1.18	
	化学	11.45	
	金属・鉱業	1.68	
	建設・土木	2.70	
	電気設備	3.01	
	コングロマリット	0.75	
	機械	4.76	
	商社・流通業	1.00	
	商業・専門サービス	0.19	
	旅客航空輸送業	2.92	
	自動車部品	11.26	
	自動車	7.06	
	家庭用耐久財	0.69	
	ホテル・レストラン・レジャー	0.13	
	メディア	0.20	
	食品	5.70	
	家庭用品	7.28	
	パーソナル用品	4.61	
	商業銀行	2.24	
	保険	6.74	
	インターネットソフトウェア	2.74	
	電子装置・機器・部品	1.11	
	半導体・半導体製造装置	12.56	
	各種電気通信サービス	0.46	
	消費者金融	0.47	
	資本市場	0.35	
	各種消費者サービス	0.49	
		小計	93.88
	合計		93.88

## 「野村台湾株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	3.91
	化学	13.22
	建設資材	1.43
	容器・包装	1.28
	建設・土木	4.92
	コングロマリット	1.80
	海運業	1.10
	レジャー用品	4.35
	ホテル・レストラン・レジャー	5.35
	食品・生活必需品小売り	3.17
	各種金融サービス	1.49
	保険	5.31
	不動産管理・開発	2.19
	通信機器	4.88
	コンピュータ・周辺機器	4.04
	電子装置・機器・部品	15.33
	半導体・半導体製造装置	13.96
	各種電気通信サービス	2.43
	資本市場	3.66
		小計
合計		93.92

## 「野村アセアン株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)	
株式	石油・ガス・消耗燃料	6.00	
	化学	3.28	
	建設資材	3.50	
	建設・土木	4.84	
	コングロマリット	11.09	
	旅客航空輸送業	0.57	
	運送インフラ	4.97	
	自動車	6.07	
	ホテル・レストラン・レジャー	3.62	
	専門小売り	0.58	
	食品・生活必需品小売り	1.48	
	タバコ	3.71	
	ヘルスケアプロバイダ・サービス	1.08	
	商業銀行	27.22	
	各種金融サービス	3.28	
	不動産管理・開発	5.26	
	各種電気通信サービス	1.73	
	無線通信サービス	4.94	
		小計	93.30
	投資証券		4.10
合計		97.40	

## 「野村豪州株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	6.74
	化学	1.83
	容器・包装	3.63
	金属・鉱業	25.51
	建設・土木	5.07
	旅客航空輸送業	2.28
	陸運・鉄道	3.54
	運送インフラ	2.31
	複合小売り	2.75
	専門小売り	1.15
	食品・生活必需品小売り	3.90
	飲料	1.14
	ヘルスケアプロバイダ・サービス	0.95
	バイオテクノロジー	1.45
	商業銀行	25.66
	保険	5.73
	情報技術サービス	0.69
	専門サービス	2.11
		小計
投資証券		1.11
合計		97.63

## 「野村インドネシア株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	10.99
	建設資材	7.28
	金属・鉱業	1.49
	建設関連製品	0.37
	機械	3.75
	商社・流通業	1.28
	運送インフラ	1.00
	自動車部品	0.35
	自動車	10.03
	複合小売り	0.45
	専門小売り	0.76
	食品	8.41
	タバコ	7.08
	家庭用品	3.53
	医薬品	2.49
	商業銀行	22.99
	不動産管理・開発	4.03
	各種電気通信サービス	5.15
	ガス	2.50
		小計
合計		94.03

## 「野村タイ株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	24.64
	化学	8.20
	建設資材	5.83
	建設関連製品	0.69
	メディア	1.29
	複合小売り	1.09
	専門小売り	1.07
	食品・生活必需品小売り	5.29
	食品	5.01
	ヘルスケアプロバイダ・サービス	0.44
	商業銀行	32.73
	不動産管理・開発	0.76
	無線通信サービス	6.70
	独立系発電事業・エネルギー販売	0.92
		小計
合計		94.72

## 「野村フィリピン株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	0.63
	建設資材	0.79
	金属・鉱業	1.12
	コングロマリット	23.78
	旅客航空輸送業	0.61
	運送インフラ	2.29
	ホテル・レストラン・レジャー	2.60
	食品	0.67
	商業銀行	23.87
	各種金融サービス	2.88
	不動産管理・開発	17.75
	無線通信サービス	8.03
	独立系発電事業・エネルギー販売	13.19
	小計	98.27
合計		98.27

## 「野村マネーマザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		63.93
特殊債券		5.28
社債券		5.27
合計		74.48

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成23年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

「ノムラ・印度・フォーカス」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2010年9月13日)	14,217	14,509	1.1194	1.1424
第2期 (2011年9月12日)	6,552	6,552	0.9109	0.9109
2010年10月末日	11,698		1.1763	
11月末日	10,638		1.1473	
12月末日	10,737		1.1825	
2011年1月末日	9,576		1.0652	
2月末日	9,270		1.0262	
3月末日	10,130		1.1520	
4月末日	9,159		1.1481	
5月末日	8,665		1.0676	
6月末日	8,778		1.0906	
7月末日	7,731		1.0472	
8月末日	6,681		0.9041	
9月末日	5,985		0.8456	
10月末日	6,431		0.9249	

「ノムラ・韓国・フォーカス」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2010年9月13日)	5,601	5,633	1.0496	1.0556
第2期 (2011年9月12日)	1,173	1,194	1.0726	1.0926
2010年10月末日	3,823		1.0529	
11月末日	3,268		1.0704	
12月末日	2,991		1.1149	
2011年1月末日	2,781		1.2068	
2月末日	2,183		1.1217	
3月末日	2,181		1.2618	
4月末日	1,915		1.3763	
5月末日	1,592		1.3247	
6月末日	1,490		1.3338	
7月末日	1,437		1.3232	
8月末日	1,219		1.1098	
9月末日	1,082		0.9902	
10月末日	1,215		1.1266	

「ノムラ・台湾・フォーカス」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2010年9月13日)	1,361	1,361	1.0102	1.0102
第2期 (2011年9月12日)	236	237	1.0115	1.0145
2010年10月末日	1,009		1.0642	
11月末日	781		1.1433	
12月末日	586		1.1976	
2011年1月末日	496		1.2374	
2月末日	414		1.1476	
3月末日	393		1.1786	
4月末日	384		1.2721	
5月末日	342		1.2249	
6月末日	282		1.1724	
7月末日	275		1.1886	
8月末日	233		1.0169	
9月末日	210		0.8983	
10月末日	275		0.9570	

## 「ノムラ・アセアン・フォーカス」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2010年9月13日)	3,059	3,131	1.1432	1.1702
第2期 (2011年9月12日)	1,444	1,472	1.1188	1.1408
2010年10月末日	3,153		1.1965	
11月末日	3,273		1.2054	
12月末日	3,673		1.2072	
2011年1月末日	3,267		1.1872	
2月末日	2,971		1.1656	
3月末日	2,942		1.2573	
4月末日	2,628		1.3084	
5月末日	2,414		1.2720	
6月末日	2,325		1.2622	
7月末日	1,809		1.2889	
8月末日	1,487		1.1223	
9月末日	1,243		0.9647	
10月末日	1,339		1.0772	

## 「ノムラ・豪州・フォーカス」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2010年9月13日)	2,914	2,914	0.9783	0.9783
第2期 (2011年9月12日)	702	702	0.9333	0.9333
2010年10月末日	2,855		1.0174	
11月末日	2,775		1.0297	
12月末日	2,772		1.0860	
2011年1月末日	2,088		1.0598	
2月末日	1,705		1.0966	
3月末日	1,558		1.1433	
4月末日	1,113		1.2040	
5月末日	942		1.1156	
6月末日	888		1.0698	
7月末日	871		1.0419	
8月末日	740		0.9607	
9月末日	625		0.8264	
10月末日	745		0.9900	

## 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2011年9月12日)	3,144	3,171	1.0450	1.0540
2010年12月末日	2,076		0.9933	
2011年1月末日	2,770		0.9163	
2月末日	2,949		0.9179	
3月末日	3,248		1.0035	
4月末日	3,605		1.0548	
5月末日	3,859		1.0600	
6月末日	3,868		1.0562	
7月末日	3,385		1.1178	
8月末日	2,958		1.0141	
9月末日	2,720		0.8953	
10月末日	3,236		1.0005	

## 「ノムラ・タイ・フォーカス」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2011年9月12日)	367	367	0.9192	0.9192
2010年12月末日	558		0.9578	
2011年1月末日	561		0.8833	
2月末日	447		0.9042	
3月末日	440		0.9933	
4月末日	432		1.0454	
5月末日	411		0.9821	
6月末日	388		0.9206	
7月末日	395		1.0113	
8月末日	355		0.8929	
9月末日	307		0.7803	
10月末日	279		0.8708	

## 「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2011年9月12日)	366	366	0.9381	0.9381
2010年12月末日	282		0.9789	
2011年1月末日	310		0.9081	
2月末日	317		0.8561	
3月末日	384		0.9447	
4月末日	413		1.0031	
5月末日	395		0.9676	
6月末日	387		0.9504	
7月末日	385		0.9874	
8月末日	360		0.9208	
9月末日	310		0.8093	
10月末日	340		0.9144	

## 「マネープール・ファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2010年9月13日)	95	95	1.0003	1.0013
第2期 (2011年9月12日)	46	46	1.0002	1.0012
2010年10月末日	138		1.0004	
11月末日	131		1.0005	
12月末日	121		1.0005	
2011年1月末日	91		1.0006	
2月末日	80		1.0007	
3月末日	67		1.0008	
4月末日	111		1.0009	
5月末日	79		1.0010	
6月末日	67		1.0011	
7月末日	50		1.0011	
8月末日	53		1.0012	
9月末日	57		1.0003	
10月末日	46		1.0004	



## 【分配の推移】

## 「ノムラ・印度・フォーカス」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0230 円
第2期	0.0000 円

## 「ノムラ・韓国・フォーカス」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0060 円
第2期	0.0200 円

## 「ノムラ・台湾・フォーカス」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0030 円

## 「ノムラ・アセアン・フォーカス」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0270 円
第2期	0.0220 円

## 「ノムラ・豪州・フォーカス」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円

## 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0090 円

## 「ノムラ・タイ・フォーカス」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円

## 「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円

## 「マネープール・ファンド」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0010 円
第2期	0.0010 円

## 【収益率の推移】

## 「ノムラ・印度・フォーカス」

期	収益率
第1期	14.2 %
第2期	18.6 %

## 「ノムラ・韓国・フォーカス」

期	収益率
第1期	5.6 %
第2期	4.1 %

## 「ノムラ・台湾・フォーカス」

期	収益率
第1期	1.0 %
第2期	0.4 %

## 「ノムラ・アセアン・フォーカス」

期	収益率
第1期	17.0 %
第2期	0.2 %

## 「ノムラ・豪州・フォーカス」

期	収益率
第1期	2.2 %
第2期	4.6 %

## 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」

期	収益率
第1期	5.4 %

## 「ノムラ・タイ・フォーカス」

期	収益率
第1期	8.1 %

## 「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

期	収益率
第1期	6.2 %

## 「マネープール・ファンド」

期	収益率
第1期	0.1 %
第2期	0.1 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配前の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

## 「ノムラ・印度・フォーカス」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	41,913,657,989	29,212,484,421	12,701,173,568
第2期	2,871,286,316	8,379,491,664	7,192,968,220

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 「ノムラ・韓国・フォーカス」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	21,832,759,141	16,495,405,252	5,337,353,889
第2期	767,635,482	5,011,258,317	1,093,731,054

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 「ノムラ・台湾・フォーカス」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	5,224,860,016	3,876,679,988	1,348,180,028
第2期	64,789,991	1,178,842,398	234,127,621

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 「ノムラ・アセアン・フォーカス」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	7,613,406,561	4,937,035,741	2,676,370,820
第2期	1,936,029,184	3,321,252,523	1,291,147,481

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 「ノムラ・豪州・フォーカス」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	6,082,956,031	3,103,836,109	2,979,119,922
第2期	362,195,472	2,588,796,098	752,519,296

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	5,088,482,814	2,079,584,688	3,008,898,126

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 「ノムラ・タイ・フォーカス」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	883,709,568	484,031,925	399,677,643

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	444,400,710	53,268,937	391,131,773

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

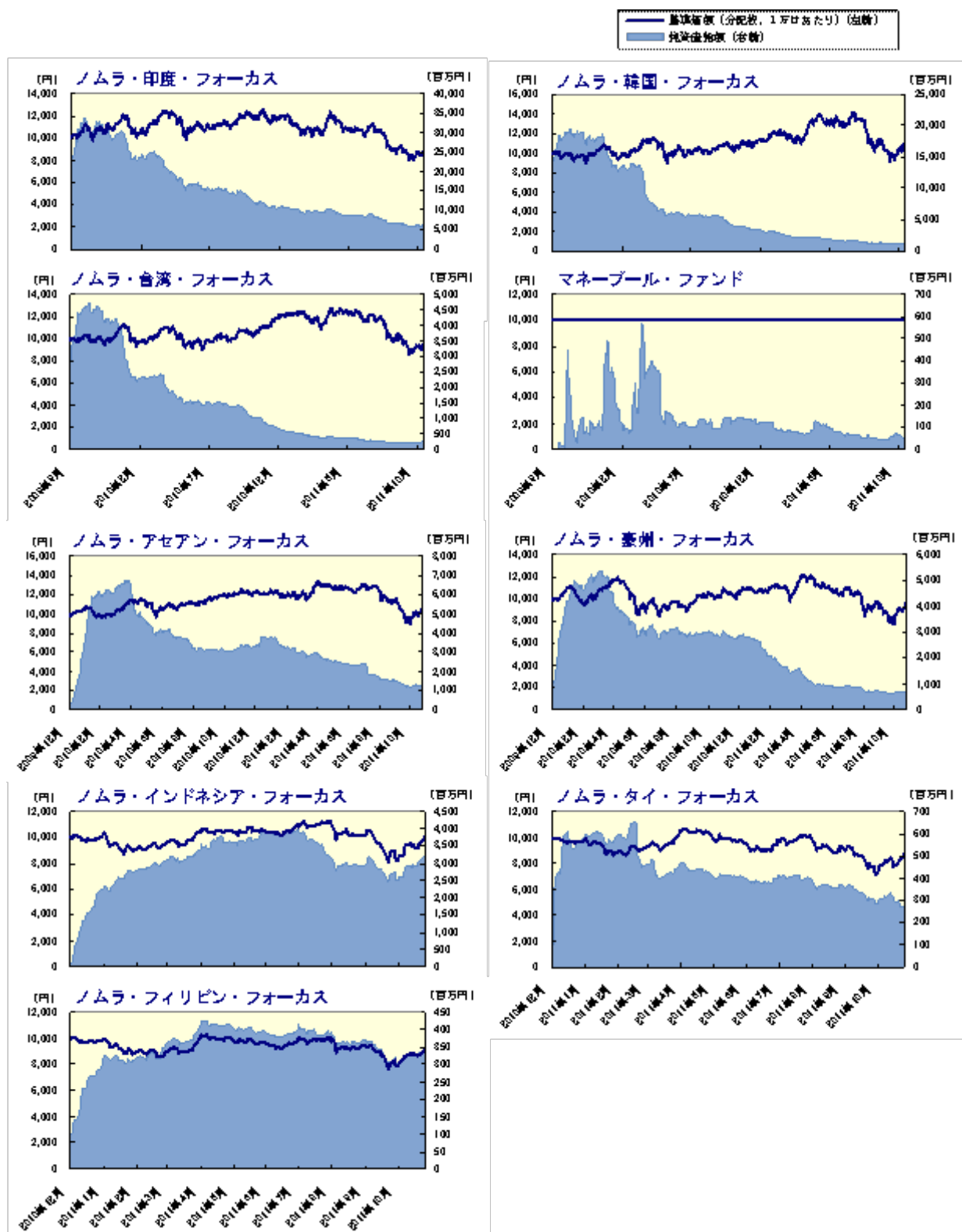
## 「マネーパール・ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	2,861,994,046	2,766,715,362	95,278,684
第2期	339,758,658	388,776,454	46,260,888

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報> 運用実績（2011年10月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



## [ 分配の推移 ] (1万口あたり、課税前)

	ムラ 印度・フォーカス	ムラ 韓国・フォーカス	ムラ 台湾・フォーカス	ムラ アセアン・フォーカス	ムラ 豪州・フォーカス	ムラ インドネシア・フォーカス	ムラ タイ・フォーカス	ムラ フィリピン・フォーカス	マネーボール・ファンド
2011年9月	0 円	200 円	30 円	220 円	0 円	90 円	0 円	0 円	10 円
2010年9月	230 円	60 円	0 円	270 円	0 円	—	—	—	10 円
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
設定来累計	230 円	260 円	30 円	490 円	0 円	90 円	0 円	0 円	20 円

## [ 主要な資産の状況 ]

## 実質的な銘柄別投資比率(上位)

## ノムラ・印度・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	HDFC BANK LIMITED	商業銀行	12.2
2	ITC LTD	タバコ	11.1
3	INFOSYS LTD	情報技術サービス	10.4
4	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス消費燃料	8.5
5	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	6.8
6	ICICI BANK LTD	商業銀行	5.9
7	SADHAV ENGINEERING LTD	建設・土木	4.3
8	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・担当・不動産金融	4.0
9	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	3.6
10	DR.REDDYS LABORATORIES	医薬品	3.4

## ノムラ・韓国・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	半導体・半導体製造装置	12.5
2	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	7.5
3	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	家庭用品	7.2
4	ORION CORP	食品	4.8
5	AMOREPACIFIC CORP	パーソナル用品	4.6
6	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車	4.3
7	DONGBU INSURANCE CO LTD	保険	4.2
8	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	機械	4.0
9	KOREA KUMHO PETROCHEMICAL CO	化学	3.7
10	LG CHEMICALS LTD	化学	2.8

## ノムラ・台湾・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	FORMOSA PLASTIC	化学	7.0
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	5.0
3	HTC CORPORATION	通信機器	4.9
4	RADIANT OPTO-ELECTRONICS COR	半導体・半導体製造装置	4.7
5	GIANT MANUFACTURING	レジャー用品	4.3
6	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	4.1
7	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	石油・ガス消費燃料	3.9
8	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	化学	3.9
9	FORMOSA INTERNATIONAL HOTELS	ホテル・レストラン・レジャー	3.7
10	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	3.6

## ノムラ・アセアン・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	OCBC-ORD	商業銀行	7.3
2	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	6.1
3	BANK MANDIRI	商業銀行	5.9
4	SIA ENGINEERING CO LTD	運送インフラ	5.0
5	KASIKORN BANK PCL(F)	商業銀行	4.7
6	BOUSTEAD HOLDINGS BHD	エンゲロマリット	4.5
7	UNITED OVERSEAS BANK	商業銀行	4.4
8	AXIATA GROUP BERHAD	無線通信サービス	3.8
9	GUJANG GARAM TBK	タバコ	3.7
10	GENTING SINGAPORE PLC	ホテル・レストラン・レジャー	3.6

## 実質的な国/地域別投資比率

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	シンガポール	29.7
2	インドネシア	25.6
3	マレーシア	19.5
4	タイ	15.3
5	フィリピン	7.2

ノムラ・豪州・フォーカス			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	13.1
2	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	商業銀行	8.4
3	WESTPAC BANKING CORP	商業銀行	7.8
4	NEWCREST MINING	金属・鉱業	5.8
5	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	商業銀行	5.6
6	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	4.5
7	ORIGIN ENERGY LTD	石油・ガス・消耗燃料	4.3
8	WESFARMERS LIMITED	食品・生活必需品小売り	3.9
9	NATIONAL AUSTRALIA BANK	商業銀行	3.7
10	AMCOR	容器・包装	3.6

ノムラ・インドネシア・フォーカス			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	10.0
2	GLUDANG GARAM TBK	タバコ	7.1
3	BANK MANDIRI	商業銀行	6.2
4	BANK RAKYAT INDONESIA	商業銀行	6.2
5	BANK CENTRAL ASIA	商業銀行	5.7
6	UNITED TRACTORS TBK PT	機械	3.7
7	TELEKOMUNIKASI	各種電気通信サービス	3.7
8	ADARO ENERGY PT	石油・ガス・消耗燃料	3.6
9	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	3.5
10	SBMEN GRESIK (PERSERO)	建設資材	3.5

ノムラ・タイ・フォーカス			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	KASIKORN BANK PCL(F)	商業銀行	11.6
2	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	11.1
3	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	商業銀行	9.5
4	BANGKOK BANK(F)	商業銀行	9.4
5	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	8.1
6	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	5.8
7	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	5.8
8	CP ALL PCL-FORIGN	食品・生活必需品小売り	5.3
9	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	5.0
10	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FORIGN	化学	4.9

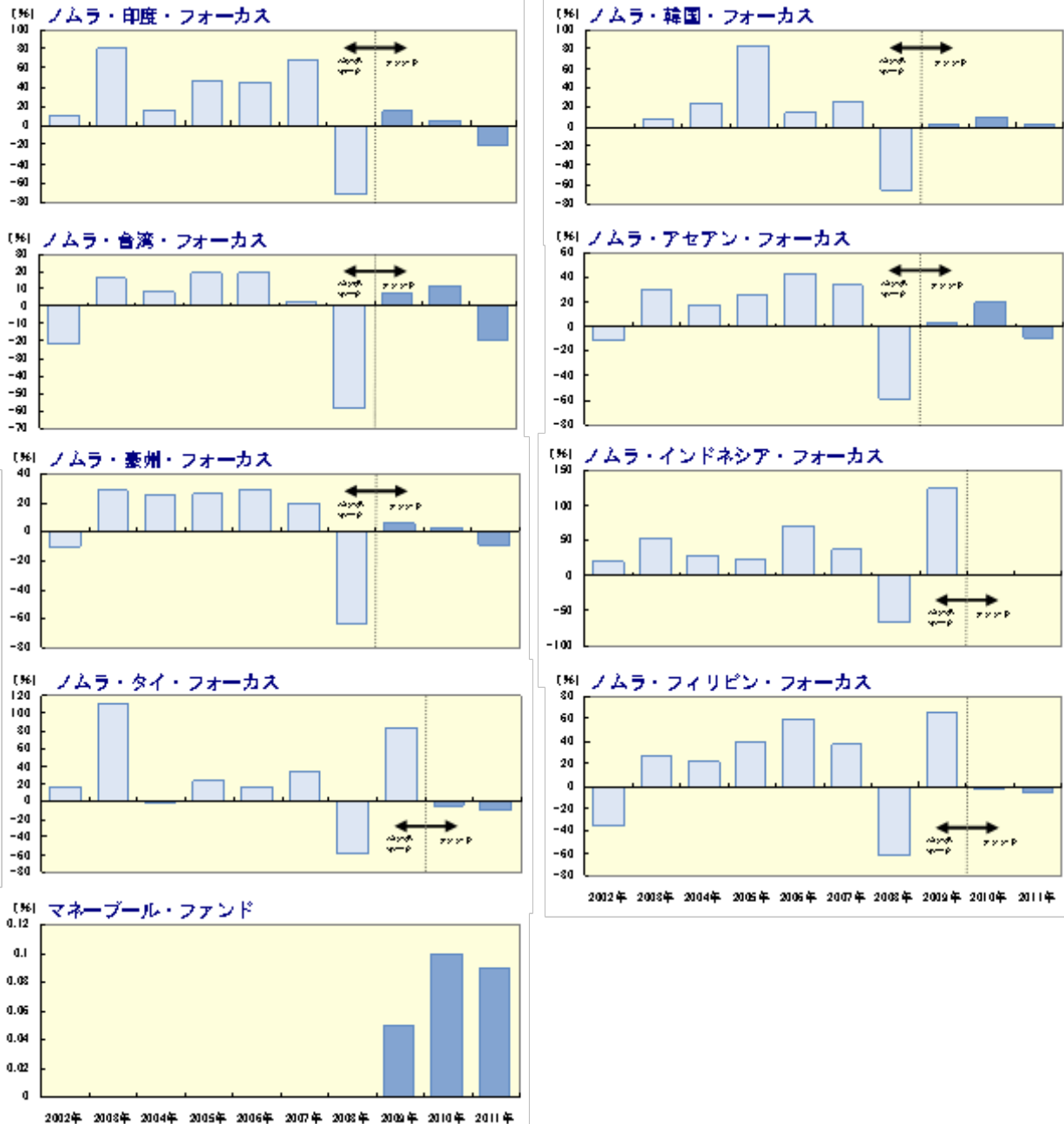
  

ノムラ・フィリピン・フォーカス			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	SM INVESTMENTS CORP	エンゲロマレット	12.1
2	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	9.6
3	BANK OF PHILIPPINE ISLAND	商業銀行	9.2
4	METROPOLITAN BANK & TRUST	商業銀行	8.2
5	PHILIPPINE LONG DISTANCE TELEPHONE CO.	無線通信サービス	8.0
6	ENERGY DEVELOPMENT CORPORATION	独立系発電事業・エネルギー販売	7.5
7	BANCO DE ORO UNIBANK INC	商業銀行	6.4
8	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	エンゲロマレット	5.8
9	ABOITIZ POWER CORP	独立系発電事業・エネルギー販売	5.6
10	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	4.9

マネーボール・ファンド			
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫短期証券 第212回	国債証券	4.4
2	国庫短期証券 第214回	国債証券	4.4
3	国庫短期証券 第217回	国債証券	4.4
4	国庫短期証券 第218回	国債証券	4.4
5	国庫短期証券 第219回	国債証券	4.4
6	国庫短期証券 第221回	国債証券	4.4
7	国庫短期証券 第223回	国債証券	4.4
8	国庫短期証券 第225回	国債証券	4.4
9	国庫短期証券 第226回	国債証券	4.4
10	国庫短期証券 第228回	国債証券	4.4

## [年間収益率の推移]（暦年ベース）



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2011年は年初から10月末までのファンドの収益率。

<各ファンド（ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスを除く）、マネーブル・ファンド>

・2002年から2008年はベンチマークの年間収益率。（出所：MSCI他）なお、「マネーブル・ファンド」にベンチマークはありません。

・2009年は設定日から年末までのファンドの収益率。

<ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカス>

・2002年から2009年はベンチマークの年間収益率。（出所：MSCI他）

・2010年は設定日から年末までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。





## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

また、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する各ファンドの受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）詳しくは販売会社までお問い合わせください。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

#### < 申込手数料 >

- ( ) 取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ( ) 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1円単位または1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までには、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に、「ノムラ・インド・フォーカス」「ノムラ・韓国・フォーカス」「ノムラ・台湾・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は0.5%、「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」は0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

換金時の税金につきましては「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、「ノムラ・インド・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、各ファンドにおいて、別途、換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その

他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

平成31年9月12日までとします。

「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、  
「マネープール・ファンド」：平成21年9月16日設定

「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」：平成21年12月7日設定

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン  
・フォーカス」：平成22年12月6日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### (4)【計算期間】

原則として、毎年9月13日から翌年9月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成31年9月12日とします。

### (5)【その他】

#### (a)ファンドの繰上償還条項

( )「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」につき、委託者は、信託終了前に、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する全てのファンド(「マネープール・ファンド」を除く)が存続しないこととなる場合は、「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

( )各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)につき、委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、各ファンドにつき、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドの信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

#### (b)信託期間の終了

( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項( )」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )から( )までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等( )」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ( )委託者は、上記( )の事項(上記( )の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

( ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとしします。

( ) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」( ) または「(d) 信託約款の変更等」( ) に規定する書面に付記します。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手續

( ) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとしします。

( ) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとしします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとしします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支

払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

換金（解約）の単位

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位（自動けいぞく投資コースを結んでいる場合は1円単位または1口単位）で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。ただし、「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。



### 第3【ファンドの経理状況】

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成22年 9月13日現在	第2期 平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	644,501,721	107,830,156
親投資信託受益証券	14,215,839,872	6,538,764,981
未収利息	1,784	268
流動資産合計	14,860,343,377	6,646,595,405
<b>資産合計</b>		
	14,860,343,377	6,646,595,405
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	292,126,992	-
未払解約金	188,791,998	16,852,798
未払受託者報酬	4,611,057	2,208,624
未払委託者報酬	156,775,914	75,093,140
その他未払費用	276,600	132,458
流動負債合計	642,582,561	94,287,020
<b>負債合計</b>		
	642,582,561	94,287,020
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,701,173,568	7,192,968,220
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,516,587,248	640,659,835
（分配準備積立金）	1,029,407,573	440,747,752
元本等合計	14,217,760,816	6,552,308,385
<b>純資産合計</b>		
	14,217,760,816	6,552,308,385
<b>負債純資産合計</b>		
	14,860,343,377	6,646,595,405

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年 9月16日 至平成22年 9月13日	第2期 自平成22年 9月14日 至平成23年 9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	596,443	212,992
有価証券売買等損益	4,772,895,872	1,043,675,623
営業収益合計	4,773,492,315	1,043,462,631
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	11,902,285	5,170,897
委託者報酬	404,677,665	175,810,446
その他費用	714,014	310,135
営業費用合計	417,293,964	181,291,478
営業利益	4,356,198,351	1,224,754,109
経常利益	4,356,198,351	1,224,754,109
当期純利益	4,356,198,351	1,224,754,109
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,034,663,786	245,302,072
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,516,587,248
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,218,241,925	310,060,980
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,218,241,925	310,060,980
剰余金減少額又は欠損金増加額	731,062,250	997,251,882
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	731,062,250	997,251,882
分配金	292,126,992	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,516,587,248	640,659,835

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。	(1 親投資信託受益証券 ) 同左
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。	(1 有価証券売買等損益 ) 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日 のため、平成21年9月16日(設定日)か ら平成22年9月13日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成22年9月14日から平成 23年9月12日までとなっております。

## 貸借対照表に関する注記)

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 12,701,173,568 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 7,192,968,220 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1194 円 (10,000口当たり純資産額 11,194 円)	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 640,659,835 円
	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9109 円 (10,000口当たり純資産額 9,109 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日																														
<p>1 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントシンガポールリミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 86,672,843 円</p> <p>2 分配金の計算過程</p> <p>計算期末における分配対象金額1,808,714,240円(10,000口当たり1,424円)のうち、292,126,992円(10,000口当たり230円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>121,124,919 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>1,200,409,646 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>487,179,675 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>1,808,714,240 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>12,701,173,568 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>1,424 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>230 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>292,126,992 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	121,124,919 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,200,409,646 円	収益調整金額	C	487,179,675 円	分配準備積立金額	D	円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,808,714,240 円	当ファンドの期末残存口数	F	12,701,173,568 口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,424 円	10,000口当たり分配金額	H	230 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	292,126,992 円	<p>1 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントシンガポールリミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 37,305,111 円</p> <p>2 分配金の計算過程</p> <p>該当事項はございません。</p>
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	121,124,919 円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,200,409,646 円																													
収益調整金額	C	487,179,675 円																													
分配準備積立金額	D	円																													
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,808,714,240 円																													
当ファンドの期末残存口数	F	12,701,173,568 口																													
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,424 円																													
10,000口当たり分配金額	H	230 円																													
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	292,126,992 円																													

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
期首元本額 円	期首元本額 12,701,173,568 円
期中追加設定元本額 41,913,657,989 円	期中追加設定元本額 2,871,286,316 円
期中一部解約元本額 29,212,484,421 円	期中一部解約元本額 8,379,491,664 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,924,626,684	1,297,155,508
合計	1,924,626,684	1,297,155,508

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成21年9月16日至 平成22年9月13日)

該当事項はございません。

第2期(自 平成22年9月14日至 平成23年9月12日)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村インド株マザーファンド		6,538,764,981	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		6,538,764,981	
	組入時価比率：99.8%		100%	
合計			6,538,764,981	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。



## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）」は「野村インド株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 1 「野村インド株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年9月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		286,737,674
コール・ローン		61,549,495
株式		6,138,217,795
未収入金		50,271,635
未収配当金		2,293,158
未収利息		153
流動資産合計		6,539,069,910
資産合計		6,539,069,910
負債の部		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本		6,121,865,913
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		417,203,997
元本等合計		6,539,069,910
純資産合計		6,539,069,910
負債純資産合計		6,539,069,910

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年9月12日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0681 円
(10,000口当たり純資産額)	10,681 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日	
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月12日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

平成23年9月12日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年9月14日
期首元本額	11,014,054,290 円
期首より平成23年9月12日までの期中追加設定元本額	733,430,668 円
期首より平成23年9月12日までの期中一部解約元本額	5,625,619,045 円
期末元本額	6,121,865,913 円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)	6,121,865,913 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年9月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
インドルピー	COAL INDIA LTD	150,000	381.05	57,157,500.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	375,000	825.75	309,656,250.00	
	STERLITE INDUSTRIES INDIA LTD	916,298	130.65	119,714,333.70	
	TATA STEEL LIMITED	275,000	476.90	131,147,500.00	
	SINTEX INDUSTRIES LIMITED	250,000	155.50	38,875,000.00	
	LARSEN&TOUBRO LIMITED	75,000	1,692.55	126,941,250.00	
	SADBHAV ENGINEERING LTD	1,277,320	135.10	172,565,932.00	
	TECPRO SYSTEMS LTD	145,000	249.80	36,221,000.00	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	20,559	1,738.05	35,732,569.95	
	BAJAJ AUTO LIMITED	72,000	1,625.45	117,032,400.00	
	TATA MOTORS LTD	150,000	764.90	114,735,000.00	
	MCLEOD RUSSEL INDIA LIMITED	375,000	256.25	96,093,750.00	
	ITC LTD	2,055,000	197.65	406,170,750.00	
	DR.REDDYS LABORATORIES	80,000	1,467.80	117,424,000.00	
	HDFC BANK LIMITED	1,000,000	473.25	473,250,000.00	
	ICICI BANK LTD	250,000	896.80	224,200,000.00	
	YES BANK LTD	150,000	293.90	44,085,000.00	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	100,000	459.70	45,970,000.00	
	INFOSYS LTD	175,000	2,274.30	398,002,500.00	
	TATA CONSULTANCY SVS LTD	306,000	1,016.05	310,911,300.00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	260,000	400.15	104,039,000.00		
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	230,000	661.55	152,156,500.00		
計	銘柄数：22			3,632,081,535.65	
				(6,138,217,795)	
	組入時価比率：93.9%			100%	
合計				6,138,217,795	
				(6,138,217,795)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。  
 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成22年 9月13日現在	第2期 平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	230,913,259	60,063,229
親投資信託受益証券	5,588,249,015	1,159,861,286
未収利息	639	149
流動資産合計	5,819,162,913	1,219,924,664
資産合計		
	5,819,162,913	1,219,924,664
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	32,024,123	21,874,621
未払解約金	123,841,585	10,891,790
未払受託者報酬	1,856,670	424,656
未払委託者報酬	59,413,350	13,589,066
その他未払費用	111,338	25,418
流動負債合計	217,247,066	46,805,551
負債合計		
	217,247,066	46,805,551
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,337,353,889	1,093,731,054
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	264,561,958	79,388,059
（分配準備積立金）	252,445,470	17,188,913
元本等合計	5,601,915,847	1,173,119,113
純資産合計		
	5,601,915,847	1,173,119,113
負債純資産合計		
	5,819,162,913	1,219,924,664

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年 9月16日 至平成22年 9月13日	第2期 自平成22年 9月14日 至平成23年 9月12日
営業収益		
受取利息	238,445	66,567
有価証券売買等損益	1,310,068,015	448,112,271
営業収益合計	1,310,306,460	448,178,838
営業費用		
受託者報酬	6,116,950	1,327,904
委託者報酬	195,742,264	42,493,032
その他費用	366,892	79,558
営業費用合計	202,226,106	43,900,494
営業利益	1,108,080,354	404,278,344
経常利益	1,108,080,354	404,278,344
当期純利益	1,108,080,354	404,278,344
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	823,610,761	416,086,376
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	264,561,958
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,797,813	122,951,972
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,797,813	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	122,951,972
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,681,325	274,443,218
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	274,443,218
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,681,325	-
分配金	32,024,123	21,874,621
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	264,561,958	79,388,059

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。	(1 親投資信託受益証券 ) 同左
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。	(1 有価証券売買等損益 ) 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日 のため、平成21年9月16日(設定日)か ら平成22年9月13日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成22年9月14日から平成 23年9月12日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 5,337,353,889 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,093,731,054 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0496 円 (10,000口当たり純資産額 10,496 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0726 円 (10,000口当たり純資産額 10,726 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日																																																												
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 50,902,695 円	1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 11,335,308 円																																																												
2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額296,586,081円(10,000口当たり555円)のうち、32,024,123円(10,000口当たり60円)を分配金額としております。	2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額101,262,680円(10,000口当たり925円)のうち、21,874,621円(10,000口当たり200円)を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>47,662,346円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>236,807,247円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>12,116,488円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>296,586,081円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>5,337,353,889口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>555円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>32,024,123円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	47,662,346円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	236,807,247円	収益調整金額	C	12,116,488円	分配準備積立金額	D	円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	296,586,081円	当ファンドの期末残存口数	F	5,337,353,889口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	555円	10,000口当たり分配金額	H	60円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	32,024,123円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>62,199,146円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>39,063,534円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>101,262,680円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,093,731,054口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>925円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>21,874,621円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	62,199,146円	分配準備積立金額	D	39,063,534円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	101,262,680円	当ファンドの期末残存口数	F	1,093,731,054口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	925円	10,000口当たり分配金額	H	200円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	21,874,621円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	47,662,346円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	236,807,247円																																																											
収益調整金額	C	12,116,488円																																																											
分配準備積立金額	D	円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	296,586,081円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	5,337,353,889口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	555円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	60円																																																											
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	32,024,123円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	62,199,146円																																																											
分配準備積立金額	D	39,063,534円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	101,262,680円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,093,731,054口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	925円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	200円																																																											
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	21,874,621円																																																											



## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
期首元本額 円	期首元本額 5,337,353,889 円
期中追加設定元本額 21,832,759,141 円	期中追加設定元本額 767,635,482 円
期中一部解約元本額 16,495,405,252 円	期中一部解約元本額 5,011,258,317 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	385,701,612	58,732,315
合計	385,701,612	58,732,315

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成21年9月16日至 平成22年9月13日)

該当事項はございません。

第2期(自 平成22年9月14日至 平成23年9月12日)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村韓国株マザーファンド		1,159,861,286	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		1,159,861,286	
	組入時価比率：98.9%		100%	
合計			1,159,861,286	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）」は「野村韓国株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 1 「野村韓国株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年9月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		60,515,110
コール・ローン		6,079,721
株式		1,092,114,211
未収入金		16,134,580
未収利息		15
流動資産合計		1,174,843,637
資産合計		
		1,174,843,637
負債の部		
流動負債		
未払金		14,941,283
流動負債合計		14,941,283
負債合計		
		14,941,283
純資産の部		
元本等		
元本		1,019,658,274
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		140,244,080
元本等合計		1,159,902,354
純資産合計		
		1,159,902,354
負債純資産合計		
		1,174,843,637

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年9月12日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1375 円
(10,000口当たり純資産額)	11,375 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日	
1	<p>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
3	<p>金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月12日現在	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

平成23年9月12日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年9月14日
期首元本額	5,205,149,977 円
期首より平成23年9月12日までの期中追加設定元本額	21,666,621 円
期首より平成23年9月12日までの期中一部解約元本額	4,207,158,324 円
期末元本額	1,019,658,274 円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）	1,019,658,274 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



(3)附属明細表  
第1 有価証券明細表

## (1)株式

(平成23年9月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ウォン	GS HOLDINGS CORP	1,392	65,400.00	91,036,800.00	
	SK INNOVATION CO LTD	624	162,000.00	101,088,000.00	
	CAPRO CORPORATION	7,060	32,500.00	229,450,000.00	
	CHEIL INDUSTRIES	806	85,500.00	68,913,000.00	
	HONAM PETROCHEMICAL CORP	1,382	378,000.00	522,396,000.00	
	KOREA KUMHO PETROCHEMICAL CO	6,702	175,000.00	1,172,850,000.00	
	KP CHEMICAL CORP	6,969	18,550.00	129,274,950.00	
	LG CHEMICALS LTD	1,257	346,000.00	434,922,000.00	
	OCI MATERIALS CO LTD	561	83,000.00	46,563,000.00	
	SAMSUNG FINE CHEMICALS CO	400	47,800.00	19,120,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	938	109,000.00	102,242,000.00	
	KOREA ZINC CO LTD	1,145	415,000.00	475,175,000.00	
	POSCO	208	416,000.00	86,528,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	3,175	95,000.00	301,625,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	614	224,000.00	137,536,000.00	
	LS CORP	552	92,700.00	51,170,400.00	
	LS INDUSTRIAL SYSTEMS	8,300	58,100.00	482,230,000.00	
	LG CORP	1,143	56,100.00	64,122,300.00	
	SAMSUNG TECHWIN CO LTD	818	54,300.00	44,417,400.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	2,251	304,500.00	685,429,500.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	3,524	30,700.00	108,186,800.00		
SAMSUNG C&T CORP	2,397	69,000.00	165,393,000.00		
S1 CORPORATION	586	53,200.00	31,175,200.00		
ASIANA AIRLINES	4,900	9,950.00	48,755,000.00		
KOREAN AIR LINES CO LTD	1,983	58,600.00	116,203,800.00		
HANKOOK TIRE CO LTD	4,889	38,100.00	186,270,900.00		
HYUNDAI MOBIS	3,765	324,000.00	1,219,860,000.00		

	HYUNDAI WIA CORP	2,777	153,000.00	424,881,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD	3,316	197,500.00	654,910,000.00	
	KIA MOTORS CORP	6,368	68,500.00	436,208,000.00	
	LG ELECTRONICS INC	1,554	62,000.00	96,348,000.00	
	HOTEL SHILLA CO LTD	622	31,700.00	19,717,400.00	
	CHEIL WORLDWIDE INC	1,720	16,700.00	28,724,000.00	
	BINGGRAE CO LTD	2,740	50,500.00	138,370,000.00	
	ORION CORP	1,326	541,000.00	717,366,000.00	
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	2,452	469,500.00	1,151,214,000.00	
	AMOREPACIFIC CORP	630	1,115,000.00	702,450,000.00	
	HANA FINANCIAL HOLDINGS	2,922	34,600.00	101,101,200.00	
	INDUSTRIAL BK OF KOREA	6,956	14,900.00	103,644,400.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	1,016	40,150.00	40,792,400.00	
	WOORI FINANCE HOLDINGS CO	7,651	10,050.00	76,892,550.00	
	DONGBU INSURANCE CO LTD	15,279	51,000.00	779,229,000.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	727	226,500.00	164,665,500.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	3,053	88,600.00	270,495,800.00	
	DAUM COMMUNICATIONS CORP	1,214	128,500.00	155,999,000.00	
	SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	1,132	60,700.00	68,712,400.00	
	SAMSUNG SDI CO,LTD	694	117,000.00	81,198,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	2,254	780,000.00	1,758,120,000.00	
	KT CORP	2,126	37,400.00	79,512,400.00	
	SAMSUNG CARD CO	1,880	47,550.00	89,394,000.00	
	SAMSUNG SECURITIES	1,030	55,300.00	56,959,000.00	
	MEGASTUDY CO LTD	659	128,600.00	84,747,400.00	
計	銘柄数：52			15,403,585,500.00	
				(1,092,114,211)	
	組入時価比率：94.2%			100%	
合計				1,092,114,211	
				(1,092,114,211)	

(注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成22年 9月13日現在	第2期 平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	22,466,638	6,678,141
親投資信託受益証券	1,361,853,910	236,106,115
未収利息	62	16
流動資産合計	1,384,320,610	242,784,272
資産合計	1,384,320,610	242,784,272
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	-	702,382
未払解約金	7,759,837	2,492,894
未払受託者報酬	441,354	83,814
未払委託者報酬	14,123,468	2,681,998
その他未払費用	26,413	4,967
流動負債合計	22,351,072	5,966,055
負債合計	22,351,072	5,966,055
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,348,180,028	234,127,621
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,789,510	2,690,596
（分配準備積立金）	1,516,989	20,894
元本等合計	1,361,969,538	236,818,217
純資産合計	1,361,969,538	236,818,217
負債純資産合計	1,384,320,610	242,784,272

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年 9月16日 至平成22年 9月13日	第2期 自平成22年 9月14日 至平成23年 9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	72,267	23,489
有価証券売買等損益	256,519,910	137,423,790
営業収益合計	256,592,177	137,447,279
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,369,916	287,804
委託者報酬	43,837,602	9,209,853
その他費用	82,066	17,145
営業費用合計	45,289,584	9,514,802
営業利益	211,302,593	127,932,477
経常利益	211,302,593	127,932,477
当期純利益	211,302,593	127,932,477
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	209,785,604	133,546,583
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	13,789,510
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,955,145	11,695,947
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,955,145	11,695,947
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,682,624	16,478,373
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,682,624	16,478,373
分配金	-	702,382
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,789,510	2,690,596

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。	(1 親投資信託受益証券 ) 同左
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。	(1 有価証券売買等損益 ) 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日 のため、平成21年9月16日(設定日)か ら平成22年9月13日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成22年9月14日から平成 23年9月12日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,348,180,028 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 234,127,621 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0102 円 (10,000口当たり純資産額 10,102 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0115 円 (10,000口当たり純資産額 10,115 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日																																																																																																				
<p>1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p style="text-align: right;">支払金額 8,942,415 円</p> <p>2 分配金の計算過程 該当事項はございません。</p>	<p>1 運用の外部委託費用  当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p style="text-align: right;">支払金額 1,857,611 円</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額3,392,978円(10,000口当たり144円)のうち、702,382円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> <th style="text-align: center;">D</th> <th style="text-align: center;">E = A+B+C+D</th> <th style="text-align: center;">F</th> <th style="text-align: center;">G = E / F × 10,000</th> <th style="text-align: center;">H</th> <th style="text-align: center;">I = F × H / 10,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,161,370</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">231,608</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,392,978</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">234,127,621</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">144</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">702,382</td> </tr> </tbody> </table>	項目	A	B	C	D	E = A+B+C+D	F	G = E / F × 10,000	H	I = F × H / 10,000	費用控除後の配当等収益額	円									費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	円									収益調整金額			3,161,370							分配準備積立金額				231,608						当ファンドの分配対象収益額					3,392,978					当ファンドの期末残存口数						234,127,621				10,000口当たり収益分配対象額							144			10,000口当たり分配金額								30		収益分配金金額									702,382
項目	A	B	C	D	E = A+B+C+D	F	G = E / F × 10,000	H	I = F × H / 10,000																																																																																												
費用控除後の配当等収益額	円																																																																																																				
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	円																																																																																																				
収益調整金額			3,161,370																																																																																																		
分配準備積立金額				231,608																																																																																																	
当ファンドの分配対象収益額					3,392,978																																																																																																
当ファンドの期末残存口数						234,127,621																																																																																															
10,000口当たり収益分配対象額							144																																																																																														
10,000口当たり分配金額								30																																																																																													
収益分配金金額									702,382																																																																																												



## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
期首元本額 円	期首元本額 1,348,180,028 円
期中追加設定元本額 5,224,860,016 円	期中追加設定元本額 64,789,991 円
期中一部解約元本額 3,876,679,988 円	期中一部解約元本額 1,178,842,398 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	36,159,404	2,001,652
合計	36,159,404	2,001,652

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成21年9月16日至 平成22年9月13日)

該当事項はございません。

第2期(自 平成22年9月14日至 平成23年9月12日)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村台湾株マザーファンド		236,106,115	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		236,106,115	
	組入時価比率：99.7%		100%	
合計			236,106,115	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）」は「野村台湾株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 1 「野村台湾株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年9月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		10,919,581
コール・ローン		6,519,336
株式		217,788,414
未収配当金		876,163
未収利息		16
流動資産合計		236,103,510
資産合計		236,103,510
負債の部		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本		225,141,714
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		10,961,796
元本等合計		236,103,510
純資産合計		236,103,510
負債純資産合計		236,103,510

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年9月12日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0487 円
(10,000口当たり純資産額)	10,487 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日	
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月12日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

平成23年9月12日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年9月14日
期首元本額	1,326,308,834 円
期首より平成23年9月12日までの期中追加設定元本額	33,605,403 円
期首より平成23年9月12日までの期中一部解約元本額	1,134,772,523 円
期末元本額	225,141,714 円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)	225,141,714 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年9月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
新台幣ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	38,000	83.50	3,173,000.00	
	FORMOSA PLASTIC	77,000	84.50	6,506,500.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	36,000	67.20	2,419,200.00	
	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	46,000	86.10	3,960,600.00	
	TAIWAN CEMENT	41,095	37.50	1,541,062.50	
	CHENG LOONG CORP	117,520	12.15	1,427,868.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	54,631	35.75	1,953,058.25	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	86,000	16.45	1,414,700.00	
	GIANT MANUFACTURING	36,646	113.50	4,159,321.00	
	FIRST HOTEL	73,210	24.45	1,789,984.50	
	FORMOSA INTERNATIONAL HOTELS	7,200	467.00	3,362,400.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	17,000	182.50	3,102,500.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	45,817	39.20	1,796,026.40	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	50,643	37.00	1,873,791.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	74,227	35.50	2,635,058.50	
	HUAKU DEVELOPMENT CO LTD	19,364	68.80	1,332,243.20	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	26,000	35.10	912,600.00	
	HTC CORPORATION	6,667	810.00	5,400,270.00	
	ADVANTECH CO.,LTD.	20,900	82.40	1,722,160.00	
	AU OPTRONICS CORP	65,000	12.90	838,500.00	
CHROMA ATE INC	29,849	70.20	2,095,399.80		
CORETRONIC CORPORATION	42,000	26.45	1,110,900.00		
DELTA ELECTRONICS INC	23,000	79.00	1,817,000.00		
HON HAI PRECISION INDUSTRY	48,928	72.70	3,557,065.60		
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	13,121	72.90	956,520.90		
TRIPOD TECHNOLOGY CORP	27,750	90.70	2,516,925.00		
WPG HOLDINGS CO LTD	40,279	42.25	1,701,787.75		

	CHIPBOND TECHNOLOGY CORP	43,000	25.55	1,098,650.00	
	RADIANT OPTO-ELECTRONICS COR	49,812	105.50	5,255,166.00	
	RICHTEK TECHNOLOGY CORP	2,000	149.50	299,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	61,000	69.30	4,227,300.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	26,600	100.00	2,660,000.00	
	PRESIDENT SECURITIES CORP	50,668	16.15	818,288.20	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	187,777	16.30	3,060,765.10	
計	銘柄数：34			82,495,611.70	
				(217,788,414)	
	組入時価比率：92.2%			100%	
合計				217,788,414	
				(217,788,414)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
 2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年12月7日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年12月7日から平成22年9月13日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年12月7日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



## 【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成22年 9月13日現在	第2期 平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	202,947,971	80,009,134
親投資信託受益証券	3,059,618,863	1,438,714,333
未収利息	562	199
流動資産合計	3,262,567,396	1,518,723,666
資産合計		
	3,262,567,396	1,518,723,666
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	72,262,012	28,405,244
未払解約金	114,207,401	26,139,738
未払受託者報酬	501,230	592,412
未払委託者報酬	16,039,438	18,957,075
その他未払費用	30,042	35,483
流動負債合計	203,040,123	74,129,952
負債合計		
	203,040,123	74,129,952
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,676,370,820	1,291,147,481
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	383,156,453	153,446,233
（分配準備積立金）	245,335,296	30,056,074
元本等合計	3,059,527,273	1,444,593,714
純資産合計		
	3,059,527,273	1,444,593,714
負債純資産合計		
	3,262,567,396	1,518,723,666

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年12月7日 至平成22年9月13日	第2期 自平成22年9月14日 至平成23年9月12日
営業収益		
受取利息	94,039	71,909
有価証券売買等損益	708,820,863	178,547,654
営業収益合計	708,914,902	178,619,563
営業費用		
受託者報酬	1,750,337	1,454,377
委託者報酬	56,010,862	46,539,758
その他費用	104,932	87,138
営業費用合計	57,866,131	48,081,273
営業利益	651,048,771	130,538,290
経常利益	651,048,771	130,538,290
当期純利益	651,048,771	130,538,290
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	333,451,463	182,993,061
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	383,156,453
剰余金増加額又は欠損金減少額	324,213,087	398,838,218
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	324,213,087	398,838,218
剰余金減少額又は欠損金増加額	186,391,930	547,688,423
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	186,391,930	547,688,423
分配金	72,262,012	28,405,244
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	383,156,453	153,446,233

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。	(1 親投資信託受益証券 ) 同左
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。	(1 有価証券売買等損益 ) 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日 のため、平成21年12月7日(設定日)か ら平成22年9月13日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成22年9月14日から平成 23年9月12日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 平成22年9月13日現在		第2期 平成23年9月12日現在	
1	計算期間の末日における受益権の総数 2,676,370,820 口	1	計算期間の末日における受益権の総数 1,291,147,481 口
2	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,1432 円 (10,000口当たり純資産額 11,432 円)	2	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,1188 円 (10,000口当たり純資産額 11,188 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日			第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日																																																														
1	運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 11,360,929 円		1	運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 9,410,606 円																																																													
2	分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額455,418,465円(10,000口当たり1,701円)のうち、72,262,012円(10,000口当たり270円)を分配金額としております。		2	分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額181,851,477円(10,000口当たり1,408円)のうち、28,405,244円(10,000口当たり220円)を分配金額としております。																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>63,718,707円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>253,878,601円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>137,821,157円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>455,418,465円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,676,370,820口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>1,701円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>72,262,012円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	63,718,707円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	253,878,601円	収益調整金額	C	137,821,157円	分配準備積立金額	D	円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	455,418,465円	当ファンドの期末残存口数	F	2,676,370,820口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,701円	10,000口当たり分配金額	H	270円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	72,262,012円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>123,390,159円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>58,461,318円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>181,851,477円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,291,147,481口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>1,408円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>28,405,244円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	123,390,159円	分配準備積立金額	D	58,461,318円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	181,851,477円	当ファンドの期末残存口数	F	1,291,147,481口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,408円	10,000口当たり分配金額	H	220円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	28,405,244円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	63,718,707円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	253,878,601円																																																															
収益調整金額	C	137,821,157円																																																															
分配準備積立金額	D	円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	455,418,465円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	2,676,370,820口																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,701円																																																															
10,000口当たり分配金額	H	270円																																																															
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	72,262,012円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																															
収益調整金額	C	123,390,159円																																																															
分配準備積立金額	D	58,461,318円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	181,851,477円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	1,291,147,481口																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,408円																																																															
10,000口当たり分配金額	H	220円																																																															
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	28,405,244円																																																															

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
期首元本額 円	期首元本額 2,676,370,820 円
期中追加設定元本額 7,613,406,561 円	期中追加設定元本額 1,936,029,184 円
期中一部解約元本額 4,937,035,741 円	期中一部解約元本額 3,321,252,523 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	388,829,641	5,564,648
合計	388,829,641	5,564,648

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成21年12月7日至 平成22年9月13日)

該当事項はございません。

第2期(自 平成22年9月14日至 平成23年9月12日)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村アセアン株マザーファンド		1,438,714,333	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		1,438,714,333	
	組入時価比率：99.6%		100%	
合計			1,438,714,333	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。



## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）」は「野村アセアン株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「野村アセアン株マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年9月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		1,124,121
コール・ローン		7,266,854
株式		1,363,083,869
投資証券		52,475,388
未収入金		10,034,427
未収配当金		4,725,800
未収利息		18
流動資産合計		1,438,710,477
資産合計		1,438,710,477
負債の部		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本		1,186,177,206
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		252,533,271
元本等合計		1,438,710,477
純資産合計		1,438,710,477
負債純資産合計		1,438,710,477

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価値のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。

2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年9月12日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2129 円
(10,000口当たり純資産額)	12,129 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日	
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月12日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	株式及び投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

平成23年9月12日現在

1	元本の移動及び期末元本額の内訳	
	期首	平成22年9月14日
	期首元本額	2,550,532,564 円
	期首より平成23年9月12日までの期中追加設定元本額	825,250,425 円
	期首より平成23年9月12日までの期中一部解約元本額	2,189,605,783 円
	期末元本額	1,186,177,206 円
	期末元本額の内訳*	
	ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)	1,186,177,206 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年9月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
シンガポール ドル	KEPPEL CORP.	69,800	8.76	611,448.00		
	NOBLE GROUP LTD	393,000	1.60	628,800.00		
	SIA ENGINEERING CO LTD	286,000	3.92	1,121,120.00		
	GENTING SINGAPORE PLC	300,000	1.70	510,000.00		
	RAFFLES MEDICAL GROUP LTD	100,000	2.12	212,000.00		
	OCBC-ORD	178,000	8.47	1,507,660.00		
	UNITED OVERSEAS BANK	64,000	17.71	1,133,440.00		
	STARHUB LTD	67,000	2.83	189,610.00		
	計	銘柄数：8			5,914,078.00	
					(371,818,083)	
	組入時価比率：25.8%			27.2%		
リンギ	IJM CORP	235,000	5.83	1,370,050.00		
	MALAYSIA MARINE AND HEAVY EN	292,300	6.60	1,929,180.00		
	BOUSTEAD HOLDINGS BHD	446,000	5.48	2,444,080.00		

	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	358,700	7.16	2,568,292.00	
	AMMB HOLDING	299,300	6.34	1,897,562.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	388,500	4.79	1,860,915.00	
計	銘柄数：6			12,070,079.00	
				(309,235,423)	
	組入時価比率：21.5%			22.7%	
パーツ	PTT PCL(F)	60,000	321.00	19,260,000.00	
	PTT CHEMICAL PCL-FOREIGN	132,000	132.00	17,424,000.00	
	SIAM GLOBAL HOUSE PCL-FOREIG	352,800	9.30	3,281,040.00	
	CP ALL PCL-FOREIGN	170,000	51.25	8,712,500.00	
	KASIKORNBANK PCL(F)	186,000	125.00	23,250,000.00	
	AMATA CORP PUBLIC CO LTD(F)	800,000	14.20	11,360,000.00	
計	銘柄数：6			83,287,540.00	
				(214,881,853)	
	組入時価比率：14.9%			15.8%	
フィリピン ペン	DMCI HOLDINGS INC	356,000	40.20	14,311,200.00	
	SM INVESTMENTS CORP	21,700	553.00	12,000,100.00	
	CEBU AIR INC	56,000	81.00	4,536,000.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	183,944	71.15	13,087,615.60	
	AYALA LAND LTD	648,000	16.08	10,419,840.00	
計	銘柄数：5			54,354,755.60	
				(98,925,655)	
	組入時価比率：6.9%			7.3%	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ルピア	ADARO ENERGY PT	3,240,000	2,025.00	6,561,000,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	422,000	15,450.00	6,519,900,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	130,500	70,300.00	9,174,150,000.00	
	GUDANG GARAM TBK	93,000	59,800.00	5,561,400,000.00	
	BANK MANDIRI	1,233,000	7,200.00	8,877,600,000.00	
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	2,900,000	1,300.00	3,770,000,000.00	
計	銘柄数：6			40,464,050,000.00	
				(368,222,855)	
	組入時価比率：25.6%			27.0%	
合計				1,363,083,869	
				(1,363,083,869)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	CDL HOSPITALITY TRUST	301,000	525,245.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	162,000	309,420.00	
シンガポールドル計	銘柄数：2	463,000	834,665.00	
			(52,475,388)	
	組入時価比率：3.6%		100%	
投資証券計			52,475,388	
			(52,475,388)	
合計			52,475,388	

			(52,475,388)	
--	--	--	--------------	--

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。  
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。



## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年12月7日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年12月7日から平成22年9月13日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年12月7日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成22年 9月13日現在	第2期 平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	50,227,189	15,579,746
親投資信託受益証券	2,914,401,107	706,713,607
未収利息	139	38
流動資産合計	2,964,628,435	722,293,391
資産合計	2,964,628,435	722,293,391
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	37,002,606	11,911,983
未払受託者報酬	423,999	259,327
未払委託者報酬	12,719,849	7,779,824
その他未払費用	25,406	15,497
流動負債合計	50,171,860	19,966,631
負債合計	50,171,860	19,966,631
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,979,119,922	752,519,296
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	64,663,347	50,192,536
（分配準備積立金）	45,601,571	9,370,861
元本等合計	2,914,456,575	702,326,760
純資産合計	2,914,456,575	702,326,760
負債純資産合計	2,964,628,435	722,293,391

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年12月7日 至平成22年9月13日	第2期 自平成22年9月14日 至平成23年9月12日
営業収益		
受取利息	67,064	40,460
有価証券売買等損益	55,773,107	251,972,998
営業収益合計	55,840,171	252,013,458
営業費用		
受託者報酬	1,469,056	940,023
委託者報酬	44,071,622	28,200,785
その他費用	88,050	56,279
営業費用合計	45,628,728	29,197,087
営業利益	10,211,443	222,816,371
経常利益	10,211,443	222,816,371
当期純利益	10,211,443	222,816,371
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	181,652,438	272,778,632
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	64,663,347
剰余金増加額又は欠損金減少額	205,356,251	64,433,072
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	36,958,351
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	205,356,251	27,474,721
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,578,603	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,578,603	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	64,663,347	50,192,536

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。	(1 親投資信託受益証券 ) 同左
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。	(1 有価証券売買等損益 ) 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日 のため、平成21年12月7日(設定日)か ら平成22年9月13日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成22年9月14日から平成 23年9月12日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,979,119,922 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 752,519,296 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 64,663,347 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 50,192,536 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9783 円 (10,000口当たり純資産額 9,783 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9333 円 (10,000口当たり純資産額 9,333 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 8,953,558 円	1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 5,707,375 円
2 分配金の計算過程 該当事項はございません。	2 分配金の計算過程 該当事項はございません。

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
期首元本額 円	期首元本額 2,979,119,922 円
期中追加設定元本額 6,082,956,031 円	期中追加設定元本額 362,195,472 円
期中一部解約元本額 3,103,836,109 円	期中一部解約元本額 2,588,796,098 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第1期 自 平成21年12月7日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	112,795,968	28,476,730
合計	112,795,968	28,476,730

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成21年12月7日至 平成22年9月13日)

該当事項はございません。

第2期(自 平成22年9月14日至 平成23年9月12日)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村豪州株マザーファンド		706,713,607	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		706,713,607	
	組入時価比率：100.6%		100%	
合計			706,713,607	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。



## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）」は「野村豪州株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 1 「野村豪州株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年9月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		1,300,522
コール・ローン		719,716
株式		657,632,165
投資証券		24,781,835
派生商品評価勘定		15,702
未収入金		14,745,422
未収配当金		7,534,973
未収利息		1
流動資産合計		706,730,336
資産合計		706,730,336
負債の部		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本		743,517,735
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		36,787,399
元本等合計		706,730,336
純資産合計		706,730,336
負債純資産合計		706,730,336

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	平成23年9月12日現在
1 元本の欠損の額	36,787,399 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9505 円
(10,000口当たり純資産額)	9,505 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日	
1	<p>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>
3	<p>金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>
4	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月12日現在	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 株式及び投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

平成23年9月12日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年9月14日
期首元本額	2,969,333,782 円
期首より平成23年9月12日までの期中追加設定元本額	66,775,992 円
期首より平成23年9月12日までの期中一部解約元本額	2,292,592,039 円
期末元本額	743,517,735 円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）	743,517,735 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年9月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
豪ドル	OIL SEARCH LTD	33,998	6.09	207,047.82	
	ORIGIN ENERGY LTD	26,035	13.20	343,662.00	
	INCITEC PIVOT LTD	45,861	3.80	174,271.80	
	AMCOR	46,323	6.67	308,974.41	
	ATLAS IRON LTD	43,015	3.69	158,725.35	
	BHP BILLITON LIMITED	30,535	37.91	1,157,581.85	
	GINDALBIE METALS LTD	78,069	0.66	51,525.54	
	NEWCREST MINING	10,964	39.86	437,025.04	
	RIO TINTO LTD	5,728	71.25	408,120.00	
	BOART LONGYEAR GROUP	57,247	3.19	182,617.93	
	MONADELPHOUS GROUP LIMITED	6,517	19.09	124,409.53	
	NRW HOLDINGS LTD	27,039	2.73	73,816.47	
	UGL LTD	19,573	12.09	236,637.57	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	201,482	1.58	319,348.97	
	ASCIANO LTD	202,173	1.55	314,379.01	
	DAVID JONES LTD	70,328	2.94	206,764.32	
	WESFARMERS LIMITED	10,736	30.85	331,205.60	
	COCA-COLA AMATIL LTD	8,322	11.82	98,366.04	
	CSL LIMITED	4,495	27.51	123,657.45	
	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	34,426	19.94	686,454.44	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	10,068	47.41	477,323.88	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	12,975	23.32	302,577.00	
	WESTPAC BANKING CORP	31,110	20.13	626,244.30	
	AMP LIMITED	70,242	4.15	291,504.30	
	SUNCORP GROUP LTD	22,431	8.32	186,625.92	
	COMPUTERSHARE LTD	8,220	7.55	62,061.00	
	MCMILLAN SHAKESPEARE LTD	9,028	8.95	80,800.60	
	SAI GLOBAL LTD	21,936	4.68	102,660.48	
計	銘柄数：28			8,074,388.62	
				(651,118,698)	
	組入時価比率：92.1%			99.0%	

ニュージ ーラ ンドドル	RYMAN HEALTHCARE LTD	41,279	2.49	102,784.71	
計	銘柄数：1			102,784.71	
				(6,513,467)	
	組入時価比率：0.9%			1.0%	
合計				657,632,165	
				(657,632,165)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。  
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券 (平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP	31,633	92,052.03	
	WESTFIELD GROUP	27,740	215,262.40	
豪ドル計	銘柄数：2	59,373	307,314.43	
			(24,781,835)	
	組入時価比率：3.5%		100%	
投資証券計			24,781,835	
			(24,781,835)	
合計			24,781,835	
			(24,781,835)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
 2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成23年9月12日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 豪ドル	16,036,497		16,020,795	15,702
合計	16,036,497		16,020,795	15,702

(注)時価の算定方法  
為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう  
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		79,643,568
親投資信託受益証券		3,137,141,280
未収利息		198
流動資産合計		3,216,785,046
資産合計		3,216,785,046
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金		27,080,083
未払解約金		29,322,881
未払受託者報酬		487,743
未払委託者報酬		15,607,805
その他未払費用		29,230
流動負債合計		72,527,742
負債合計		72,527,742
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		3,008,898,126
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		135,359,178
（分配準備積立金）		111,677,146
元本等合計		3,144,257,304
純資産合計		3,144,257,304
負債純資産合計		3,216,785,046



## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成22年12月6日 至平成23年9月12日
営業収益	
受取利息	46,617
有価証券売買等損益	312,388,047
営業収益合計	312,434,664
営業費用	
受託者報酬	1,240,493
委託者報酬	39,695,527
その他費用	74,328
営業費用合計	41,010,348
営業利益	271,424,316
経常利益	271,424,316
当期純利益	271,424,316
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	132,667,087
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,682,032
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,453,759
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,228,273
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	27,080,083
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	135,359,178

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成22年12月 6 日(設定日)から平成23年 9 月12日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第1期 平成23年 9 月12日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数	3,008,898,126 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0450 円
(10,000口当たり純資産額	10,450 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日																																
1	運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。	8,045,474 円																														
2	分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額162,439,261円(10,000口当たり539円)のうち、27,080,083円(10,000口当たり90円)を分配金額としております。																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: right;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">44,195,300</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">94,561,929</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">23,682,032</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E = A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">162,439,261</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">3,008,898,126</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G = E / F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">539</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">90</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I = F × H / 10,000</td> <td style="text-align: right;">27,080,083</td> </tr> </tbody> </table>	項目	A	円	費用控除後の配当等収益額	A	44,195,300	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	94,561,929	収益調整金額	C	23,682,032	分配準備積立金額	D	円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	162,439,261	当ファンドの期末残存口数	F	3,008,898,126	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	539	10,000口当たり分配金額	H	90	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	27,080,083	
項目	A	円																														
費用控除後の配当等収益額	A	44,195,300																														
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	94,561,929																														
収益調整金額	C	23,682,032																														
分配準備積立金額	D	円																														
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	162,439,261																														
当ファンドの期末残存口数	F	3,008,898,126																														
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	539																														
10,000口当たり分配金額	H	90																														
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	27,080,083																														

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
1	金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3	金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成23年 9 月12日現在	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2	時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
期首元本額	円
期中追加設定元本額	5,088,482,814 円
期中一部解約元本額	2,079,584,688 円

2 有価証券関係  
売買目的有価証券

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	194,808,674
合計	194,808,674

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成22年12月 6 日至 平成23年 9 月12日)  
該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(平成23年 9 月12日現在)  
該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年 9 月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村インドネシア株マザーファンド		3,137,141,280	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		3,137,141,280	
	組入時価比率：99.8%		100%	
合計			3,137,141,280	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）」は「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 「野村インドネシア株マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年 9 月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		46,793,601
コール・ローン		187,028,297
株式		3,011,356,171
派生商品評価勘定		583,948
未収入金		3,903,619
未収利息		465
流動資産合計		3,249,666,101
資産合計		3,249,666,101
負債の部		
流動負債		
未払金		112,622,889
流動負債合計		112,622,889
負債合計		112,622,889
純資産の部		
元本等		
元本		2,940,702,363
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		196,340,849
元本等合計		3,137,043,212
純資産合計		3,137,043,212
負債純資産合計		3,249,666,101

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	平成23年 9 月12日現在
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

1口当たり純資産額	1.0668 円
(10,000口当たり純資産額)	10,668 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年12月 6 日  
至 平成23年 9 月12日

- 1 金融商品に対する取組方針  
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
- 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク  
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。  
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。  
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。  
また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
- 3 金融商品に係るリスク管理体制  
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。  
市場リスクの管理  
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。  
信用リスクの管理  
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。  
流動性リスクの管理  
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
- 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9 月12日現在	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2	時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。

## (その他の注記)

平成23年 9 月12日現在	
1	元本の移動及び期末元本額の内訳
	期首(設定日) 平成22年12月 6 日
	期首元本額 円
	期首より平成23年 9 月12日までの期中追加設定元本額 4,330,834,225 円
	期首より平成23年 9 月12日までの期中一部解約元本額 1,390,131,862 円
	期末元本額 2,940,702,363 円
	期末元本額の内訳*
	ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス) 2,940,702,363 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3)附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

(平成23年 9 月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ルピア	ADARO ENERGY PT	6,248,000	2,025.00	12,652,200,000.00	
	BERAU COAL ENERGY PT	2,900,000	520.00	1,508,000,000.00	
	BUMI RESOURCES TBK PT	1,827,500	2,800.00	5,117,000,000.00	
	HARUM ENERGY TBK PT	441,000	8,600.00	3,792,600,000.00	
	INDIKA ENERGY TBK PT	1,070,500	3,350.00	3,586,175,000.00	
	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	200,000	45,800.00	9,160,000,000.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	329,500	19,700.00	6,491,150,000.00	
	HOLCIM INDONESIA TBK PT	794,000	2,050.00	1,627,700,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	740,000	15,450.00	11,433,000,000.00	
	SEMEN GRESIK (PERSERO)	1,365,000	9,150.00	12,489,750,000.00	
	BORNEO LUMBUNG ENERGI&META	1,720,000	1,230.00	2,115,600,000.00	
	INTERNATIONAL NICKEL INDONESIA	666,500	3,925.00	2,616,012,500.00	
	ASAHIMAS FLAT GLASS TBK PT	120,000	8,700.00	1,044,000,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	496,742	25,300.00	12,567,572,600.00	
	AKR CORPORINDO TBK PT	1,435,000	2,725.00	3,910,375,000.00	
	CITRA MARGA NUSAPHALA PER PT	200,000	1,720.00	344,000,000.00	
	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	831,000	4,175.00	3,469,425,000.00	



MULTISTRADA ARAH SARANA TBK	2,420,000	550.00	1,331,000,000.00	
PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	490,500	70,300.00	34,482,150,000.00	
MITRA ADIPERKASA TBK PT	330,000	4,875.00	1,608,750,000.00	
INDOMOBIL SUKSES INTERNASION	125,000	11,650.00	1,456,250,000.00	
ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	175,500	22,300.00	3,913,650,000.00	
BW PLANTATION TBK PT	4,719,000	1,210.00	5,709,990,000.00	
INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	400,000	5,550.00	2,220,000,000.00	
INDOFOOD SUKSES MAK TBK	929,500	5,900.00	5,484,050,000.00	
JAPFA COMFEED INDONES-TBK PT	300,000	5,250.00	1,575,000,000.00	
PP LONDON SUMATRA INDONE	1,227,500	2,300.00	2,823,250,000.00	
PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	2,183,000	2,800.00	6,112,400,000.00	
GUDANG GARAM TBK	429,000	59,800.00	25,654,200,000.00	
UNILEVER INDONESIA TBK PT	773,500	17,550.00	13,574,925,000.00	
KALBE FARMA PT	2,575,000	3,600.00	9,270,000,000.00	
BANK BUKOPIN TBK PT	1,000,000	700.00	700,000,000.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ルピア	BANK CENTRAL ASIA	2,444,000	8,350.00	20,407,400,000.00	
	BANK DANAMON PT	806,000	5,350.00	4,312,100,000.00	
	BANK DANAMON PT -RIGHTS	93,288	1,050.00	97,952,400.00	
	BANK MANDIRI	3,020,723	7,200.00	21,749,205,600.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	2,337,500	4,125.00	9,642,187,500.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	3,119,000	6,850.00	21,365,150,000.00	
	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	1,327,500	1,580.00	2,097,450,000.00	
	ALAM SUTERA REALTY TBK PT	8,102,500	440.00	3,565,100,000.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	1,978,000	990.00	1,958,220,000.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	3,727,000	560.00	2,087,120,000.00	
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	5,114,500	1,300.00	6,648,850,000.00	
	TELEKOMUNIKASI	1,702,500	7,600.00	12,939,000,000.00	
	XL AXIATA TBK PT	1,038,000	5,350.00	5,553,300,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	2,984,500	2,900.00	8,655,050,000.00	
	計	銘柄数：46			330,918,260,600.00
				(3,011,356,171)	
	組入時価比率：96.0%			100%	
合計				3,011,356,171	
				(3,011,356,171)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成23年 9 月12日現在)  
該当事項はございません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成23年 9 月12日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建 ルピア				
	65,840,110		66,424,058	583,948
合計	65,840,110		66,424,058	583,948

(注)時価の算定方法  
為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下の  
ように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客  
先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価し  
ております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場  
合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		2,536,649
親投資信託受益証券		366,634,634
未収利息		6
流動資産合計		369,171,289
資産合計		369,171,289
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬		54,179
未払委託者報酬		1,733,601
その他未払費用		3,213
流動負債合計		1,790,993
負債合計		1,790,993
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		399,677,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		32,297,347
（分配準備積立金）		3,712,909
元本等合計		367,380,296
純資産合計		367,380,296
負債純資産合計		369,171,289

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成22年12月6日 至平成23年9月12日
営業収益	
受取利息	5,604
有価証券売買等損益	34,329,121
営業収益合計	34,323,517
営業費用	
受託者報酬	181,473
委託者報酬	5,806,969
その他費用	10,793
営業費用合計	5,999,235
営業利益	40,322,752
経常利益	40,322,752
当期純利益	40,322,752
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	17,561,367
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,983,322
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,983,322
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,519,284
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,519,284
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,297,347

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成22年12月 6 日(設定日)から平成23年 9 月12日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第1期 平成23年9 月12日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数	399,677,643 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	32,297,347 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9192 円 9,192 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額	1,183,817 円
2 分配金の計算過程 該当事項はございません。	

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
1	<p>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
3	<p>金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>
4	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成23年 9 月12日現在	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	



(その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
期首元本額	円
期中追加設定元本額	883,709,568 円
期中一部解約元本額	484,031,925 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	15,443,564
合計	15,443,564

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成22年12月 6 日至 平成23年 9 月12日)

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年 9 月12日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年 9 月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村タイ株マザーファンド		366,634,634	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		366,634,634	
	組入時価比率：99.8%		100%	
合計			366,634,634	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）」は「野村タイ株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 1 「野村タイ株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年 9 月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		2,206,967
コール・ローン		11,989,897
株式		350,849,532
未収配当金		1,576,489
未収利息		29
流動資産合計		366,622,914
資産合計		366,622,914
負債の部		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本		394,995,297
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		28,372,383
元本等合計		366,622,914
純資産合計		366,622,914
負債純資産合計		366,622,914

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年 9 月12日現在	
1 元本の欠損の額	28,372,383 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9282 円
(10,000口当たり純資産額)	9,282 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年12月6 日 至 平成23年 9 月12日	
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9 月12日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

平成23年 9 月12日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首(設定日)	平成22年12月 6 日
期首元本額	円
期首より平成23年 9 月12日までの期中追加設定元本額	855,495,249 円
期首より平成23年 9 月12日までの期中一部解約元本額	460,499,952 円
期末元本額	394,995,297 円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)	394,995,297 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年 9 月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
パーツ	BANPU PUBLIC COMPANY LTD. (F)	7,000	634.00	4,438,000.00	
	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	67,500	163.00	11,002,500.00	
	PTT PCL(F)	49,100	321.00	15,761,100.00	
	THAI OIL PCL(F)	52,000	67.50	3,510,000.00	
	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	100,877	38.00	3,833,326.00	
	PTT CHEMICAL PCL-FOREIGN	41,200	132.00	5,438,400.00	
	PTT CHEMICAL PCL-NVDR	6,000	132.00	792,000.00	
	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	22,100	371.00	8,199,100.00	
	DYNASTY CERAMIC PCL(F)	14,000	54.00	756,000.00	
	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY-FOR	22,000	24.80	545,600.00	
	BEC WORLD PUBLIC(F)	32,000	43.50	1,392,000.00	
	ROBINSON DEPARTMENT STORE (F)	44,000	38.50	1,694,000.00	
	SIAM GLOBAL HOUSE PCL-FOREIG	142,200	9.30	1,322,460.00	
	CP ALL PCL-FOREIGN	163,000	51.25	8,353,750.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	222,500	30.25	6,730,625.00	
	BANGKOK BANK(F)	86,800	160.00	13,888,000.00	
	BANK OF AYUDHYA PCL-FOREIGN	54,800	25.00	1,370,000.00	
	KASIKORNBANK PCL(F)	132,800	125.00	16,600,000.00	
	KRUNG THAI BANK PUB CO-FOREI	218,700	18.90	4,133,430.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	114,000	119.00	13,566,000.00	
	BANGKOK LIFE ASSURANCE-NVDR	15,000	56.75	851,250.00	
	AMATA CORP PUBLIC CO LTD(F)	77,000	14.20	1,093,400.00	
	SUPALAI PUBLIC CO LTD-FOR	50,000	14.40	720,000.00	
	ADVANCED INFO SERVICE (F)	52,000	120.00	6,240,000.00	

	TOTAL ACCESS COMMUNICA-NVDR	26,000	73.00	1,898,000.00	
	GLOW ENERGY PCL-FOREIGN	33,500	55.50	1,859,250.00	
計	銘柄数：26			135,988,191.00	
				(350,849,532)	
	組入時価比率：95.7%			100%	
合計				350,849,532	
				(350,849,532)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
 2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成23年 9 月12日現在)  
 該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
 該当事項はございません。

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年12月6日から平成23年9月12日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		2,512,270
親投資信託受益証券		366,202,596
未収利息		6
流動資産合計		368,714,872
資産合計		368,714,872
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬		53,707
未払委託者報酬		1,718,377
その他未払費用		3,188
流動負債合計		1,775,272
負債合計		1,775,272
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		391,131,773
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		24,192,173
（分配準備積立金）		1,873,455
元本等合計		366,939,600
純資産合計		366,939,600
負債純資産合計		368,714,872

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成22年12月6日 至平成23年9月12日
営業収益	
受取利息	2,226
有価証券売買等損益	7,916,288
営業収益合計	7,914,062
営業費用	
受託者報酬	143,203
委託者報酬	4,582,266
その他費用	8,495
営業費用合計	4,733,964
営業利益	12,648,026
経常利益	12,648,026
当期純利益	12,648,026
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	169,802
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,461,080
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,461,080
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,835,425
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,835,425
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,192,173



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成22年12月 6 日(設定日)から平成23年 9 月12日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第1期 平成23年 9 月12日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数	391,131,773 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	24,192,173 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9381 円 9,381 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。	支払金額 928,027 円
2 分配金の計算過程 該当事項はございません。	

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
1	<p>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
3	<p>金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成23年 9 月12日現在	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
期首元本額	円
期中追加設定元本額	444,400,710 円
期中一部解約元本額	53,268,937 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

第1期 自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,514,900
合計	7,514,900

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成22年12月 6 日至 平成23年 9 月12日)

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年 9 月12日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年 9 月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村フィリピン株マザーファンド		366,202,596	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		366,202,596	
	組入時価比率：99.8%		100%	
合計			366,202,596	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）」は「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 1 「野村フィリピン株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年 9 月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		2,258,565
コール・ローン		5,444,887
株式		357,393,072
未収配当金		1,120,458
未収利息		13
流動資産合計		366,216,995
資産合計		366,216,995
負債の部		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本		385,395,282
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		19,178,287
元本等合計		366,216,995
純資産合計		366,216,995
負債純資産合計		366,216,995

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年 9 月12日現在	
1 元本の欠損の額	19,178,287 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9502 円
(10,000口当たり純資産額)	9,502 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年12月 6 日 至 平成23年 9 月12日	
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9 月12日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

平成23年 9 月12日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首(設定日)	平成22年12月 6 日
期首元本額	円
期首より平成23年 9 月12日までの期中追加設定元本額	432,070,284 円
期首より平成23年 9 月12日までの期中一部解約元本額	46,675,002 円
期末元本額	385,395,282 円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)	385,395,282 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年 9 月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
フィリピン ペソ	SEMIRARA MINING CORP	16,650	219.60	3,656,340.00	
	HOLCIM PHILIPPINES INC	94,100	9.60	903,360.00	
	REPUBLIC CEMENT CORP	179,000	5.65	1,011,350.00	
	ATLAS CONS MINING & DEV	149,000	20.50	3,054,500.00	
	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	75,000	40.00	3,000,000.00	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	1,043,000	10.64	11,097,520.00	
	DMCI HOLDINGS INC	208,000	40.20	8,361,600.00	
	SM INVESTMENTS CORP	41,680	553.00	23,049,040.00	
	CEBU AIR INC	15,170	81.00	1,228,770.00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	78,810	52.05	4,102,060.50	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	55,000	92.00	5,060,000.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	27,500	42.00	1,155,000.00	
	BANCO DE ORO UNIBANK INC	218,910	57.20	12,521,652.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLAND	300,040	58.00	17,402,320.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	230,317	71.15	16,387,054.55	
	PHILIPPINE NATIONAL BANK	34,000	50.45	1,715,300.00	
	AYALA CORPORATION	20,968	305.00	6,395,240.00	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	480,000	3.28	1,574,400.00	
	AYALA LAND LTD	1,143,200	16.08	18,382,656.00	
	ROBINSONS LAND CO	220,000	12.60	2,772,000.00	
	SHANG PROPERTIES INC	877,000	1.95	1,710,150.00	
	SM PRIME HLDGS	722,900	12.78	9,238,662.00	
	VISTA LAND & LIFESCAPES INC	551,000	3.17	1,746,670.00	
	PHILIPPINE LONG DISTANCE TELEPHONE CO.	6,400	2,384.00	15,257,600.00	
	ABOITIZ POWER CORP	386,800	30.10	11,642,680.00	
	ENERGY DEVELOPMENT CORPORATION	2,267,300	6.15	13,943,895.00	
計	銘柄数：26			196,369,820.05	
				(357,393,072)	
	組入時価比率：97.6%			100%	
合計				357,393,072	
				(357,393,072)	

(注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

- 2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成23年 9 月12日現在)  
該当事項はございません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年9月16日から平成22年9月13日まで）および第2期計算期間（平成22年9月14日から平成23年9月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



## 【ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成22年 9月13日現在	第2期 平成23年 9月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	859,429	481,360
親投資信託受益証券	95,282,097	46,265,375
未収入金	1,130,000	190,000
未収利息	2	1
流動資産合計	97,271,528	46,936,736
資産合計	97,271,528	46,936,736
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	95,278	46,260
未払解約金	1,849,450	610,205
未払受託者報酬	2,054	794
未払委託者報酬	18,378	7,027
その他未払費用	55	4
流動負債合計	1,965,215	664,290
負債合計	1,965,215	664,290
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	95,278,684	46,260,888
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,629	11,558
（分配準備積立金）	85,417	55,119
元本等合計	95,306,313	46,272,446
純資産合計	95,306,313	46,272,446
負債純資産合計	97,271,528	46,936,736

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年 9月16日 至平成22年 9月13日	第2期 自平成22年 9月14日 至平成23年 9月12日
営業収益		
受取利息	21,501	2,089
有価証券売買等損益	273,097	107,278
営業収益合計	294,598	109,367
営業費用		
受託者報酬	3,560	1,984
委託者報酬	31,874	17,697
その他費用	91	21
営業費用合計	35,525	19,702
営業利益	259,073	89,665
経常利益	259,073	89,665
当期純利益	259,073	89,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	241,177	74,729
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	27,629
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,589,176	215,357
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,589,176	215,357
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,484,165	200,104
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,484,165	200,104
分配金	95,278	46,260
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,629	11,558

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券 ) 基準価額で評価しております。	(1 親投資信託受益証券 ) 同左
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益 ) 約定日基準で計上しております。	(1 有価証券売買等損益 ) 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日 のため、平成21年9月16日(設定日)か ら平成22年9月13日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成22年9月14日から平成 23年9月12日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 95,278,684 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 46,260,888 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0003 円 (10,000口当たり純資産額 10,003 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0002 円 (10,000口当たり純資産額 10,002 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額517,719円(10,000口当たり54 円)のうち、95,278円(10,000口当たり10円)を分配金額として おります。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額377,082円(10,000口当たり81 円)のうち、46,260円(10,000口当たり10円)を分配金額として おります。

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	180,695円	費用控除後の配当等収益額	A	100,147円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	337,024円	収益調整金額	C	275,703円
分配準備積立金額	D	円	分配準備積立金額	D	1,232円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	517,719円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	377,082円
当ファンドの期末残存口数	F	95,278,684口	当ファンドの期末残存口数	F	46,260,888口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	54円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	81円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I = F \times H / 10,000$	95,278円	収益分配金額	$I = F \times H / 10,000$	46,260円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成22年9月13日現在	第2期 平成23年9月12日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
期首元本額 円	期首元本額 95,278,684 円
期中追加設定元本額 2,861,994,046 円	期中追加設定元本額 339,758,658 円
期中一部解約元本額 2,766,715,362 円	期中一部解約元本額 388,776,454 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第1期 自 平成21年9月16日 至 平成22年9月13日	第2期 自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	54,645	31,844
合計	54,645	31,844

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 平成21年9月16日至 平成22年9月13日)

該当事項はございません。

第2期(自 平成22年9月14日至 平成23年9月12日)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド		46,265,375	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		46,265,375	
	組入時価比率：100.0%		100%	
合計			46,265,375	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。



## 参考

「ノムラ・アジア・シリーズ（マネーパブル・ファンド）」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「野村マネー マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年9月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		15,232,372
国債証券		3,659,649,248
特殊債券		518,662,756
社債券		301,502,240
現先取引勘定		539,908,200
未収利息		3,266,483
前払費用		410,160
借入有価証券担保金		999,754,423
流動資産合計		6,038,385,882
資産合計		
		6,038,385,882
負債の部		
流動負債		
未払金		210,726,800
未払解約金		40,473,766
流動負債合計		251,200,566
負債合計		
		251,200,566
純資産の部		
元本等		
元本		5,690,228,874
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		96,956,442
元本等合計		5,787,185,316
純資産合計		
		5,787,185,316
負債純資産合計		
		6,038,385,882

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年9月14日 至 平成23年9月12日
--	------------------------------

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1 国債証券、特殊債券及び社債券) 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益) 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1 現先取引) 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年3月10日)の規定によっております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年9月12日現在

1	借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。	
2	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1,0170 円
	(10,000口当たり純資産額)	10,170 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年9月14日

至 平成23年9月12日

1	金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3	金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月12日現在

1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2	時価の算定方法

## 国債証券、特殊債券及び社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

平成23年9月12日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年9月14日
期首元本額	4,604,047,029 円
期首より平成23年9月12日までの期中追加設定元本額	5,798,199,589 円
期首より平成23年9月12日までの期中一部解約元本額	4,712,017,744 円
期末元本額	5,690,228,874 円
期末元本額の内訳*	
野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド	3,097,496 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	213,987,315 円
野村新中国株投資マネープール・ファンド	187,809,643 円
野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年2回決算型	31,942,252 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	71,306,134 円
野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド	5,330,594 円
野村RCM・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	4,474,028 円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	12,312,327 円
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	10,038,872 円
ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)	45,492,011 円
野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	19,717,906 円
野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マネープールファンド	26,544,620 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド) 年2回決算型	10,739,990 円
野村グローバルCB投信(マネープールファンド)年2回決算型	4,447,038 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド) 年2回決算型	37,903,122 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(マネープールファンド) 年2回決算型	105,631 円
野村日本スマートシティ株投資マネープールファンド	46,379,484 円
野村世界高金利通貨投信	446,765,074 円
野村新世界高金利通貨投信	794,675,673 円
コインの未来(毎月分配型)	3,965,894 円
コインの未来(年2回分配型)	991,474 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	890,472 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	890,472 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	890,472 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	92,106,405 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	7,444,218 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	483,888 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	73,808,135 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	508,215,019 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	40,976,965 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	73,898,603 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	7,792,728 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	938,168 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	167,921 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	5,275,405 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	17,036,097 円

野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	3,363,740	円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	3,030,893	円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	427,336	円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	6,552,710	円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)毎月分配型	50,278,128	円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	2,703,197	円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	1,651,249	円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	1,031,848	円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型	3,935,024	円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)年2回決算型	7,485,015	円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	220,398	円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型	1,025,232	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	8,678,501	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	34,418,146	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	235,601,578	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	24,556,214	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	5,128,206	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	394,478	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	2,465,484	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	8,678,501	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	1,183,432	円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	887,574	円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	2,465,241	円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	769,155	円
野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	38,652,483	円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	975,178	円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	38,091,017	円
野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	356,905,044	円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	6,304,177	円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型	67,937,353	円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	39,509,457	円
野村新エマージング債券投信(円コース)年2回決算型	4,156,817	円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型	88,653	円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	4,816,785	円
野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	16,656,817	円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	610,718	円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)年2回決算型	18,380,615	円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	3,684,004	円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	984,834	円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,834	円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,834	円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	984,834	円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,834	円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,834	円
野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)	98,427,153	円
野村アジアCB投信(毎月分配型)	39,389,464	円
野村グローバルCB投信(円コース)毎月分配型	984,543	円
野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,543	円
野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,543	円
野村グローバルCB投信(円コース)年2回決算型	984,543	円

野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,543	円
野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,543	円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA向け)	10,000	円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)毎月分配型	984,252	円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)毎月分配型	984,252	円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)毎月分配型	984,252	円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	984,252	円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)年2回決算型	984,252	円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)年2回決算型	984,252	円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)年2回決算型	984,252	円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	984,252	円
野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	14,760	円
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	14,760	円
野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型	14,760	円
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型	14,760	円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)毎月分配型	4,919,324	円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	60,999,607	円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	21,645,022	円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)年2回決算型	1,672,570	円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	4,427,391	円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	1,672,570	円
野村米国ブランド株投資(円コース)毎月分配型	983,768	円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	983,768	円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	983,768	円
野村米国ブランド株投資(円コース)年2回決算型	983,768	円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型	983,768	円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型	983,768	円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)毎月分配型	983,672	円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)毎月分配型	983,672	円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)毎月分配型	983,672	円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)年2回決算型	983,672	円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)年2回決算型	983,672	円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)年2回決算型	983,672	円
野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース	983,381	円
野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース	983,381	円
野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース	983,381	円
野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース	983,381	円
第1回 野村短期公社債ファンド	16,917,287	円
第2回 野村短期公社債ファンド	17,089,037	円
第3回 野村短期公社債ファンド	9,689,581	円
第4回 野村短期公社債ファンド	9,475,836	円
第5回 野村短期公社債ファンド	15,493,858	円
第6回 野村短期公社債ファンド	6,394,815	円
第7回 野村短期公社債ファンド	5,011,212	円
第8回 野村短期公社債ファンド	12,087,161	円
第9回 野村短期公社債ファンド	19,815,261	円
第10回 野村短期公社債ファンド	8,045,885	円

第11回 野村短期公社債ファンド	9,150,996 円
第12回 野村短期公社債ファンド	24,871,478 円
野村日本株ニュートラル投信(適格機関投資家転売制限付)	1,967,536 円
野村グローバル債券為替ファンド(適格機関投資家転売制限付)	1,453,026,404 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### (3) 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年9月12日現在)

該当事項はございません。

#### (2) 株式以外の有価証券

(平成23年9月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫債券 利付(2年)第286回	100,000,000	100,026,000	
	国庫債券 利付(5年)第60回	200,000,000	200,047,408	
	国庫短期証券 第136回	110,000,000	109,997,800	
	国庫短期証券 第202回	250,000,000	249,994,210	
	国庫短期証券 第203回	250,000,000	249,990,875	
	国庫短期証券 第204回	250,000,000	249,986,800	
	国庫短期証券 第206回	250,000,000	249,981,875	
	国庫短期証券 第207回	250,000,000	249,977,200	
	国庫短期証券 第209回	250,000,000	249,971,835	
	国庫短期証券 第211回	250,000,000	249,966,560	
	国庫短期証券 第212回	250,000,000	249,962,525	
	国庫短期証券 第214回	250,000,000	249,957,510	
	国庫短期証券 第217回	250,000,000	249,952,820	
	国庫短期証券 第218回	250,000,000	249,949,600	
	国庫短期証券 第219回	250,000,000	249,946,230	
	国庫短期証券 第221回	250,000,000	249,940,000	
国債証券計	銘柄数：16	3,660,000,000	3,659,649,248	
	組入時価比率：63.2%		81.7%	
特殊債券	公営企業債券 政府保証第806回	100,000,000	100,028,362	
	都市再生債券 政府保証第18回	100,000,000	100,218,276	
	関西国際空港債券 政府保証第37回	118,000,000	118,004,032	
	商工債券 利付第678回い号	100,000,000	100,259,966	



	しんきん中金債券 利付第203回	100,000,000	100,152,120	
特殊債券計	銘柄数：5	518,000,000	518,662,756	
	組入時価比率：9.0%		11.6%	
社債券	みずほコーポレート銀行 第5回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,719,652	
	三井住友銀行 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,425,804	
	日本電信電話 第44回	100,000,000	100,356,784	
社債券計	銘柄数：3	300,000,000	301,502,240	
	組入時価比率：5.2%		6.7%	
合計			4,479,814,244	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成23年10月31日現在

#### 「ノムラ・印度・フォーカス」

資産総額	6,480,411,087	円
負債総額	48,691,122	円
純資産総額( - )	6,431,719,965	円
発行済口数	6,954,070,570	口
1口当たり純資産額( / )	0.9249	円

#### 「ノムラ・韓国・フォーカス」

資産総額	1,234,363,799	円
負債総額	18,731,425	円
純資産総額( - )	1,215,632,374	円
発行済口数	1,078,990,460	口
1口当たり純資産額( / )	1.1266	円

## 「ノムラ・台湾・フォーカス」

資産総額	277,650,965	円
負債総額	2,156,473	円
純資産総額( - )	275,494,492	円
発行済口数	287,862,576	口
1口当たり純資産額( / )	0.9570	円

## 「ノムラ・アセアン・フォーカス」

資産総額	1,358,264,629	円
負債総額	18,588,892	円
純資産総額( - )	1,339,675,737	円
発行済口数	1,243,707,097	口
1口当たり純資産額( / )	1.0772	円

## 「ノムラ・豪州・フォーカス」

資産総額	750,357,044	円
負債総額	5,251,944	円
純資産総額( - )	745,105,100	円
発行済口数	752,657,168	口
1口当たり純資産額( / )	0.9900	円

## 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」

資産総額	3,266,170,057	円
負債総額	29,558,878	円
純資産総額( - )	3,236,611,179	円
発行済口数	3,235,024,871	口
1口当たり純資産額( / )	1.0005	円

## 「ノムラ・タイ・フォーカス」

資産総額	317,510,589	円
負債総額	37,788,891	円
純資産総額( - )	279,721,698	円
発行済口数	321,212,488	口
1口当たり純資産額( / )	0.8708	円

## 「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

資産総額	347,523,786	円
負債総額	6,704,544	円
純資産総額( - )	340,819,242	円
発行済口数	372,714,061	口
1口当たり純資産額( / )	0.9144	円

## 「マネーブル・ファンド」

資産総額	55,123,810	円
負債総額	8,690,878	円
純資産総額( - )	46,432,932	円
発行済口数	46,413,500	口
1口当たり純資産額( / )	1.0004	円

## &lt;ご参考&gt;

## 「野村インド株マザーファンド」

資産総額	6,497,150,898	円
負債総額	77,764,713	円
純資産総額( - )	6,419,386,185	円
発行済口数	5,904,665,886	口
1口当たり純資産額( / )	1.0872	円

## 「野村韓国株マザーファンド」

資産総額	1,235,610,542	円
負債総額	26,220,500	円
純資産総額( - )	1,209,390,042	円
発行済口数	1,011,474,087	口
1口当たり純資産額( / )	1.1957	円

## 「野村台湾株マザーファンド」

資産総額	274,935,348	円
負債総額		円
純資産総額( - )	274,935,348	円
発行済口数	276,246,406	口
1口当たり純資産額( / )	0.9953	円

## 「野村アセアン株マザーファンド」

資産総額	1,343,422,450	円
負債総額	5,964,666	円
純資産総額( - )	1,337,457,784	円
発行済口数	1,143,529,365	口
1口当たり純資産額( / )	1.1696	円

## 「野村豪州株マザーファンド」

資産総額	744,204,500	円
負債総額		円
純資産総額( - )	744,204,500	円

発行済口数	736,767,979	口
1口当たり純資産額( / )	1.0101	円

## 「野村インドネシア株マザーファンド」

資産総額	3,257,569,119	円
負債総額	24,958,765	円
純資産総額( - )	3,232,610,354	円
発行済口数	3,157,984,730	口
1口当たり純資産額( / )	1.0236	円

## 「野村タイ株マザーファンド」

資産総額	279,183,891	円
負債総額		円
純資産総額( - )	279,183,891	円
発行済口数	316,758,253	口
1口当たり純資産額( / )	0.8814	円

## 「野村フィリピン株マザーファンド」

資産総額	340,148,567	円
負債総額		円
純資産総額( - )	340,148,567	円
発行済口数	366,419,385	口
1口当たり純資産額( / )	0.9283	円

## 「野村マネーマザーファンド」

資産総額	5,713,794,388	円
負債総額	3,765,996	円
純資産総額( - )	5,710,028,392	円
発行済口数	5,613,660,536	口
1口当たり純資産額( / )	1.0172	円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償

還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

平成23年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

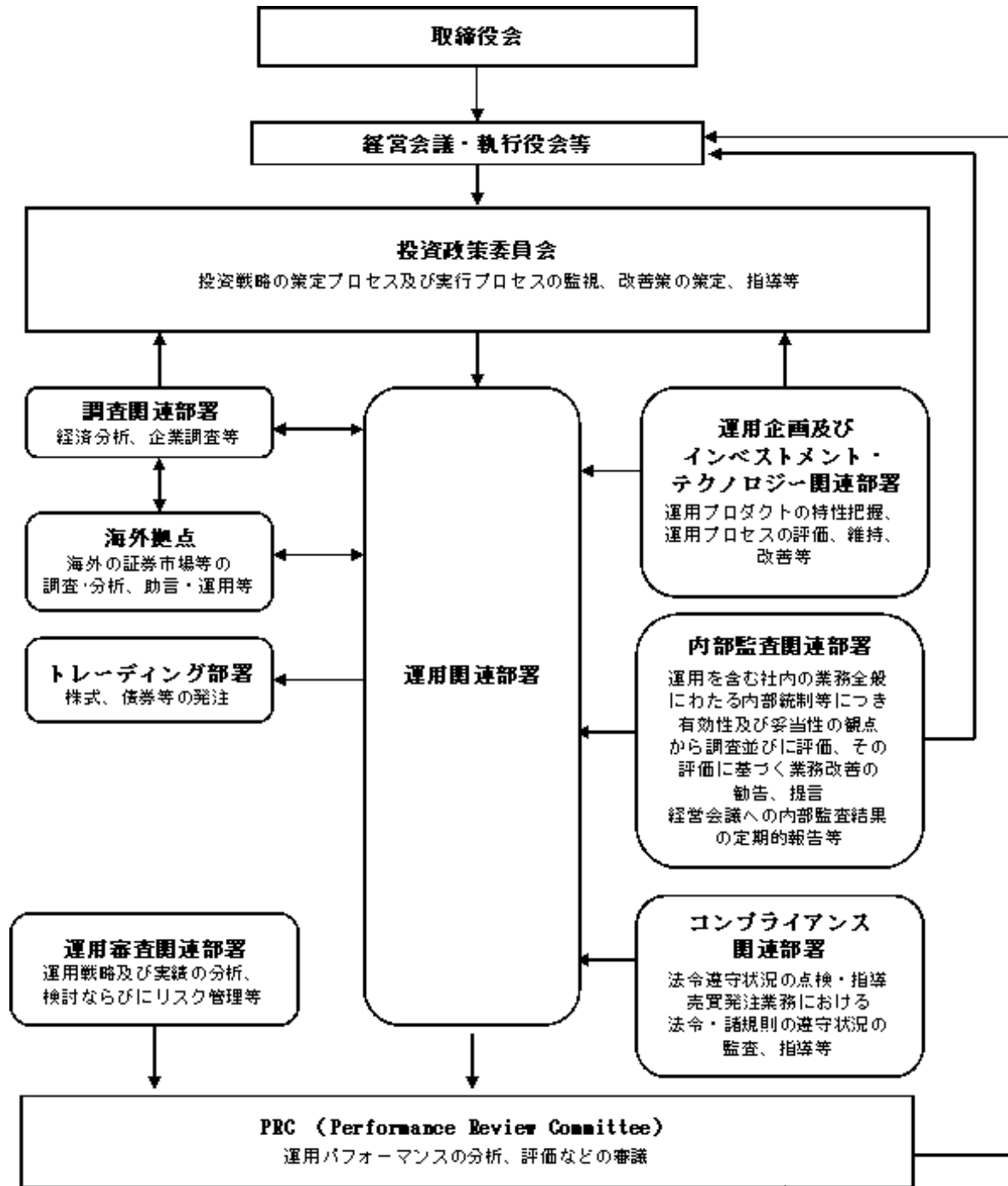
###### 委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれによって各報



酬の内容を決定し、八)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制





## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	733	9,361,504
単体型株式投資信託	34	287,667
追加型公社債投資信託	18	4,552,503
単体型公社債投資信託	0	0
合計	785	14,201,674

### 3 【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第5号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第52期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第5号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(平成22年 3月31日)	(平成23年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		520	538
金銭の信託		38,530	39,575
有価証券		5,100	1,400
短期貸付金		126	166
前払金		0	0
前払費用		47	41
未収入金		79	171
未収委託者報酬		9,756	10,032
未収収益		2,645	3,761
繰延税金資産		1,513	1,736
その他		143	12
貸倒引当金		6	6
流動資産計		58,457	57,430
固定資産			
有形固定資産		1,729	1,823
建物	2	635	576
器具備品	2	1,094	1,246
無形固定資産		11,839	10,649
ソフトウェア		11,836	10,647
電話加入権		1	1
その他		1	0
投資その他の資産		28,988	32,430
投資有価証券		11,614	8,648
関係会社株式		16,099	22,609
従業員長期貸付金		366	235
長期差入保証金		66	64
長期前払費用		23	24
繰延税金資産		490	582
その他		327	265
貸倒引当金		0	0
固定資産計		42,557	44,903
資産合計		101,014	102,333

		前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>(負債の部)</b>			
<b>流動負債</b>			
関係会社短期借入金		11,000	8,000
預り金		95	87
未払金	1	6,217	7,645
未払収益分配金		4	4
未払償還金		61	79
未払手数料		4,226	4,517
その他未払金		1,925	3,043
未払費用	1	7,594	7,373
未払法人税等		849	800
前受収益		9	9
賞与引当金		2,538	2,900
流動負債計		28,305	26,818
<b>固定負債</b>			
退職給付引当金		4,576	4,064
時効後支払損引当金		475	481
その他		351	65
固定負債計		5,403	4,611
<b>負債合計</b>		<b>33,708</b>	<b>31,429</b>
<b>(純資産の部)</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金		17,180	17,180
資本剰余金		11,729	11,729
資本準備金		11,729	11,729
利益剰余金		35,164	39,369
利益準備金		685	685
その他利益剰余金		34,479	38,684
別途積立金		24,606	24,606
繰越利益剰余金		9,872	14,077
評価・換算差額等		3,231	2,624
その他有価証券評価差額金		3,056	2,694
繰延ヘッジ損益		175	69
<b>純資産合計</b>		<b>67,306</b>	<b>70,903</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<b>101,014</b>	<b>102,333</b>



## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			76,293		81,230
運用受託報酬			10,576		13,165
その他営業収益			57		143
営業収益計			86,927		94,539
営業費用					
支払手数料			35,199		39,741
広告宣伝費			1,155		1,155
公告費			0		-
受益証券発行費			10		6
調査費			20,998		20,709
調査費		1,394		1,310	
委託調査費		19,603		19,398	
委託計算費			883		917
営業雑経費			2,493		2,451
通信費		222		207	
印刷費		1,293		1,148	
協会費		71		73	
諸経費		905		1,022	
営業費用計			60,740		64,980
一般管理費					
給料			9,912		10,131
役員報酬	2	388		322	
給料・手当		6,740		6,822	
賞与		2,784		2,987	
交際費			153		141
旅費交通費			458		484
租税公課			206		231
不動産賃借料			1,464		1,452
退職給付費用			1,116		1,054
固定資産減価償却費			4,630		4,575
諸経費			6,529		6,106
一般管理費計			24,471		24,176
営業利益			1,715		5,382

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	3,698		4,771	
収益分配金		6		9	
受取利息		5		6	
金銭の信託運用益		2,385		1,222	
為替差益		45		62	
その他		283		319	
営業外収益計			6,424		6,391
営業外費用					
支払利息	1	98		75	
時効後支払損引当金繰入額		37		13	
その他		53		9	
営業外費用計			189		98
経常利益			7,950		11,676
特別利益					
投資有価証券売却益		72		419	
株式報酬受入益		226		173	
特別利益計			299		593
特別損失					
投資有価証券売却損		60		149	
投資有価証券等評価損		70		10	
固定資産除却損	3	16		412	
システム利用契約解約違約金		63		20	
特別損失計			210		591
税引前当期純利益			8,039		11,677
法人税、住民税及び事業税			2,662		3,759
法人税等調整額			492		108
当期純利益			5,869		7,810

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	24,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	7,608	9,872
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204

当期末残高	9,872	有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 14,077
利益剰余金合計		
前期末残高	32,900	35,164
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	35,164	39,369
株主資本合計		
前期末残高	61,810	64,074
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	64,074	68,279
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,084	3,056
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	971	361
当期変動額合計	971	361
当期末残高	3,056	2,694
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	249	175
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	73	245
当期変動額合計	73	245
当期末残高	175	69
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,333	3,231
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	607
当期変動額合計	898	607
当期末残高	3,231	2,624
純資産合計		
前期末残高	64,143	67,306
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	607
当期変動額合計	3,162	3,597
当期末残高	67,306	70,903



## [重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)								
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="319 1086 622 1209"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先に対する債権3百万円については、債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左)</p> <p>時価のないもの (同左)</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (同左)</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左)</p> <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p>
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 (同左)</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 (同左)</p> <p>6. リース取引の処理方法 (同左)</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 (同左)</p> <p>9. 連結納税制度の適用 (同左)</p>

## [会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(退職給付の処理方法) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年 7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	
	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)」を適用しております。これによる損益への影響はありません。

## [追加情報]

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(耐用年数の変更) 当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。 この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円減少しております。	
(賞与制度の改定) 従業員の賞与につきましては従来 6月及び12月の年 2回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月 1日から 3月末日までに対応する金額を計上していましたが、制度改定により年 1回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が 4月 1日から 3月末日までに対応する金額を計上しております。	



## [注記事項]

## 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払金 1,655百万円	未払金 2,442百万円
未払費用 1,017	未払費用 762
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 369百万円	建物 437百万円
器具備品 1,647	器具備品 1,874
合計 2,017	合計 2,311

## 損益計算書関係

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。
受取配当金 3,542百万円	受取配当金 4,633百万円
支払利息 98	支払利息 75
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損	3. 固定資産除却損
建物 7百万円	ソフトウェア 412百万円
器具備品 5	
ソフトウェア 4	
合計 16	合計 412

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
1株当たり配当額	700円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	700円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月1日

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成22年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
1株当たり配当額	700円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## リース取引関係

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">器具備品</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">603百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">415</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">188</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">99百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">187百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">175</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> </table>	器具備品		取得価額相当額	603百万円	減価償却累計額相当額	415	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	188	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	99百万円	1年超	96	合計	195	支払リース料	187百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	175	支払利息相当額	7	減損損失	-	未経過リース料		1年以内	5百万円	1年超	3	合計	8	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">器具備品</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">325</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">73百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">103百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </table>	器具備品		取得価額相当額	417百万円	減価償却累計額相当額	325	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	91	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	73百万円	1年超	22	合計	96	支払リース料	103百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	96	支払利息相当額	3	減損損失	-	未経過リース料		1年以内	6百万円	1年超	4	合計	10
器具備品																																																																									
取得価額相当額	603百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	415																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	188																																																																								
未経過リース料期末残高相当額																																																																									
1年以内	99百万円																																																																								
1年超	96																																																																								
合計	195																																																																								
支払リース料	187百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	175																																																																								
支払利息相当額	7																																																																								
減損損失	-																																																																								
未経過リース料																																																																									
1年以内	5百万円																																																																								
1年超	3																																																																								
合計	8																																																																								
器具備品																																																																									
取得価額相当額	417百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	325																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	91																																																																								
未経過リース料期末残高相当額																																																																									
1年以内	73百万円																																																																								
1年超	22																																																																								
合計	96																																																																								
支払リース料	103百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	96																																																																								
支払利息相当額	3																																																																								
減損損失	-																																																																								
未経過リース料																																																																									
1年以内	6百万円																																																																								
1年超	4																																																																								
合計	10																																																																								

## 金融商品関係

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	520	520	-
(2)金銭の信託	38,530	38,530	-
(3)短期貸付金	126	126	-
(4)未収委託者報酬	9,756	9,756	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,890	15,890	-
(6)関係会社株式	3,064	92,414	89,350
資産計	67,888	157,238	89,350
(7)関係会社短期借入金	11,000	11,000	-
(8)未払金	6,217	6,217	-
(9)未払費用	7,594	7,594	-
(10)未払法人税等	849	849	-
負債計	25,662	25,662	-
(11)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	86	86	-
デリバティブ取引計	86	86	-

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	519	-	-	-
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	-
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
その他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	-
デリバティブ取引計	65	65	-

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	537	-	-	-
金銭の信託	39,575	-	-	-
短期貸付金	166	-	-	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-
合計	51,713	0	1	-

## 有価証券関係

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1．売買目的有価証券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	92,414	89,350
合計	3,064	92,414	89,350

## 4. その他有価証券(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,656	282	5,373
投資信託( 1 )	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,031	2,326	295
譲渡性預金	5,100	5,100	-
小計	7,131	7,426	295
合計	15,890	10,710	5,179

- ( 1 ) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38	-	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．売買目的有価証券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	79,658	76,594
合計	3,064	79,658	76,594

## 4．その他有価証券(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託( 1 )	2,922	3,003	80
譲渡性預金	1,400	1,400	-
小計	4,322	4,403	80
合計	9,252	4,685	4,566

- ( 1 ) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

## 5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	-
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

## デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## （1）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	-	17	先物為替相場によって いる
合 計			3,082	-	17	

## （2）株式関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	株価指数先物取引	投資信託	967	-	68	取引所の価格によって いる
合 計			967	-	68	

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法

原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	65	有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 先物為替相場によっ ている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
合 計			3,013	-	(*1) 65	-

(\*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

## 退職給付関係

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項(平成22年 3月31日)

イ. 退職給付債務	12,427百万円
ロ. 年金資産	6,488
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	5,938
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,015
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	653
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,576
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,576

## 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

イ. 勤務費用	524百万円
ロ. 利息費用	247
ハ. 期待運用収益	136
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	357
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	952
チ. その他(注)	163
計	1,116

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成23年 3月31日)

イ. 退職給付債務	12,965百万円
ロ. 年金資産	7,475
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	5,489
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	613
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,064
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,064

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

イ. 勤務費用	535百万円
ロ. 利息費用	260
ハ. 期待運用収益	162
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	254
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	848
チ. その他(注)	206
計	1,054

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。



## 税効果会計関係

前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
退職給付引当金 1,876	退職給付引当金 1,666
賞与引当金 1,040	賞与引当金 1,189
所有株式税務簿価通算差異 884	所有株式税務簿価通算差異 884
投資有価証券評価減 614	投資有価証券評価減 569
ゴルフ会員権評価減 510	ゴルフ会員権評価減 509
減価償却超過額 369	減価償却超過額 307
未払確定拠出年金掛金 217	未払事業税 206
子会社株式売却損 196	時効後支払損引当金 197
時効後支払損引当金 194	子会社株式売却損 196
その他 268	未払確定拠出年金掛金 107
繰延税金資産小計 6,173	繰延ヘッジ損失 48
評価性引当金 1,923	その他 184
繰延税金資産計 4,250	繰延税金資産小計 6,069
繰延税金負債	評価性引当金 1,878
繰延ヘッジ利益 122	繰延税金資産計 4,190
有価証券評価差額金 2,123	繰延税金負債
繰延税金負債計 2,245	有価証券評価差額金 1,872
繰延税金資産(純額) 2,004	繰延税金負債計 1,872
	繰延税金資産(純額) 2,318
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 41.0%	法定実効税率 41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 9.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 13.2%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスハイブン税制 3.5%	タックスハイブン税制 5.8%
外国税額控除 2.4%	外国税額控除 0.6%
その他 0.3%	その他 0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.1%

## セグメント情報等

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。



## 関連当事者情報

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*1)	168,000	関係会社 短期 借入金	11,000
							資金の返済	169,000		
							借入金利息の支払	98	未払費用	3

## (イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	6,866	未払費用	0

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	26,417 (注)3	未払手数料	3,469
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	3,263	未払費用	940

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (\* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
  - (\* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
  - (\* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
  - (\* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 平成21年11月23日付で野村証券(株)はジョインベスト証券(株)を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券(株)の取引は野村証券(株)に引継がれております。野村証券(株)との取引金額には、合併前のジョインベスト証券(株)と当社の取引金額を含んでおります。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*1)	137,500	関係会社 短期 借入金	8,000
							資金の返済	140,500		
							借入金利息の支払	75	未払費用	3

## (イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド	シンガポール共和国	68,275 (千米ドル)	持株会社	(所有) 直接 100.0%	役員の派遣	増資の引受(*2)	5,762	-	-
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*3)	6,794	未払費用	61

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*4)	31,596	未払手数料	3,835
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*5)	2,657	未払費用	939

- (エ) 役員及び個人主要株主等  
該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており  
ます。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (\* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
  - (\* 2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けて  
おります。
  - (\* 3) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定して  
おります。
  - (\* 4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
  - (\* 5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証  
券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財  
務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	167,970	7,506
固定資産合計	205,568	76,404
流動負債合計	79,436	7,926
固定負債合計	80,690	9,832
純資産合計	213,412	66,152
売上高	312,345	2,546
税引前当期純利益	36,149	3,289
当期純利益	21,100	2,944

## 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり純資産額 13,067円44銭 1株当たり当期純利益 1,139円63銭	1株当たり純資産額 13,765円90銭 1株当たり当期純利益 1,516円39銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 5,869百万円            普通株式に係る当期純利益 5,869百万円            普通株主に帰属しない金額の主要な内訳            該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 7,810百万円            普通株式に係る当期純利益 7,810百万円            普通株主に帰属しない金額の主要な内訳            該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 平成23年9月末現在

#### (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\* 平成23年9月末現在

#### (3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。
Samsung Asset Management Co.,Ltd. (サムスン アセット マネジメント カンパニー リミテッド)	934億ウォン <sup>**</sup>	韓国において投資顧問業および投資信託業務を行なっています。

\* 平成23年9月末現在

\*\* 平成22年12月末現在

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

#### (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

#### (3)投資顧問会社

委託会社から各マザーファンド(「野村マネー マザーファンド」を除く)の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

### 3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

#### (1)受託者

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

該当事項はありません。

#### (3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

## 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の平成21年9月16日から平成22年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の平成22年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の平成21年9月16日から平成22年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の平成22年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の平成21年9月16日から平成22年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の平成22年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の平成21年12月7日から平成22年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の平成22年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の平成21年12月7日から平成22年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の平成22年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の平成21年9月16日から平成22年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の平成22年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の平成22年9月14日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の平成22年9月14日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の平成22年9月14日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の平成22年9月14日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の平成22年9月14日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の平成22年12月6日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の平成22年12月6日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の平成22年12月6日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月2日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の平成22年9月14日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)